

祐筆(四人)表向の文書を認め、又家譜の書入を掌る。藩主が老中として外交事務を擔任した時には特に書翰方(三人内一人目付格)の役を置いて、外交上の書翰を書かせた。  
坊主 表坊主十五人・奥坊主二人あつて、給仕其他の雜役に従事す。  
記録所頭取(一人番頭兼)一藩に關する一切の記録を掌る。下僚に記録本<sub>メ</sub>二人・記録役四人・雇五人あり。

刀番(四人)藩主所藏の刀劍類を管す。  
其他省略。

(六) 藩主出行の警衛役

徒士頭(三人、一人奉行兼、二人用人兼) 供揃の準備及整理をなす。

徒士小頭(五人)徒士を指揮して、藩主道中の警衛をなす。

供支配(四人)藩主の輿側に侍して行く。

先方(一七人)行列の先驅をなす。

(七) 藩主内政掌理の諸役

勝手元(二人、奉行兼)藩主の内政經濟に關する事務を掌る。下僚に勝手元取締頭取(一人、取次格)

勝手元取締(七人)の二役がある。

上お臺所賄役(二人)に附隨して、鹽梅役(三人)・料理方(八人)があつて食膳調理の事を掌る。

此の他膳番・買物役・薪味噌奉行等もある。

(八) 土木工事に關する諸役

普請大奉行(一人、番頭兼)城廓其他の藩有營造物の築造修理及藩士屋敷の請取渡しに關する事務を掌る。部下に

諸職人頭(二人内一人普請奉行兼)主として工事監督の任に當る。

普請奉行(二人)

大工・小細工方・貼付方・疊方等を指揮す。

材木奉行(二人)

作事諸拂(二人内一人普請奉行兼)専ら會計事務を司る。

道奉行(二人)始め道見奉行又は道橋奉行と云つた道路・橋梁の看守修理の事務を掌る。

(九) 對外の役人

留守居(一人)江戸藩邸の上屋敷に住し、定府家老の命を受けて、幕府と藩との間の公務を處理し、兼ねて同列諸藩の交際に當る、添役一人あり。

(一〇) 蒼柴大明神奉仕の役人

悠久山御社御用掛(一人長柄奉行兼)明神への奉仕・社殿及境内の警衛管理の事を掌る。下僚に社掛二人(一人中間頭格)・神職一人あり、又お山御用達ありて、境内の掃除及雜役に服し、神田掛は供進の米を作る。



(二) 會計の諸役

勘定役(二人者頭格)藩の收納・徭役・金穀の出納を掌り、其他給與・賑恤に關する事務をも取扱ふ。勘定所元 $\times$ 七人・勘定人二十四人外に雇十五人ありて、其事務を分擔す。  
大阪米拂 大阪で藩米を賣却する役。  
入役所掛 徴稅事務を扱ふ。

御金元方 領内の富豪を選任し、現金の保管に任ず。

除地金奉行(一人郡奉行同格)除地とは水腐其他の事由で免租した土地若くは社寺其他に交附した免稅地をいふので、此等の土地より藩主に對する御禮の意味で、上納する金穀を管理す。除地方五人之に附屬す。

軍用掛(二人内一人除地金奉行兼)除地より生ずる收納は、主として軍用金に積立て、其の利殖を圖る役なり。

其他収入を圖る諸役に、米穀奉行・藏役・酒奉行・蠟座支配・萱野支配・樹木奉行・お竹奉行等がある。

大納戸(二人)眞綿・紙・竹等藩士に對する給與品の出納を掌る。

(三) 講學教育に關する諸役

儒者(四人内一人取次格 三人目付格)藩主及其の連枝に侍讀し、藩費を統理す。

長岡崇徳館職員

都講(二人、儒者より兼)今の校長である。學派によつて分る。外に

督學(二人、中間頭格)、教授(三人)、助教授(六人)

江戸就正館職員

都講(二人、儒者より兼)

教授(二人)、助教授(二人)

書籍掛(二人一人番頭兼一人者頭兼)藩有圖書を整理出納す。外にお國繪圖預といふ役がある。

(三) 講武操練の諸役

武藝掛(三人内一人取次兼)武藝操練一般の取締・準備施行に關する事務を掌る。

武藝師範(合計三十八人)

軍學、劍術、弓術、各七人、炮術五人、居合四人、槍術馬術各三人、長刀、柔術、各一人

武器預(二人)五人の武器方を指揮して、藩有の武器を保管す。外に焔焔預・旗竿預がある。

家中武器改、領内鐵砲改(各一人者頭兼)検査監視の役に當る。

鐵砲細工方 鐵砲を修理す。

陣貝大鼓役頭取(一人)部下に小組徒士より出役する十五人の陣貝大鼓役が居る。

馬乘(六人雇二人)所謂調馬師で、新馬及悍馬の試乗訓練をなす役。



廐支配（一人番頭兼）廐本（一人）中間を馬卒として廐を整理し、廐吟味方（二人内一人は馬乗より兼）之を監視す。

武具馬具預、馬具改 保管検査の役を務む。

慶應初年時代は移つて西洋兵式が採用せられ、兵學所の新設となつて、兵學所教授方・兵學所世話役・數學世話役・鼓者教授方・勝手方の諸役が任命せられた。

(四) 技藝に依る諸役

醫師 三十七人。薬番若干人。

筆道者 三人。

繪師 三人。

能太夫 二人内一人番頭兼、外に役者十九人。

能道具預之に屬す。

茶道格・鷹匠・年男等以下省略。

其他若殿様附・奥様附・大殿様附の諸役があるが、煩しければ略す。

役高及役料は身分及勤務に依つて、等差のあるは勿論であるが、最高家老の年額役高千石役料十五兩から、最低坊主の役高二十石役料三分までの間を支給せられた。江戸定府の者には幾分の加給があつた。慶應四年三月一日の有名なる『俸祿の増減』が斷行せられ、随つて役高は家老の千石が四百

石に減せられ、七十石以下は一割二分から、下級に至るに従ひ、二割四五分位の増額となつた。諸役は平常文事を職とするものでも、一旦緩急ある時は直ちに軍旅に従はねばならぬ。藩主出陣すれば、家老は一方の大將となり、近習役及小姓は藩主の親衛となつて奉行之を監し、番頭は弓銃の諸隊を率ゐて戦陣に臨み、目附及記録役は軍旅を監し、軍功を録し、又傳令の事に任じ、勸定諸役は糧食、驛舎、人馬の徴發等の事を掌り、普請奉行は陣營奉行となり、足輕は先方にあり、長柄は最も先方にて長柄を使ひ、中間は馬卒となるのである。

勤役誓詞・規律

誓詞とは自己の赤誠を神佛に誓ひ、其の照鑑の下に、決して私心を以て事を行はざるを誓ふ起請であつて、其の由來は頗る古く、我邦では遠く盟神探湯に始まつてゐる。徳川幕府に於ても、亦諸大名及幕府の諸有志、皆起請文を幕府に上げて、私心なきを誓ふ慣例となつてゐた。長岡藩にても諸有司から之を徴收する仕來りて、藩士が吏務を命ぜられた時、家老の宅で認めて神文箱に納める規定で、其の鍵は家老が保管して居る。其の書式は先づ起請文前書の事として、執務上特に注意すべき根本條項を擧げ、神文誓詞（町役人誓詞の條参照）を記して、各自記名血判するのである。家老以下夫々定められた前文があるが、今は散逸して傳はつて居ない。臨時に或る役務を命ぜられた時も、同様の取扱をした。寶曆二年四月十二日藩主忠利が、將軍名代として日光社參を



した時、藩士田中平作目付役として随伴を命ぜられた時、提出した誓詞が今残つて居る。

起請文前書之事

- 一 御爲大切に存、御後闇儀仕間敷事。
- 一 此度御旅中御目附役被仰付候間、御歸之節、御僉議之時分、御家老初毛頭無依怙最負勤之、善惡可申上事。

- 一 兼而被仰出候御條目相背申候者有之候はゞ可申事。
- 右條々於相背者

梵天帝釋四大天王惣而日本國中六十餘州大小神祇殊當所の鎮守藏王權現八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各可蒙者也仍而起請文如件

足輕以下も亦同様の取扱を受けた。  
併し此の役人誓詞は頻繁に失し、餘りに形式に流れる弊を認めためたので、慶應二年十二月幕府に倣つて、轉役の誓詞を廢止した。

服務規律

藩士の日常進退に關し、届出を要するものとして天明元年、指示された項目は

年始五節旬月次登城の日の不參  
惣領分御廣間御番入並に就役  
遠慮差扣並伺の上、差扣は一家の内から

右免除の節

病氣引籠

公用にて外泊は一夜たりとも、出發・歸着とも

江戸登の出發・歸着とも

旅行又は湯治許可の節、出發・歸着とも

婚約・養子・養女縁組成立

家督相續、前髮取

忌服、除服、産穢

天保二年左記追加

幼少並に無勤の者家督濟、惣領分御番入並役付、御醫師悴登城仰付けられる節、氏名年齢とも

天保九年左記追加

足袋願濟の節、駕籠願濟の節

第十三節 諸士法制

「諸士法制」制定の由來



長岡藩にては藩士を統制する爲に、『諸士法制』といふものを制定して之を實施した。而して其の初めて制定せられたのは、忠辰時代の延寶二年であつたが、初代忠成の長子光成が、其の近侍の勤務方に關して指示したる『御部屋相勤候面々へ被仰出たる御書付』といふのが、諸士法制の前身であつたと想察せられる、即ち

光成君御部屋相勤候面々へ被仰出たる御書付

覺

- 一 從公儀兼而被仰出候通、嗜文道忠孝を不可怠候事。
- 一 武用之心懸第一、武具馬具等分限格式無不足用意可爲肝要、不好美麗並刀脇差之粹過分之儀可爲無用事。
- 一 衣服不應分限格式相用申間敷候、乍然拜領之品は別段相用不苦候事。
- 一 諸番人勤仕獲に無之、不限大小役儀、其役儀之品に隨ひ、内外之無差別、一分を相愼、無懈怠可相勤候、聊不可有粗末之義事。
- 一 居所は表向不見苦様に、内所は用事相辨候程にて可相住事。
- 一 諸事儉約を用ひ、諸道具等無物敷寄、用事相違候計にて可相濟事。
- 一 目通へ繁々罷出候者、並近習向相勤候者は、諸傍輩へ對し、別而無失禮可相心懸候は勿論、佞奸之心底は甚不宜候間、第一に相愼、兼而□を嗜み可致勤仕事。
- 一 軍學並武藝五拾歳迄申間敷候、並山谷等歩行翔走り時々試置可申事。
- 一 侍は馬上不叶候而は、不用之者に候、陸地は不及申、山川共に乘馬之達者可相心懸事要用候。
- 一 水練は一分不致怪我程には存知可罷在候、乍然上手に成る程には不及事。
- 一 好色博奕は堅く禁じ候、並惣而基將棋其外何事に限らず、重き勝負事一切可爲無用事。

- 一 御表より御用之儀申來候は、早速詰番者へ相斷可罷越候、惣而申來趣をも可相違候事。
- 一 毎日罷出候刻限、日々には相觸不申候間、當番之供例日之刻限には罷出可申候、供番之者差替等有之候は、先達而詰番之者へ可相違置事。

右之條々不相背様に平日可相心懸候、我等方相勤候面々は、別而心附萬端相愼可然候、以上。  
寛永十四年十月

附記して『是は御表之御法制に準ぜられて被仰出たる御條目なるべし、但御表之御法制は舊記に脱之』とあり、又由舊録に『御法制の説』と題して『此御代忠成の御法制は舊記に傳らず、たま／＼故老の談に聞く事ありといへども、條數等審かならざる故に爰に載せず。但大牒は當時の御條目の趣と聞えたり。其餘は上下共に公儀徳川幕府の御法度を守るべき旨被仰示候由也(中略)。時々御掟觸書などやうの類も、唯一紙にて通用して其事とこのひし由なれば、上下共に簡易の風俗なりし事察すべし云々』とあるを見ても、『御表之法制』即ち『諸士法制』は初代忠成時代には制定せられなかつた事と思はれる。尙承應二年忠成は『江戸御留守中守書』と題して、極めて詳細な諸役勤務上の心得を制定したのが、今日に残つて居るのに、若し藩士統制の根本精神たる『諸士法制』が此時代に出來たものとするれば、必ず後世に遺されぬ理由はないやうである。されば『諸士法制』の制定は實に忠辰時代の延寶二年に發表せられたものが、其の最初であると想定する所以である。

諸士法制



『諸士法制』は藩主が藩士に對する唯一の憲法で、今の法律とは趣を異にし、道德と法規とを兼ねたるもので、之を表面から見、範圍から言ふと、藩主が其の臣下を訓練し、制御する爲の法律のやうであるが、其の實臣下即藩士は農工商の支配階級であり、農工商に對する諸掟の精神も、皆此の『諸士法制』から割出された者であるから、畢竟此の『諸士法制』は領民全體を左右する力のあつたものである。而して延寶二年に忠辰に依つて制定せられてから、天和二年・元祿七年・享保三年の三回改訂増減が施され、更に忠寛時代寶曆十二年潤色せられたものが、藩の終局まで實施遵守せられた譯である。今條章を分類し、延寶二年に制定せられた分と、中程改訂せられたものと、最後に潤色せられたものとを比較通覽する事とする。

先づ大綱として示された條項は

- 一 勵忠節、守孝道、嗜文武道、不可亂風俗事。(延寶二年)
- 一 勵文道、嗜武道、孝道不可怠事。(享保三年・寶曆十二年)
- 諸士の勤務心得として規定せる事項は、
  - 一 諸役人は急度可相守其役々、若於有疎畧之儀者、可爲越度事。(延寶二年)
  - 一 諸役人急度相守其役々、聊不可有疎略之儀事。(享保三年・寶曆十二年)
  - 一 諸番人無懈怠可相勤之、煩之節は誓言狀を以て番頭迄可申届、番頭之煩は目付迄可申断事。(三回共通)

- 一 兼而定之通、火事之刻、役人之外妄に不可馳集事。(延寶二年)

此の項は後の二回には削除してある。

次に最も力説してあるのは、平素儉約を守る事である。蓋し平素は出來得る限り費用を輕減して有事の日の武用を充實せしめんとする趣旨であるらしい。

顧ふに儉約といふことは、徳川家康の最初から憧憬れてゐたモットーで、歴代の將軍も亦採つて隨時種々の形式で、諸侯及旗下の士を戒飭してゐたのであるから、牧野家が之に則つて、各其分を守つて生活を簡易にすべく、衣食住は勿論、家庭鎖末の事項までも、詳細に規定したのは時代に順應したもので、要するにこの質素儉約を守るといふことが法の眼目で、各條章の大部分を費してある。

### 家作の事

- 一 家作分限より輕く仕べし、其節繪圖を認め、目附役を以組頭迄可申届事。(延寶二年)

一 家作等愈以輕可被致候、是又當分少し能見え候ても、勝手に罷成候儀は、時々宜敷方に可被致事。附、棟數等の儀分限に應じ、過分之儀無之候様可被致事。(享保三年本條に載せず、追加覺書として後に發布せり)

- 一 屋作從分限輕く可仕事。(寶曆十二年)

### 衣類の事

- 一 於長岡者可着絹綿木綿等の衣類、妻子之衣服可爲同前、足輕杖突以下又者は、布木綿之外可爲



無用事。(延寶二年)

一 衣服之制、從公儀被仰出候通、應分限不可致美麗事。於長岡者足輕以下又者、布木綿之外不可着事。(享保三年・寶曆二年)

一 惣而食物衣類等致簡略、輕き衣服可被用候、然共假令木綿にても勝手に不成儀は見合、時之様子次第。勝手に宜敷様に可被致事。(享保三年追加覺書、以下料理之事後に掲ぐ)

饗應の料理の事

一 江戸屋敷・長岡共振舞停止之、於長岡面々有所用而參會之節は、依時宜一汁一菜輕き料理酒二遍出之、肴は無用、夜會之料理一種、若於出麪類は何ぞ一種出し、酒可爲右同斷事。(延寶二年) 此の條項は以後の二回には削除して居るが、享保三年の追加覺書に

一 惣而食物衣類等致簡略、(衣服の事前掲に付中略)料理は二菜にても重き料理可有之、三菜にても輕き仕方可有之候間、其趣を了簡可被用事。と指示して制限を寛にした。

家什の求方の事

一 萬事守儉約、家内之諸道具具有梨子地蒔繪物並數寄道具、惣而不應分限物不可求之、但持來物は格別之事。(延寶二年)

一 萬守儉約、家内之諸道具、惣而不應分限物一切不可求事。(享保三年・寶曆十二年)

婚姻其他の儀式に關する事

一 婚禮之諸道具不可美麗、分限より輕く相調べし、勿論梨子地蒔繪之道具停止之。祝言相調候節は寄合一門之外は不可過五七人、一汁二菜之料理・酒三遍・肴二種可出之、三ッ目五ッ目之振舞同前、其日嫁入聳入之祝儀於相整は、三ッ目五ッ目振舞可爲無用、右之節は目付一人可相加其座附祝言之樽肴取交之儀、一門之外可爲無用事。(延寶二年)

目附一人の列座は分限に過ぎた仕方を監督する爲てはなく、若者達の蠻風を取締る爲だと傳へられる。

一 祝言相整、水祝之儀近所之五七人出會可祝之、振舞可爲無用事。(延寶二年)

享保三年には左の如く本文を簡略に修正したるが、追加の覺書に於て稍々詳細に意志表示をしてゐる。即ち

一 (婚姻道具に關する事前同文に付省略)一門之外は人數不可及繁多、料理等分限輕く仕るべし、祝言之樽肴取交之儀、一門之外は可爲無用事。附其外之諸祝儀、準右輕く可仕事。

(追加覺書其の一) 右祝儀之節、料理酒返數等之儀、御構無之事に候、然共其節過分之儀は差扣、一汁一菜輕き引汁等差添候儀は可爲勝手次第候。尤常之參會は前々之通相守、酒遍數御定は無之候間、不及亂酒様に、時宜次第に可被致事。附婚姻之外にも、家督又は改り候祝儀は、右に準し相應に可被致候。御役之祝儀は一汁一菜之輕き可爲料理事。



(追加覺書其の二) 婚姻相整候節、双方出會當日仕る事自今可爲無用候、並右祝儀之節は麻上下を着し、客亭主共に裏付上下被着候事は向後可爲無用事。  
寶曆十二年には享保三年の條文と同文なれど、「祝言之樽肴云々」の一句を削除し、追加覺書をも撤去してある。

音信贈答

音信贈答の事

- 一 年始・五節句等之音信、親兄弟之外從兄弟迄は心次第之事。(延寶二年)
- 一 江戸長岡往還之刻、土産音信無用たるべし。但伯父甥迄は可爲格別事。(同上)
- 一 年始・五節句等之音信、親子兄弟之外は可爲無用、若無據儀於有之者、此外之親類縁者迄心次第之事。附江戸長岡往還之刻、土産音信可爲無用、但伯父甥迄は可爲格別事。(享保三年)
- 一 年始諸祝儀等之音信、親子兄弟之外は可爲無用、若於有難去事は、此外之親類縁者迄、應分限贈答次第事。附江戸長岡往還之刻、土産音信可爲無用、但近親之輩は、輕品相贈候儀格別たるべき事。(寶曆十二年)

武具馬具の格

武具馬具之格の事

- 一 武具馬具等應分限、無不足用意可爲肝要。但不可好美麗、並刀脇差過分限之格無用之事。(延寶二年)
- 一 享保三年及延寶十二年の條文も前記と同文なれど、末尾の「無用之事」とあるを、「不可致過分事」と

家事經濟

家事經濟の事

- 一 進退不成之旨不可致訴訟、然共逢火難等之輩は、可爲格別事。(延寶二年)
- 一 面々近年不勝手之輩多く有之候間、自今用儉約、速に取續候様心懸可被申事。(享保三年)
- 一 寶曆十二年には本項に關する條文を削除。  
世襲と階級とは武家の最も重視した處であるから、後嗣の選定に關しては、特に左の如く規定する。

後嗣の選定

- 一 名跡無之者、五十歳以上及末期養子願不可用之。附自他所之養子は、孫甥同格之從兄弟之外は無用たるべし、假令雖爲近親、町人之子一切不可爲繼候事。(延寶二年)
- 一 名跡無之者、五十歳以上十七歳以下、及末期養子之願、御條目之通吟味之上可立候事(享保三年)
- 一 『御條目』とは徳川幕府が旗本取締の爲に發布した法令を指すのである
- 一 雇人採用に關しては、前科者及身元不確實の者を排斥するは、封建時代に於ては特に注意したのである。即ち

雇人採用

- 一 本主之構有之者、並無請人者不可抱置事。(三回とも共通)
- 一 風俗に關する事項中、左記の件々が特に記載せられてある。
- 一 博奕停止之、於有違犯之輩、急度可申付事。

風俗取締



此の條文は後の二回には削除せられてゐる。士分としては、言はでもの事と認められたのであらう  
 一 喧嘩口論停止之、若於有荷擔之輩は、其科可重於本人事。(享保三年・寶曆十二年)  
 此の條文は享保三年以後、新たに設けられたものである。  
 結語を比較して見る事も、一種の興味を覺える。  
 右之條々堅可相守者也。(延寶二年)  
 右之條々堅可相守之、若於有令違犯輩者、可爲曲事者也。(享保三年本文)  
 右之條々自今急度相守候様被仰出候。(享保三年追加覺書)  
 右之條々堅可相守之、若於有令違犯輩者、可爲曲事者也。(寶曆十二年)  
 以上法制全篇を通覽すると、精神に於ては、前後とも何等の變化は認められないが、修正せられる  
 度毎、文句は簡略になり、取締は寛大に傾き、而かも結語に於てのみ之と反對である事が歴然と看  
 取せられるのは、時勢の變遷が自然然かせしめたのであらう。  
 此の法制の精神を徹底せしむる爲に、制定の當初は毎年正月中各組頭から其の組中へ讀聽かせたも  
 のであつたが、寶曆十二年十一月朔日の法制公布の當日は、麻上下着用辰上刻藩士一同を登城せし  
 めて之を讀聽かせ、終つて酒・吸物を賜つた。而して翌寶曆十三年正月十五日即ち具足祝の當日登  
 城の藩士に對し、祐筆をして此の法制を朗讀せしめて精神の徹底を期し、以後之を以て恒例と定め、  
 慶應の末年まで繼續して行はれた。

足輕以下に對する法制

又足輕以下に對する法制は、從來亦制定せられてあつたが、寶曆十二年十二月之に追加を附して公  
 布した。其の條章は左の如し。

條々

- 一 勵忠節、守孝道、不可亂風俗事。
- 追加 常々御奉公向大切相勤、且親子兄弟は勿論、其外一類之交も睦敷、傍輩互に相勵、御家中  
 衆に對し無禮之儀あるべからざる事。
- 一 就御用町郷中江罷出候節、諸事がさつ成振舞有間敷事。
- 一 物して其職分之本務第一と可相勵事。
- 一 足輕以下之者は、職分引下り候儀を相勤候ても、御外聞に不相障候間、其旨を相心得、諸事御  
 用辨し候様可致事。
- 一 高齒之履物無用之事。
- 一 足輕は弓・鐵砲・捕手繩、彌出精・替古可致事。
- 一 藝事格別出精之者は可及沙汰事。
- 一 同心者棒・捕手繩、彌出精、替古可致事。



一 所々御番所兼而御定之通、無懈怠可相守事。

追加 御内番並津留之儀、兼而申渡候通、晝夜二人づゝ屹度可相勤事。

一 煩之儀、杖突見届頭江可申達事。但足輕町同心・御長柄組小頭と申名付は、杖突之事に候間、同様に可相心得候、中間組小頭・大工組小頭は分限足輕杖突同格に可相心得候、尤中間組杖突は分限並足輕同格たるべし。

一 御普請等相觸候節は、不違刻限可罷出事。並於御普請場不働者有之におゐては、相組之事は不及申、其外にても杖突無遠慮可申付、異儀申懸におゐては、吟味之上屹度可申付事。

追加 御急用相觸次第遅々無之可罷出事。

一 喧嘩口論停止之、若荷擔之輩有之におゐては、可爲曲事。

一 博奕並大酒不作法成儀有之におゐては、可爲曲事。

一 刀。脇指分限に過たる拵無用之事。

追加 足輕以下刀脇指金銀無用、新規に拵候節は皮柄たるべし。尤只今迄持來候分勝手次第たるべし。

一 大工組並都而帶刀免し候者、平日役所勤刀さし候事無用、禮日並脇勤帶刀勝手次第、大工組小頭は役所勤も帶刀たるべし。

一 屋作分限より軽く可仕事、其節繪圖面を相認、杖突組目附を以頭迄可差出事。

一 着類之儀は於長岡布木綿之外可爲無用、並妻子之着類右に可準事。附祝言之節たり共、絹類無用追加 杖突小頭衣服小組に準ずべし。

但年始たり共綿服たるべし、他所立會は時宜により伺之上絹服勝手次第。

附中間杖突は、並足輕同様たるべし。

一 惣じて袴・棧留・小倉・高みや布、島に限るべし。

一 夏冬羽織布木綿に限るべし。但醫師は單之絹羽織・絹之帶心次第、其外は無用たるべし。

一 衣服之染色等に至るまで、過分之儀あるべからざる事。

一 足輕杖突・町同心杖突 御長柄杖突・中間小頭・大工小頭、年始五節句等麻上下平日袴たるべし

一 惣足輕同心・御長柄小屋頭・中間杖突・中間小屋頭・郷中間杖突小屋頭・伯樂・大工並之者、平日白衣、年始上下、五節句袴之上に麻上下の肩を付べし。但御家中へ被頼候節、麻上下不苦事。

一 御長柄之者中間組上下指免候者、足輕町同心同様たるべし。

一 祝言之次第事輕に可相整候、其節は親子兄弟之外寄合可爲無用、並給物一汁一菜酒三返可出事。

但親子兄弟等無之者は、一類之内一兩人取手に頼候儀勝手次第。

追加 杖突小頭は親子兄弟之外、一類之内一兩人招候儀勝手次第。

一 佛事致候は、朝夕之内出家衆一人可招之。調菜之儀は一汁一菜、親子兄弟計り可致相伴事。

一 江戸往來土産物音信可爲無用事。



追加 諸役人之輩役先よりの音物一切受納不可致事。

一 師匠並用事頼候者、輕き品贈答心次第。

一 萬事儉約、勝手取續、御奉公可相勤事。

追加 面々家内幕方之儀、成ほど申合艱難可致候、宿にては不及申、番所にては粗飯たるべき事  
一 御荷物道中駄賃勘定之儀、其相手たとひ當地に不罷在候共、面々手前切持可仕候、遅々於有之は屹度可申付事。

一 人請並金銀等の口入、猥に仕間敷事。

一 本主之構有之者、並請人無之者差置まじき事。

追加 日備取・宿借猥に差置間敷事。

一 面々子・兄弟等、奉公に出し候事勝手次第。

一 惣じて養子縁組取組候節、成たけ仲間の子・兄弟之内にて取組可申事。

一 毎年二月朔日より三月晦日迄八月朔日十月晦日迄鐵砲御停止候間在郷並屋敷遠にても不可打事  
一 鐵砲日中場所、足輕町近所相定候事。

右者先達而御家中江被仰出候趣に従ひ、此度改而申聞候、猶又各評議之上支配下之面々、諸事無懈怠相守候様、屹度可被申付候以上。

寶曆十二年十二月

牧野平左衛門

花輪金左衛門殿

小出善助殿

右に添へて同時に通達せる事項は、

今度條々追加、別紙之通申聞候、尤條目を相守、勤向・藝事・行跡宜敷者有之候はゞ、各々より可被相達、其節は可及沙汰候。但條目之趣を背、勤向・藝事・行跡不宜者有之候はゞ、是又可被相達候、吟味之上屹度可申付候。

とある。『諸士法制』の條章に比して、頗る鎖末の點まで注意せられたのは、彼等が輕輩であるから  
の必要を認められたものであらう。此の條々の趣旨を徹底せしめる爲には、年一回其組頭から「讀聞け」  
の機會を作つたものである。

#### 第十四節 文武の教育

##### 草創時代の教育

初代忠成入國當時から、藩の子弟は必ず文武二道を兼修するものとしてあつたが、當時草創に屬し  
全く放任主義を採り、何等の設備もなかつたので、志ある者は一藩中の上達の士を選んで師とたの  
み、就いて學んだ位の程度に止つてゐたらしい。



忠辰時代の教育

好學尙武の英主忠辰は自ら學んで範を示すと共に、士民に對しても只管此の氣風を鼓吹し、専ら修身齊家の教訓を與へて、士氣民心の振作に努められた。貞享四年令して曰はく

諸士武藝入情致替古すべし、學問之儀大小身之身共に無遠慮存寄次第に替古すべし、就中役人は學問を勤め、萬事の道理をわきまへ可申

文事教育

常拜聴 藩士に對しては、常拜聴と稱へ、毎年五月に行はるゝ讀書初を初めとし、毎月數回の講座を開き、自ら書を講じて聽かしめる外、日を定めて或は百石以上及以下の士に分ちて聽かせ、或は社會の指導者たるべき寺院の住職若くは村役人等にも聽講させて其の自覺を促した。

別拜聴 庶民に對するものは別拜聴と稱し、講座を城中に限らず、榮涼寺とか或は玉藏院とか、寺院に參詣の折、直に其の席を講筵場に變じ、出來得る限り各方面の人々に聽講させて、思想の善導に資した。

武藝教育

其他小出善助・木村清三郎等に命じて代講させ、又將軍綱吉に侍講した事も屢次で、一代の内記録に残された度數が『經書御講釋並侍讀凡五百八十餘座』である。忠辰は又文事教育と並行して、武藝教育をも奨勵し、華やかなりし元祿時代の弊風に反抗して、剛健の氣風を扶殖したのは、武將としての用意の尋常でなかつた事が認められる。即ち武藝の練習に

多士濟々  
たる忠辰  
時代

關して屢々訓令を發し、『御覽』の日を設けて武技を奨勵し、拔群の者を選抜し京都又は江戸に派遣して、各藩の名家に就いて其の技を練らせ、又藩士を京都三十三間堂に遣つた事も數回あつた。偶々他藩士又は浪士等の軍學武藝に秀でた者が來岡した時は其の手腕を比較させる機會を作つて藩士を警め、時には馬で柄尾・妙見・見附等へ遠乗を試みさせた。記録に『御武藝並に操練凡そ四百三十餘座』とあるを見ても努力の跡歴然たるものがある。

忠辰は斯くも講學練武に銳意努力したので、上下翕然として之に向ひ、俊秀輩出し、當時文學武藝に秀でたものとして記録に残つて居るのが、儒者・軍學者・弓馬槍劍の諸術を始め、砲術・居合等合して七十一人に上つたのは、邊陲の一小藩としては、實に多士濟々の一偉觀を呈したと言へる。併し未だ藩營を設立するの機運には至らなかつた。

漢學の流派

程朱學派

程朱學派 此の學派は長岡へ移入せられた漢學流派の最初の者であつたであらう。其の移入の動機を作つた者は岡井碧庵といふ儒者で、江戸に生れ、幕府の儒官大學頭林鳳岡(信篤、春齋の第二子名は鳳岡又は整字と號す)の高弟で、林家は程朱學派の宗家である。碧庵は先代より江戸の牧野邸に出入し、忠辰の幼時よりの學問の師であつた。名は泰、字は定叟、碧庵は其號で、別に東臯とも言つた。忠辰は後に鳳岡に師事して經史を學んだ。



而して程朱學派の移入者は忠辰であるとも言へるが、來岡して親しく藩士を指導した者は小出良達といふ儒者であつた。由舊録に曰く

上(忠辰)には未だ御幼年に御座なざると雖も、延寶の初めより御學問・御武藝一日も怠らせ給はず。さるを以て、御家中の諸士別して志を勵ましけり。但武藝には巧者なる師範も多けれども讀書の士に至つては當時其の人稀なりけり。大瀬庄左衛門功者にて若き輩に指南するを以て江戸詰をも御免にて置かるといへども、別して儒者を壹人召抱られ、御在所に差置かれて然るべく候はんと、山本勘右衛門・稻垣八郎左衛門より江戸表へ伺ひければ、御前にも御最もに思召され一門方にも御相談の上、林家へ御頼なされ、延寶七未の年九月九日弘文院の御門弟小出良達といふを、三十人扶持にて召抱られけり。後に甚右衛門經之といひて、知行三百五十石成下され、老職加判の列に仰付られしは、此良達にてありける。されば此頃は諸士の家々に、經書軍書を貯へざるはなかりしよし聞えたり。

とありて、是れ長岡藩にて儒臣を聘した最初で、良達が林家の斡旋によるから、程朱學派の學者なる事が明かである。

之に次いで慶應の末年に至るまで、藩に於て程朱學派の代表者と見るべきものには次の人々がある。木村清三郎・小出晚翠(山本精義・高野永貞共に古義派の人の師)・稻垣仙七(仲明先生といひ、近代の學才なりとの評あり、悠久山神祠碑銘の撰者なり)・小林儀右衛門・小林海鷗(牧野忠利の師)・柳野鼎・

渡邊玄庵・高野虎太(陽明學派の條に載す)

山田愛之助(諱は錫、名は政尙、字は子德、劍嶽と號し、後多く到處を用ふ。古賀侗庵に師事し、又蘭學を伊藤玄朴に學ぶ、藩學崇徳館の都講となつた。)

木村誠一郎(名は恒、字は子一、竹軒と號し、晩に鈍叟と改めた。朝川善庵に師事し、崇徳館都講となつた。)

陶山善四郎(亦崇徳館都講である、名は義正、字は子敬、水軒と號す。)

平岡村之亟(崇徳館都講、其他不明。)

酒井貞藏(崇徳館の教授で、造士寮の長となつた、造士寮の事後に記す、名は泰光、初め孫之允と稱し、晦堂と號す。)

古義派 長岡に古義派あるは、藩主牧野忠精・老臣山本精義・藩臣高野永貞の一致した意見に據るのである。

山本精義 通稱は勘右衛門、初めの名は義方、後忠精より諱の一字を賜つて精義と更めた、字は子直、青城と號し、晩に老迂齋と稱した。忠壽・忠周・忠敬・忠利・忠寛・忠精の六代に歴事し、老職に在る事五十餘年、牧野家傳來の系譜を修訂し、一藩の舊法及藩士の所行・功過・賞罰等を輯録し藩制を改定し、悠久山の社殿を經營し、文教を振興し、幼主忠精の輔導役となる等、藩政に貢献せる功績頗る多く、内外頼りて以つて良臣と稱へた。精義始め小出晚翠に學び朱子學を修めたが



後伊藤竹里(仁齋の第四子、名は長準、通稱は平藏、久留米有馬侯の儒臣)に就いて講を聴き、遂に古學を信ずるに至つた。

高野永貞 通稱は秀右衛門、榮軒と號し、世臣である。永貞は精義より長ずること二十六年、身分も極めて低い者であつたが、學問に於ては年齢資格を超越した親友であつた。永貞も亦初め小出晚翠に従つて性理の學を受けたが、其後伊藤仁齋の著論孟古義・童子問等の書を得て大に悦び、賈人の京都に往く者を介し、書を伊藤東所(仁齋の孫)に寄せて疑義を質し、一問一答反覆考覈、遂に古學に得る所があつて、舊見を棄てた。永貞は精義の信任篤く、精義の片腕となつて働いたので、兩者の契合に依つて長岡藩に古學が植付けられたのである。

高野常道 永貞の長子である。通稱は泰助、餘慶と號す、其の謹篤忠誠は白河樂翁の嘆稱を受け、學を好み、兵術に通じ、舊典に詳しく、重用せられて忠精及其の弟忠義後、有馬能登守と號すの侍讀となり、世子忠鎮の師傅を兼ねた。勤仕四十六年、常に忠精の左右に侍し、内外の機務に參與した泰助亦古學を繼承し、長岡人間今に『餘慶さん』として知られて居る。

伊藤滿藏 名は弘充、東岸と稱し、東所の第五子で、仁齋の曾孫に當つてゐる。

仁 齋——東 涯——東 所——東 岸

忠精が所司代として京都に居た頃、數々東所を延いて教を請ふた關係から、其の第五子東岸を長岡に招聘した次第である、前記山本・高野二氏の推輓もあつたのであらう。東岸は二十人扶持を以て文化九年九月晦日長岡藩に召出され、後儒者書料金年々二兩宛を給せられ、同十二年八月

八日崇徳館都講を命ぜられた、即ち成章堂古義派の嚆矢である。

伊藤幹藏 名は弘貞、東嶽又は竹宇と號す、本姓は深津氏で、伊藤家に養はれて其の家學を嗣いだのである。家學を専攻し、後京都に遊んで東岸の弟東峰に學び、江戸就正館の教官となり、世子忠恭の侍講を兼ね、嘉永二年崇徳館都講に進み、慶應三年古義派の廢せられるまで勤続した。

徂 徠 派

秋山多門太 名は朋信、字は子交、景山と號し、晩に醉翁と改む。篤く學に志し、江戸詰となつた時、徂徠派の高足服部南郭の義子仲英に従つて經を受け、詩文を學び、大に得る所があつた。仲英常に苟も我に得る所あれば家學必ずしも守るの必要はないと言つて居た。景山も亦師説を固守することなく、専ら砥行達用を以て要となし、名聲忽ち一藩に布き、同時の學者で比肩する者が無い程になつた。文化五年崇徳館の成るや、其の教授に擧げられ、同十二年都講に進んだ。併し此派は景山の老齡辭職と共に自然廢止せられた。

陽 明 學 派

高野虎太 名は正則、松陰と號す。江戸に遊んで佐藤一齋の門に入つて研學五年、終に塾頭となつた、佐久間象山・山田方谷など同學であつた。一齋は林述齋の門人で、二十五歳より陽明學を信じたのだが、關係上公然王學を主張するの自由を有せなかつた。元來王學は其の旨を誤る時は、或は虛寂に陥り、或は放肆に流れて危険であるから、之を希望する者以外に講明せぬのが、佐藤



家の家法であつた。されば景山辭職して松陰都講となるに及び、徂徠派の看板は撤去せられて、朱子派の表看板が掲げられた。長岡藩に王學が傳つて後年河井蒼龍窟の如き英傑を出したのも松陰が其の因をなしたものであらう。

## 書道

中澤雪城 長岡藩出身で、書名を以て天下に聞えたる者に中澤雪城が居る。雪城名は俊卿、字は子國通稱は行藏、菱湖門下の高足である。其の江戸に門戸を開いて教授すると、従ひ學ぶ者頗る多く縉紳公侯争ひ聘して指南を乞ふた。松井章助・隅野幸助・田中修道・平林靜山亦能書の聞えが高かつた。章助は蘇門道人と云つて、七十以上の頽齡で悠久山神祠碑銘を書いたが、筆力の雄健なる壯者を凌いで居る。幸助は祐筆を勤務してゐた。修道名は恕、字は仁卿、修道は其の號である書法詩の著があつて弘化二年に上木し、一本は湯島聖堂に納つてゐる。靜山は三代能書の家に生れ亦能書であつたので、長岡藩に召抱へられ、忠雅及忠恭の書道の師範となつた。

## 醫道

柴田芸庵 藩醫にして系脈を取ると傳へられ、長岡に過ぎたる二つの物の一つと稱せられし程、當代の名醫であつた。屢々時の貴紳の招請を受け、終に幕府に召出されて典醫となつた、名は元徳。

田中修道 書道に巧なりしは前述の通りであつたが、本職は藩醫で芸庵に學び、嘉永五年醫學頭取に任ぜられた。同六年藩立の濟生館成り、士と民とを問はず、醫學志望の子弟を此處に集めて教授した。濟生館の設立は修道の献白に由るもので、其の恩澤を庶民の子弟にまで及ぼせるは、其の當時にありて確かに卓見である。修道又佐藤一齊の門に學び、造詣深し。明治年間に於ける長岡の老儒田中春回は修道の長子である。

## 洋學

長岡藩に洋學のあるのは餘り古い事ではない。藩主忠雅が老中の要職に就いて外交事務に參與した時、海外智識の必要を感じし、有爲の藩士を留學せしめ、儒學の外に洋學をも修めさせた、藩儒山田愛之助が古賀洞庵に師事する傍、伊藤玄朴に就いて蘭學を學びしは其の一例である。兵制又は醫術修業の爲に蘭學を學んだ者がある、即ち小山良運が大阪の緒方の塾に學び、次で長崎に遊びて蘭學醫術を研究し、森廣之丞(後源三と改む)等が、江川太郎左衛門の塾で蘭書の兵術を學び、椰野鎌秀(後直と改む)が長崎の精得館に入つて西洋醫術を修めたるが如き亦其一例である。長岡の町醫に小村英庵といふものがあつて長崎に於て西洋醫術を學び、日本の温泉に關し頗る有益な研究を殘せる事は、近年慶應大學の藤波博士に依つて發見せられた。斯くて蘭學研究者も漸次其の數を増したるが、従つて弊害も認められたものと見え、安政五年遂に令を下して『經學上達之上西洋學も相兼候



は御益にも可相成候得共、經學研究未熟の輩西洋學に赴不取締之次第度々有之云々』の理由で、特に命ぜられた者の外は蘭書の研究を禁止せられた。餘程止むを得ざる弊害を認めたとと思ふが惜しい事であつた。更に記して後に傳ふべき洋學者は小林虎三郎と鶴殿團次郎の二人である。後節記する所を見よ。

### 藩學崇徳館の設立

前述の如く忠辰は大に講學練武を藩士に奨勵したけれど、未だ學校を設立する迄には至らなかつたが、忠精の藩主時代文化五年に初めて創立を見るに至つた。併し其の濫觴とも云ふべきは、老職山本精義の書堂設立に在るらしい。即ち寶曆五年七月精義は自邸内の門側に書堂といふを設け、同志を會合し、自ら會長となつて儒學を研修奨勵したのである、是れは伊藤仁齋の同志會に倣つたものであらう。藩主忠精も亦之を嘉して、此の堂へ勤學する諸士へ、書料として一ヶ年金三枚宛を賜ひ安永五年十月特に精義に對しては『書籍修行之儀に付、年來宜く指圖に及び、家中の面々勤學を相勵によつて云々』の廉で銀子二枚を賜ひて之を奨勵せられた。長岡に古學が行はれ、藩學設立の機運を促進したのは、書堂の力が多といふべきである。

藩學崇徳館は今の殿町二丁目南裏俗稱追廻しの角に創設せられ、其の開館したのは文化五年四月二十八日である。當初の都講即ち校長は徂徠派の秋山多門太と古義派の伊藤滿藏とであつたが、忠雅

の時代天保四年多門太辭職して、高野虎太朱子派を以て之に代はり、其後古學は滿藏の嗣子幹藏之を承け、朱子派は平岡村之亟・木村誠一郎・山田愛之助が繼いだ。更に忠恭時代慶應三年には古義派を廢して、朱子派の一派に統一することとなつた。これは兩派の對立から自然生徒間の融和を缺くといふ表面の理由もあつたが、畢竟するに古學派が人に乏しく朱子派に壓倒せられたのであらう。

學則には『學規』があつて、學問の目的及修業の心得を説き、『功令』といふもので職員組織及職務章程を述べてあるが、共に漢文であるから之を省略し、施行の内容に關して簡單に説明し、以て一般を窺ふこととする。勿論幾分の變遷はあつた。

職員組織 都講 二名 督學 二名 教授 四名 助教 十四名  
監事 二名 書籍掛 二名 外に茶番二名、門衛一名

職員待遇 書籍掛は番頭若くは足輕頭より兼務し、都講は目付格、督學は中間頭格である。職員  
の任命は身分に係らず篤學有爲の士から拔擢し、石高五十石以下の者は、拜命後二ヶ年で二人扶持、總領は三ヶ年で同上、八ヶ年で五人扶持、次三男は八ヶ年で二人扶持の役料を給せられた。

生徒の資格 生徒は士分の子弟に限り、庶民は素より足輕の者も之に加らなかつた。  
教科書 素讀の部が四書・五經・唐詩選・古文眞寶前後集・李翰蒙求・文選で、質問の部は小學・近思  
錄・四書・五經・左傳・國語・二程全書・史記・漢書である。



修業の區別 素讀と質問との二に分れ、入學年齢にも修業年限にも別に制限はないが、概して十五

歳以下は素讀、以上は講義といふ定めであつた。

教授時間 素讀生・質問生共に辰之刻今の午前八時から午の刻十二時までの間で、夜學は質問生の意向に任

せ子の刻今の夜半十二時まで開かれて居た。

教授の方法 都講は毎月六回講堂に臨んで講義をなし、或は質問を受けるだけで、毎日教授するのは教授と助教とで、助教は素讀のみを擔任する。生徒の輪讀・輪講が亦月六回、詩文の會が月二回宛開かれる。

試験 素讀の試験は月々二回午後に行はれ、藩主在藩の時は奨勵の爲に時々俊秀の生徒に對して應命讀・應命講といふ試験法が施される。此時は城中の大廣間に於て、藩公・家老を始め諸士列席の晴れの席に於て、指定せられた書物の或る場所を朗讀し又は講義するのである。此の試験に合格すれば四書が二朱、五經が三朱、唐詩選が一分、文選が二分といふ程度の褒賞を下賜せられる。時に家老が親しく試験を行ふ事がある、之を『内聽』といつた。

出席奨勵 毎年春期釋奠(孔子祭、後に記す)の際、十六歳以下の生徒に對し、出席數の多寡無懈怠又は年千席以上精勤に應じて、藩侯から書物・扇子・紙・筆等を賞與する。

罰則 性行不良の生徒には罰を課するが、除名と擯斥の二種あつて、除名は三十日、擯斥は五十日出席を停止して家庭に謹慎させる。

學費 束修は徴收せず、授業料は一ヶ年壹百文であつた。經費は全部藩庫から支出せられた。生徒は二百名内外であつたらしい。

校舎は千手口御門(追廻)の正面に在つて、始めは萱葺二階建て、階上が朱子派(秋山氏都講時代は徂徠派)の講堂階下は古義派の講堂であつたが、嘉永・安政の頃、費用を献ずる者があつて、平屋造りに改築せられた。其の各室の割當は左の如し。

成章堂 古義派、素讀生の講堂で、其の生徒の質問所を琢玉齋といつた。

遷善閣 朱子派、素讀生の講堂で、其の生徒の質問所を時習亭と呼んだ。

恭安殿 孔子を祭れる室をいふ。

有斐軒 役人の詰所で、藩主の座席は其の隣室に在り、床之間に藩主直筆の「言忠信行篤敬」の一軸を掲げてある。

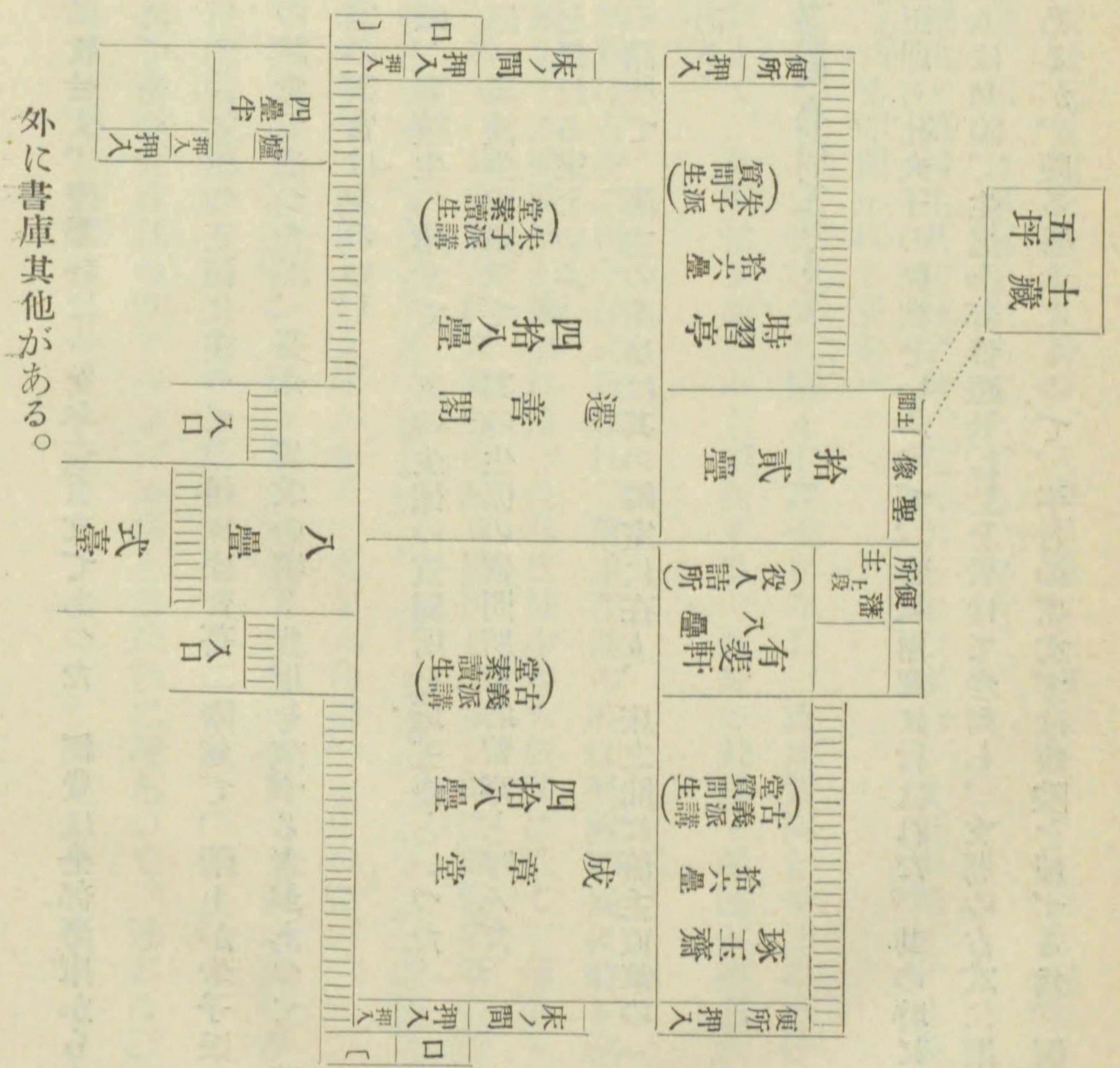
(崇徳館平面圖裏面を看よ)

釋奠とは文宣王即ち孔夫子の祭典をいふので、春秋兩度に行はれた。其の時には藩の諸太夫・文武頭取其他の役人は勿論、生徒全部皆禮裝(袴)を着けて參列し、支那の古式に則つて莊嚴なる式典を舉行するのであるが、頗る盛大なもので、平日の席丈では狹隘を感じる爲、假小屋を設ける。



崇徳館平面圖

總建坪百拾六坪半



### 江戸の藩學就正館

江戸詰の藩士の子弟教育の爲に設けられた機關が就正館である。就正館は文政十三年八月三日江戸藩邸の上屋敷の一部に設立せられたものであるが、之に關する殘存の文書に乏しいので、詳細の状況は分明せぬ、多分前記崇徳館の規模・事業を縮小したものであつたらう。

### 造士寮の設立

慶應三年十月崇徳館の東側に、新たに生徒の寄宿舎を設けて造士寮と呼び、督學酒井貞藏(晦堂)が擧げられて寮長を命ぜられた。此の設立は河井繼之助の發意に依つたもので、有爲の人物を養成し又は江戸遊學の子弟の豫備教育の爲には、生徒を寄宿舎に收容して訓育するを必要とし、藩内俊秀の子弟を選拔し、寮長は之と起居寢食を共にして、學力の向上を圖ると共に、十分に品性の陶冶をも試みんとしたものである。當時の寮生は四十名程であつたが、僅か一年ならずして、翌慶應四年(九月明治と改元)には、戊辰の事變が起つて、豫期の効果の萬一をも見られなかつたのは、惜みても餘りある事である。

### 長岡藩學の特質

近代の賢相と呼ばれた松平定信(樂翁)が老中職となつた際、林家聖堂の法を一變して、之を官學官

江戸の藩學就正館

造士寮の新設

長岡藩學の特質 其の一



校に改造してから、諸藩風を望んで相次いで學校を起し、教育の機關に備はるに至つた、是れが所謂白川殿の學校御取立て、其の功績は没すべからざる者であるが、程朱の學を以て正學とし、書籍の吟味學説の改め方に一種の僻見を主張したので、終には之に對して世上の反感をも買つた。長岡藩學の設立者たる牧野忠精は、此の定信及異學禁止の申令を發せる松平信明と、最も昵懇の關係ありしに係らず、其の藩學を開くに當りては、古義派と徂徠派(朱子派兼用)とを採用し、折衷派・陽明派の講究をも妨げなかつたのは、學問に關する忠精の卓越せる一見識であると思ふ。されば各派は皆自由討究に精進して何等の拘束を受けず、各其の長所特長を發揮した。是れ長岡藩學の第一の特徴である。

學問は經世濟民を主眼とし、修身齊家の要具とすべきであるから、之れが實用的であるならば、強ひて學派の劃一を望まなかつた事は前陳の通りであるが、藩の儒者は皆能く此の旨を體し、達用を主として藩政の興隆に功績のあつたのは特筆すべき事項で、書を著はして名聞を買ふとか、詩文を弄んで、風流を事とするが如き浮華の狀はなかつた、就中秋山多門太の如き寧ろ詩人と稱すべき服部南郭の流れを汲みながら、學は専ら經濟實用を主とし、又武技の習練にも甚だ熱心であつた。山本精義・高野永貞・同常道の諸士は皆藩主の侍讀として、政治の諮詢に答へ、輔翼の功甚多く、常道の如き閑あれば弓矢を持して、郊外を巡察し、歩數を以て遠近を測り、以て有事の日に備へたといふ。小林虎三郎・鶴殿團次郎亦出色の藩治貢獻者である。是れ長岡藩學の第二の特徴である。

其の二

領内の學塾

### 領内の學塾

長岡藩領内に於ては、西蒲原郡粟生津村に鈴木文臺(名は弘、通稱陳藏)の長善館、同郡曾根村に小澤精庵(瑛名は美、通稱新兵衛)の謙待書院、三島郡河根川村に青柳剛齋(名は剛)の善義學舎等の私塾があつたけれども、藩中には家塾を開いたものはなかつた。

### 學校外の學校

然れども藩士中藩校の外にあつて隱然一敵國の觀を呈した者は小林虎三郎である。虎三郎字は炳文、隻松又寒翠と號し、晩に病翁と改名した。少くして高野松陰に學び、又藩營に入つて古學の門を窺つたが、其の偏固に嫌らず、博く諸子百家の書を涉獵したので、往々其の雜駁を非難せられたが、討論の場合には引證該博・辯義明晰で何人も及ぶ者がなかつた。嘉永三年藩命を以て江戸に遊び、初め萩原綠野に學び、尋いで父の命に依り佐久間象山の門に入り、旁ら蘭書を攻め、東都の諸學者を歴訪して知見を廣めた。象山門下には俊才が多かつたが虎三郎は長藩の吉田寅次部(松陰)と最も著はれ、象門の二虎と稱せられ、共に象山の寵兒であつた。安政元年開港意見に關し、師象山の爲に藩主の譴を蒙り歸國を命ぜられた。爾來世事と絶つて屏居したが、偶々風疾を發し百療効なく、唯圖書と藥爐に親むのみであつた。然れども海外の大勢に通ぜざるを以て、同志の徒多く集つて時事を談

學校外の  
小林虎三郎



じ、藩の子弟亦教を請ふ者日に多く、聲望漸く加はる。而して執政河井繼之助と藩政上の意見を異にして相下らなかつたので、繼之助からは眼の上の瘤として遠けられ、藩學に對しても侮るべからざる一敵國として扱はれた。而かも虎三郎の識見と手腕とは、戊辰事變後の長岡復興に實現せられた。

小林虎三郎と共に擧ぐべきは鵜殿團次郎である。團次郎は春風と號し、少くして藩學に學び兼て槍技をも習つた。安政二年(二十五)江戸に遊び、東條英庵・手塚律藏に就いて蘭・英の學を修め、又數學をも研修し、兼ねて天文・航海・測量等の諸學を修得した。文久二年三月擢用せられて蕃書調所の教授となつたが、幾もなく辭して郷に歸り、専ら著書・育英に努む。慶應三年勝安芳の招きに應じて幕府の目付役となつたが、翌四年職を辭して再歸藩した。團次郎泰西の學を修めて識見卓越所謂當時の新智識であつたから、其の江戸に在ると長岡に在るとを問はず、其の門を叩いて、時務を論じ、藩事を議し、又教を請ふものが少くなかつた。其他天文・航海・測量の大家として知られて居つたので、西郷隆盛を介して薩州藩から招聘を受けたれども、之に應じなかつたので、薩藩の子弟にて從學するもの多く、後の海軍大將元帥伊藤祐亨の如き其の一人であつたが、團次郎の歸藩するや追ふて長岡まで來て其の教を受けたものだ。

要するに長岡藩は病翁と春風とを出せる事に依つて、直接間接に藩の子弟に偉大の感化と、有用なる知識とを與へた事は掩ふべからざる事實で、長岡に於ける洋學研究上多大の力を附與した者とい

ふべきである。

### 武藝の練習

初代忠成は武勇の大將で、殊に武功を以て身を立て、長岡に就封の初期は永く續いた戦役後日尙淺く人々力量強く、武藝に秀づるを以て、多大の誇りを感じたのであるから、自ら進んで師を求めて練武に熱中したものである。併し文事の教育と等しく放任主義を採つた事は勿論であつた。其の後何時の頃よりか、神田方面今の替古町に替古場が設けられ、寶曆十三年八月(二回二三)觀光院境内に一ヶ所を増設して甲に於ては槍術を、乙に於ては劍術・柔術・居合等を教授する事とし、其の後尙狹隘を告ぐるを以て、安永七年(二四三八)更に觀光院替古場の傍に一棟を増設した。併し練習は學校の授業の如く、組織的に行はれたるに非ずして、藩の子弟は任意に各流の師範家に入門して練習し、各流の師範家は藩の替古場又は自宅に於て教授したのである。されば各流練習日時を衝突を避ける爲藩の用番は藩替古所の使用日時を按排決定して、各組々の番頭を通じてそれ々に周知せしめた。右の如く各師範家の指揮に依つて練習するのであるが、尙武藝上達促進の方法として、七日仕合とか百日仕合とか云ふ事があつて或は朝から半日宛百日間休みなしに替古し、或は明六つから暮六つ(午前六時より午後六時まで)まで終日七日間仕合するといふ事もあつた。

文化五年四月(二四六八)藩學崇徳館の設けられてから、追々文武兩道場の位置に距離あるの不便を感



じ、弘化二年九月(二五〇五 忠雅時代)從來の替古場を廢止し、新たに崇徳館の傍に替古場三棟を建築し、當時家中一同に左の如く諭告を發した。

今度崇徳館へ並べ、槍刀替古所被成御移候は、文武は士道の兩翼に候處、隔り候ては往來の隙入も有之、自然疎濶にも可相成やと右隙入無之様にとの御主意に候、依而銘々無怠慢磨致候様可被致候、別而師範之者右之御主意相守、無隔意申合、兩道益々繁昌いたし候様心配專一に候。由舊録に依れば、先づ平素練習の武藝を實地に試る爲、屢々放鷹・遊獵等を催せし事を述べ

されば其頃の若き輩は歩行違者にて、御城外の案内をよく心得たるもの多かりけり、又自分にても殺生(有名なる維)とて二里三里を往來し、又柄尾・輿板・妙見杯へ時限の道ためしせしなどは珍らしからぬ事にて有ける。それ而已ならず常の心懸には武藝の外に具足の早着・取籠り者討手の心得・介錯の仕方・やわら取手・早繩・水練・物見の稽古などを若きものゝ所作とし、大小の袴・衣類の仕立などまで、利用を専らにして身分に係らず、雪香・草鞋の作り織造を心得たるもの多かりしとぞ。

と説明せるを見ても、緩急事ある日の用意が、微細の點まで行届けるかゞ見られる。

### 武藝の流派

槍・劍術

槍・劍術 各武藝中最も重んぜられたものは槍・劍の二術で、恰も武藝の代表たるかの觀があつた。されば藩廳の奨勵も亦特別の注意が拂はれ、前項に擧げた替古所は皆此の二術の爲に設けたものであつた。流派は

槍術。一空流。當流 風傳流 本心鏡智流 一旨流 穴澤流

劍術。三留流。東軍流 柳生流。鐘捲流 外他流 眞影流 戸田流 無念流

居合術。伯耆流。景之流 田宮流

長刀術 穴澤流

(。印は後滅びた)

然るに嘉永の交(？)、藩にては一刀流の劍法を採用し、野口鐵彌之を傳習して師範となりしより藩中に流行し、後には残らず古流を廢して、一刀流の一派のみとした。

弓術 弓・鐵砲の手練は足輕の専務なれば、百姓の農具を執る如く、其の業を常とせしめる必要ありとて、延寶二年忠辰の時、神田足輕町附近に鐵砲場を、千手追廻しに弓的場を定められたが後之を中島に移された事は、明和年間中島に於て弓・鐵砲の迫合(競技)ありし趣「諸家古談」に見えて居るので略々推知せられ、又打續く大平に其の替古も自然等閑に附せられた事は、天保五年(二四九四 忠雅時代)中島の矢場即弓の替古場の地域が不明となつて、新たに査定せられた事あり、翌六年には手入不十分に打捨てられて居たから、人夫十五人を交付して之を整理せしめた記録があるので察せられるが、其の練習は時勢の變遷に伴つて、足輕の手から士分の手にも移されたらしい。而して其の流派としては

吉田流 雪荷流 日置流



が用ひられてゐた。

**砲術** 砲は新銳の武器として藩に於ても努めて其の技を奨励し、藩士中にも亦相當之を練習せる者少なからず、武衛・二見・由良・内田・池田等の諸家何れも、代々の師範役として指導の任に當つた。練習場は初め古志郡鉢伏村及前島村に設けられたが、弘化三年之を中島に移した。西洋兵制の移入せられるに及んで總て洋式に轉じた。流派は從來

武衛流 南蠻堅拓流 自得流

が採用せられたが、安政慶應の師範家名簿に據れば、舊來の武衛流と洋式の威遠流とが並行して練習せられたらしい。

**馬術** 百石以上の士分には、一匹乃至四匹の役馬を飼養する事を許され、其の飼料をも下附せられた。馬場は最も古き時代には今の荒屋敷町おさ橋附近に設けられたが、後城内三の丸に移し、

馬なき者には之を貸與するの制を設けて練習を奨励した。既は寶曆七年(三四一七)新造して其の設備を改めた。流派は始め大坪流の一派であつたが、後直鞍流・長息流の二派が加へられた。

**軍學** 軍學者は戰國の餘風を承けて、諸流師範の上に立ち、高く自ら持するの風があつたが、多くは唯机上のお談義操練で、別に營古場の設備も持たなかつた。併し時勢の變遷に刺戟せられて、天保四年(三四九三)彼等の願出に依つて、草生津村下河原高請島に、長さ二百間餘廣さ一町五段歩の地を操練場に充てる事を許された。當時の操練の様子は固より分らぬが、參加者武裝し、貝・鐘・太

鼓の相圖を以て驅引の練習を爲す程度に止つて、あまり振つた者でなかつたらしい。西洋兵制の移入に依つて、全く其の影を没したのは、當然といはねばならぬ。流派は

楠流 越後流 甲州流 山鹿流

の四派であつたが、安政・慶應頃の師範家名簿には全く削除せられてゐる。

**西洋兵制** 長岡に洋式の軍制・兵術を採用せられたのは、軍制の條に述べた通りであるが、慶應四年三月軍制の大改革に際し、槍・長刀の營古を廢して、其の人員を銃隊に編入する事にした。是れ兵制の變革に伴ひ槍・長刀は最早戰陣の具に非らざるを以てである。斯くて日々中島練兵場に出張して、各隊の訓練を行ひ、執政河井繼之助江戸より歸藩の後は、一層猛烈に其の練習が課せられた。一日繼之助は各隊長を招いて、自今從來使用の槍劍を棄て、銃劍を用ふべしと命じた。槍劍兩隊の士は勿論不平で抗辯したが、繼之助再三の理解説明に依て、終に之に服従した。唯加藤一作獨り頑として死すとも不便の武器を執る能はずとて聽かなかつたが、繼之助も終に強ふる事が出来なかつた。而して戊辰の役、上達の士を選んで組織した槍隊・刀隊が奮闘力戰驍勇を以て聞えたのは、悠久山公園に在る刀隊並に槍隊戰歿諸士の碣銘が之を物語つてゐる。

### 武藝の奨勵法

武藝の習練に關しては、機會ある毎に適切の諭告を發し、又は十ヶ年間營古無懈怠の者を表彰し、



或は替古會日に於ける出席状況を查按しなどして、獎勵を加へた。併し藩侯の『御覽』家老の『内見』といふのが最も効果ある獎勵法であつた。

砲術御覽 毎年三月下旬から五月頃迄の内に、中島の練武場で行はれた。小筒は十匁玉から百匁玉を、居矯・開脇・立矯・膝臺にて打ち、大筒は五百匁玉乃至一貫三百匁玉を亦膝臺にて打ち、其の他火矢・夜晝の相圖打上・地雷火・殺破燒等の演習がある。

軍學練御覽 毎年四五月頃行はれる。行軍として各隊出陣の体行列、備立として圓行・方行・長蛇・雁行・魚鱗・鶴翼・彎月・鉞矢等の布陣、及首實檢等が演習せられた。

弓術御覽 四五月頃か八九月頃、三之丸に於て行はる。十二間を隔て、徑一尺二寸の的を射るのである。藝術上達の程度により、初立・二之立・三之立・四之立と人數を分けて試む、小的は三寸乃至五寸の直徑あり、御好に依り上達の者を選んで射しむ、最後に禮射として、古實の笠懸・小串・草鹿・圓物等を演ずる。尙指矢として三十三間堂形を竹にて拵ひ、二十本或は二十五本を以て通矢を射る。

槍劍其の他の藝術御覽 隔年八九月頃から追々、大書院御庭に於ては槍劍其他の技術を、又御座敷に於ては經書講釋・故術傳・柔術等の御覽がある。槍劍柔術は初めは型を遣ひ、後に試合に入るのである。

馬術は三の丸馬見所又は厩前で御覽の事

足輕の劍術・捕手・棒・繩・三つ道具等の遣ひ方も、此と同時に御覽になる。此の武藝御覽は各師範家及門弟等が、當日を暗れと其の全力を盡すのであるから、何れも後れを取らぬやう平素から心掛けてゐる。

### 第十五節 軍 制

封建時代に於ては兵事が重要政務の一つであつて、城廓を策源地として、一切の組織が講究せられ戦闘に加はる者は藩士のみにして、農工商人は直接之に干與せず、只有事の日徵發に應じて、輜重の任に服するのみであつた。長岡藩に於て軍令・軍法の制定せられたのは初代忠成の時代であるが制定の年月は詳かでない、今其の要領を摘記する。

御軍令

御 軍 令

備之作法、令僉議方圓之圖を以如斯也、假無人或は人數多候共、少宛之差引至時可申之、並夫馬諸道具以下役人手分可爲同前事付、城責或野懸にて取合、細道・小坂・左右之難所至其場、武器之品々可相定者也

年 號 月 日

御軍法

御 軍 法

服裝旗印等註記  
あれども略す

士 大 將 五 人



諸士召連御家人  
以上

御馬取	御道具持	御草履取	總中問	長柄之者	長柄杖突	中柄杖突	足輕杖突	惣騎馬兵具	步侍頭	小姓頭	使武者頭	足輕頭	陣場奉行	御圓居奉行	御馬印奉行	長柄奉行	旗奏行
									二	八	八	一	二	二	三	三	三
									御圓居奉行勤之	御持槍支配々々	横目役共			頭より勤之	内壹人御歩侍	内壹人宛代々	
									惣歩侍之に従ふ	小姓・中小姓之に従ふ	下役人	下役人	下役人	下役人	下役人	下役人	下役人
											歩侍	杖突	普請小奉行勤之	歩侍	長柄杖突	旗指之杖突	歩侍
											八	六	六	四	六	六	三
											人	人	人	人	人	人	人

忠辰改定の軍法

次で忠辰の藩主時代、寶曆八年八月左の如く改定した。

御軍法

稻垣平助

- 一 指物同出し組中之相印を用ふべし
  - 一 冑の立物心次第前立二寸四方金之釘貫馬印
  - 一 被官騎馬
  - 一 家人被官二人之外下人共四十三人
  - 一 乘馬
  - 一 荷馬
- 山本勘右衛門
- 一 指物同出し組中之相印を用ふべし
  - 一 冑之立物心次第前立二寸四方金之釘貫馬印
  - 一 被官騎馬



一 家人被官一人之外下人共二十五人

一 乘馬

一 荷馬

牧野淺之助

一指物同出し組中之相印を用ふべし

一 書の立物心次第前立二寸四方金之釘貫

一 馬印

一 家人

一 乘馬

一 荷馬

稻垣八郎左衛門

一指物並書の立物人連乘馬荷馬等迄淺之助同斷

牧野頼母

一指物並書の立物人連乘馬荷馬等迄淺之助同斷  
(以下指物書のよそほひ等之を略す)

總騎馬

旗奉行

旗さし杖突 三人

十五本の旗指 五十一人

二 正  
六 正

二十三人  
二 正  
四 正

百五十騎  
三騎二人

長柄奉行

長柄持杖突 三人 六十本之長柄持中間 七十二人

御馬印奉行

下役歩侍 一人 御馬印持中間 四人

御圓居奉行

御歩行頭代る 御歩行頭代る 勤むべし  
下役歩侍 一人 御圓居持中間 四人

陣場奉行

下役 奉行 六人 普請小奉行 勤之 杖突 六人 人夫 七十八

足輕頭

足輕杖突 惣足輕

使者

横目役共に押太鼓具代る 下知すべし  
下役人歩侍 八人

小姓頭

小姓 十騎 醫者 二人 中小姓 二十人

御持槍杖突 二人

二十本之御持槍 二十四人 内四人 肩代り

三 騎

一 騎

十六 騎

八 騎

二 騎 内一人代る 御持槍之支配



歩侍頭 内一人代る 二騎

御馬廻歩侍 五十人 御圓居奉行勤之 鐵砲二十五挺一日代り持之 二十五人は手鎧持之

乗△之者

御納戸 二十二名 外科 二名

祐筆 二名 勘定之者 二名

厩別當 二名 一日代り御馬之跡に在べし此馬一疋宛

茶坊主 四名 二人宛一日代り歩行にて御茶辨當につくべし此馬二疋宛

料理人 四名 二人宛一日代り歩行にて御辨當に付くべし此馬二疋

御臺所賄 四名 二人宛一日代り歩行にて御辨當に付くべし此馬二疋

貝太鼓

押太鼓歩侍 三備に三人 貝太鼓持中間 三備に十二人

御召料御具足

歩士 一人 御具足持中間 九人

御褒美長持

歩士 一人 長持人夫 六人

玉藥箭箱

大櫃歩士 二人 櫃持人夫 二十五人

三領

御胄立持 二人

御槍御長刀持 三人

御草履取 三人

御挾箱持 四人

御立笠唐笠持 二人

御辨當御茶持 六人

御跡押杖突 二人

御馬役中間

御馬十一疋之口引 二十二名

沓籠四ツ持者 六人 御馬十一疋

食糧人夫 水汲薪取共 四十五人

押之歩侍 四人

押之杖突 四人

御家中小荷駄御引人夫 二百六十七人

但馬二百六十七疋 二十六疋は士大將之外に乗 二十二疋共 四百石以上之疋連之夫圓に入



同押之杖突  
御家中下人

十二人

中小姓下人

二十人

乗馬之者下人

十六人

歩侍七十一人下人

十四人

職人

忍之者 六人 大工 十五人 内三人木挽

鍛冶 五人 石切 三人

舟之者 五人

研屋 三人 具足屋 三人

鐵砲細工 五人

内三十四人 陣場奉行之下に在るべし

内十一人 小荷駄の内に在るべし

總人數

騎馬 二百八騎 但與頭家來武者三騎とも

中小姓 二十人 歩侍 七十一人

乘拂 二十二人 伯樂並扶持方奉行 十二人

足輕 三百五十人 但杖突共

中間杖突役 三十二人 刀指羽織着中間 二百二十七人

細工方 四十五人 雜人 千九百五十二人

惣人數上下合二千九百三十九人

乗馬二百二十三疋 但御馬共

小荷駄四百六十六疋

一日黒米二十九石三斗九升

但一升扶持にして

乗馬大豆四石四斗六升

但二升飼にして

荷馬大豆四石六斗六升

但一升飼にして

二口大豆九石六斗二升

然るに此改定之翌年、延寶九酉年七月幕府より高田城受取の下命があつた。長岡藩ではいざといへば戦端を開く覺悟で、隊伍を充實して高田表に向つて出發したが、其の總勢は三千五十一人で、其



の隊伍の編成は前年の御軍法に基いて、之を實地に試みた次第である。爾後打續く太平に、士人の心次第に軍旅に遠かり、兵制の如きは唯舊套を墨守するのみとなつた。藩にても寶曆天明(忠利忠)の交上田町鍛冶小左衛門(泉州堺田仲善五郎高弟)和筒の大砲を鑄造し、天明六年(三四四六)新町土屋(忠時)に命じて御持筒を鑄造せしめるなど舊記に見え、軍學の師範家は行軍や陣立の法等を教授し、又天保四年(三四九三)には草生津河原に、練練場を設けて實地教習したりなどしたが、何れも皆形式的で到底實戦に役立つべくもなかつた。而して軍制に就いては其後改定等の企は見えない。

兵制改革

牧野忠雅老中に任じ外交及海防の事を掌るに及び、兵制改革の必要を痛感し、先づ木村文三・由良安兵衛の兩人を江戸に上らしめ、高島秋帆の高弟なる下曾根金三郎(甲斐守)に就いて、新式の砲術洋式の兵制を研修せしめ、其の歸藩するに及んで、藩士一同に兩人を指南役として威遠流砲術を練習すべしと命じ、弘化五年二月廿二日千手口外の空屋御用番屋敷を、威遠流の砲術・軍學の替古場(後高橋小)に充て、嘉永元年六月には栖吉村三貫橋下の南方に同流の鐵砲差打場を設置して、藩士を教練せしめ、翌二年には古銅を買上げて大筒を鑄立て、同三年には軍用御備の焙硝製造所をも設けた。

嘉永六年米艦渡來の事あるに及び、藩にては更に森一馬・稻垣才七・森廣之丞(後改源三)・九里孫次郎、倉澤喜惣次・陶山穂平・植田清五郎等を選抜して、江川太郎左衛門・下曾根金三郎に就き、洋式の砲術兵制を研究せしめた。森等は歸藩の後何れも教導の任に當り、第一着手として百日間の講習を開始し、藩士中有爲の者を選抜して之を教練し、且つ重役自ら練習を爲すにあらざれば、一藩の士氣を振作し、兵制の根本的改革を期し難しとし、家老・奉行・番頭等にも亦出場せしめて、同様に教練を課した。

前記指南役の外に川島億二郎と鬼頭平四郎とが庶務を管掌した。併し因襲の久しき、藩士中には刀槍を以て無上の武器とし、兵制改革に對して不平の聲を放つ者も少くなかつた。

蓋し長岡藩の兵制が、根本的に、組織的に、改革せられたのは、河井繼之助が藩政の局に當れる後の事で、繼之助は先づ殿町に於ける御住居(藩主の別邸)を城内に移し、其の跡を兵學所と名づけて高橋小路の威遠流の替古場を之に合し、中島の操練場と共に専ら洋式の砲術・兵制を練習せしめた。されど斯かる小規模の設備にては、到底満足の効果を挙げられないので、慶應三年に至り、特に中島の操練場を擴張して新式の練兵場となし、射的場を改築し、又兵學所をも此處に移した。新設の兵學所は十五間に四十五間の建物である。十一月六日から開所し、日割を定めて盛んに練習を行つた。蓋し兵制改革の根本は銃器の改良に在るを依て、各人をして銃器に關する智識を確實にし、且之れが手入法に習熟せしむる爲、同年十二月十八日藩中毎戸に一挺づみのミニール銃を貸與し、責



任を以て之を保管せしめた。尋て慶應四年三月愈々兵制を改革して、總て銃隊に組織し、槍長刀の誓古を廢止した。斯くて藩中の壯丁を四大隊に組織し、佛蘭西式に則つて日々之を訓練し、又銃砲等の兵器彈藥は主として、繼之助と親交ありし佛蘭西人エドワルド・スチル及瑞西人フアブル・ブラント等より、最新式のものを購入したので、當時に在りては、精銳を以て稱せられた。

軍制改革に關する有識者の意見書

因に慶應の初年藩廳にては藩の有識者に對し、軍制の改正に關して其の意見を徴した。  
 鶴殿團次郎の意見書

御軍制御改正に付心得申上(抄録)

一 此度御軍制御改正被仰出候上は、小成に御安心不被成、精練不敗之地に御立被成候迄、御勉勵有之度奉存候。  
 一 歐洲兵術は精練感服之外無御座候得共、私共存じ候に、公儀を始め諸藩、徒らに當時は歩兵訓練等を以、歐洲兵事を爰に止り候と存じ、得意に相成候は大なる誤にて、唯之を以御満足不被成、諸士之分は散戰闘を専ら御教練被成、大小砲とも命中を精密に致候迄鍛練被仰付、歩兵散兵砲兵三兵連合之變化は勿論、夜營哨兵朝暮の侵襲等不意之變に應られ候て、綽々然として餘裕有之候處迄、御精練無之候ては、折角之御改正無益之物共相成候間、此處に徹底之御着眼有せられ候様專一奉存候、唯々歩兵訓練を僅に致し、是を以て歐制と號し、敵と戰はんと欲し候は、實に却て歐人の一笑を來し候儀にて、若し勝利無之候節、西洋兵制は無益なりと申説出來候て、折角の取立も見合候様なる儀唱へられんも難計候得共、御家に於ては是には一向御動搖不被成愈、御精勵不拔の御志に無御座候ては、御改正無益と奉存候。

徹底的鍛練を必要とす

文武學校科目

銃砲	銃陣小隊式迄	百石以上之者二十五歳迄に致候	同 上	大砲小銃運動業前 兵學所兵科書籍
劍術	終日仕合 槍術三百本仕合 劍術五百本仕合	百石以下二十五歳迄に致候	同 上	大砲小銃三兵連合調連法 兵學所兵科書籍
馬術	孝經一卷 應命致す迄	百石以上之者二十五歳迄に致候	同 上	四書、日本歴史 漢土歴史(歴史綱鑑)大略應命講出來候迄
書籍		百石以下二十五歳迄に致候	同 上	四書、日本歴史 漢土歴史、萬國歴史大略、地理志大略 應命講出來候迄

一大身は大身相應之文武、小身は小身相應之文武、是非共不致候而は不相濟様に御仕置被成、皆相應之藝術に達し御用に相立候様、御處置有之度奉存候、左に其大略申上候。

一 御改正之上は文武學校制度御改革被成、經學兵術は勿論、銃砲槍劍を以て士藝之要務と被成御立、左之規則御實施被仰付度候。

右之事業二十五歳迄に不相送候者、又は百石、二百石以下にても、百石、二百石以上之藝術出來候者は、吟味之上夫々屹度御與奪御黜陟無之候ては、此度御改正も矢張以前之通虚觀と可相成奉存候。

一 御改正の上は兵學所一局被御建、此處にて兵學は勿論、大小砲演習出來候様仕度、尙行軍陣營斥候哨兵夜討暗號之法、並大小砲命中精密之處も學習、是迄之兵學砲術悉く御廢止可然奉存候。

一 是迄御道具の出納は各所に分れ、入込混雜仕候處、今後は御道具相調、三之丸御土藏に一隊づゝ組分に致し、嚴重に備置、急

兵學所獨立  
用具の出納改正



變之節右御土藏切にて、諸品相調候儀仕度候。

一外人は三百年來之戰爭にて、萬事練達仕候事にて、將士之取立教導之致方届き居候儀に御座候、御家に於ても外國人の鍛錬致候藝術丈は、矢張御學ばせ無之候ては、強弱の勢彼を容易く打挫き難く候得共、今一概に外人同様上達は迎も届き兼ね候儀に付、先づ相應の處御實施の上、五年目位づみに追々御改革に相成、遂に家來悉く文武に達し強兵と相成、萬一外人と接戦有之候ても、忽ち彼を打挫き候程之由藍之御勦勵有之度奉存候。

慶應二丙寅七月

小林虎三郎の意見書

(藩老牧野市右衛門に提出したもの)

鶴殿 團次郎

(前文略)大殿様(忠恭)より御直意被仰聞、且政府(藩廳を)より一統へ當節之儀に付心得方御達し有之、右御達書の中に、徒に討死致候而已御奉公とは難申候、強敵に對し勝利の振舞最も肝要の旨御示し有之、此一條は別而御尤至極之御事、深く奉佩銘候、勝利之法固より政府に於ては夫々御目算も被爲在、追々御指圖御督責も可有御座候得共、今迄之如き致方にては此度之被仰出も或は遂に着落を失ひ可申歟と過慮仕候、依之恐をも不顧存付の義奉申上候、私西洋の兵科の論を窺ひ候に、西洋にて歩兵一人前之業は、

訓練 的打 空眼にて距離遠近の見積り 散戦之法 野戰要務(一に軍中作業と譯す) 野戰壘壁築造に付作役之事 大略此の如に候て、是をよく稽古熟練致候者も精兵と致候由、砲騎二兵も推て知るべき事に候。

又將校の職に任候士官の學科は  
地理 窮理 本國史 萬國史 千五百年以來戰記 數學 代數學 度學平 平三角法 直線圖畫學 形狀圖畫學 軍律 野戰要務 運動範圍即訓練 建築大略 戰術即答告知幾 兵略學 馬術 槍術 刀術 體術 銃槍用法 泳水術

大略如此に御座候て、是を講究通曉仕候者な以て、將校之任に堪たりと致候由、砲騎二兵の將校も推て可知事に候。斯くて兵卒各一人前之業を熟練致し、諸將校各其學科を通曉仕候を強兵の極功と仕候、本藩に於ても西洋之制に御倣ひ、御軍務御振張被成候はんには、諸士諸卒は各一人前の業熟練致し、士大將之御方及諸軍官は士官之學科御通曉無御座候ては、強兵之功相立不申候得共、諸將諸卒此差掛り候御時節、遂に相當之業熟練仕候事は難事に候へば、先づ目的を全科通曉に立置、差當り士官學科之内、訓練は勿論、野戰要務戰術野戰壘壁築造之大略、並に其攻守之法等急切之ものを是非共講究有之、又諸士諸卒は成丈各一人前之業に熟練致候儀御教導有之、固より差迫り候御時節に御座候へば、夜を日に繼ぎ寸光分陰を被爲惜、精々御督責御勉強無御座候ては叶申間敷候、特に將校之任は重くして其事難く候事故不鍛錬にては士卒如何に熟練致居候而も亂軍引勝に至り可申、况や不練之士卒なや、誠以て憂念に不堪義政府に於ても既に篤と御商量、夫々御目算可有御座奉存候得共、未だ明確なる御施行不相見候故、彼是感概之餘り乍病中默止仕兼、僭越之至に候得共、疾を力めて執筆、愚見の次第大略申上候。

拙譯兵書草稿三冊奉入賞覽候、之は一兩年中病間に關兵書中より抄録仕置候ものにて、軍務切要之事件と存候、固より區々の小冊子且未定の書にて不十分之物に有之候間、献本に不仕、只同憂之士並に懇望の者へ示し候迄に御座候、乍去此書未だ世間に譯出不致候に付、御覽被成下候上、當今の御軍務に少しは裨補御座候はと、責てもの幸と奉存候。

團次郎と虎三郎との意見の殆んど相一致せるは最も注目すべく、兩人は河井繼之助と藩政上の意見を異にして、直接藩政に關與しなかつたが、繼之助は巧みに反對者の意見をも採つて、之を實施したのであるから、是等の意見が繼之助の兵制改革斷行に、多くの資料と暗示とを與へた事は疑なき事實である。

長岡藩が邊陲の一小藩を以てして、三ヶ月の久しき西南雄藩の三萬餘人と抗戦し、山縣參謀をして



『夏も身にしむ越の山風』と驚嘆せしめたのは、長岡の藩風に基因するは勿論なるが、兵制が根本的に改革せられて、藩士の戦闘力を新たにしたりした事が其の原因の一つである。若し此の戊辰戦役が数年遅く到来したなら、一層花々しい長岡勢の活躍を觀得た事であらう。

## 第十六節 藩 風

### 剛健質實の家風

由來『剛健質實』は三河武士の眞面目であり、誇りであると言はれてゐる。牧野氏及其の臣下は永く三河に住し、戦國時代の頃は牛久保城の要害の地を占め、今川・武田・徳川三氏の間介在して屢々悪戦苦闘に悩まされた結果、精神は絶えず緊張し、心身は剛健となり、生活は質實となつた。武勇を以て身を起した初代忠成及如上の血と肉とを承け繼いだ臣下は、此等の氣象と共に參州牛久保以來の御家風と稱するものを傳へ、主従相砥勵して、之を保存し助長し、以て子孫に傳へんと努めた。其の參州以來の御家風とは次に掲げた壁書といふを指すのである。

### 參州牛久保之壁書

#### 一 常在戦場の四字。

牛久保の壁書

- 一 弓矢御法と云ふ事。
- 一 禮義廉恥と云ふ事。(古語之由)
- 一 武家の禮義作法。
- 一 出仕之禮。
- 一 馬上之禮。
- 一 途上之禮。
- 一 老人之會釋。
- 一 座間之禮。
- 一 目禮手禮之次第。
- 一 取籠者對手之作法。
- 一 切腹人等檢死之作法。
- 一 同介錯之作法。
- 一 改易人等御使心得。
- 一 貧は士之常と云ふ事。(古語之由)
- 一 士之風俗方外聞に係ると云ふ事。
- 一 百姓に似る共、町人に似るなと云ふ事。
- 一 進退ならぬと云ふ事。
- 一 鼻は欠とも、義理は欠なと云ふ事。



- 一 腰は不立とも、一分を立よと云ふ事。
- 一 武士之義理、士之一分と云ふ事。
- 一 士之魂は清水で洗へと云ふ事。
- 一 士之切目折目と云ふ事。
- 一 何事にてても根本と云ふ事。
- 一 荷なひ奉公と云ふ事。
- 一 日陰奉公と云ふ事。

一 親類は親しみ、朋友は交り傍輩中は附合ふといふ。又一町の交り、他町の附合と云ふ事。

此の壁書は『參州牛久保御家風之残り候事といひ、御先代の侍衆は重く賞翫、常々右之趣を以て見計ひ、子弟衆迄此通に意得させ候よし老人申候』と傳へられてゐる。又忠成が長岡入城の頃、御家中出仕の間へ、大書して掲示したものであると傳へられる「侍の恥辱十七ヶ條」がある。

侍之恥辱十七ヶ條

或人言侍之恥辱は戰場にておくれたる計にはあらず、その外あまた品あり

- 第一 虚言又は人の中を悪しく言ひなす事。
- 第二 頭をはられても、はりても恥辱の事。
- 第三 座敷にてても路次にてても慮外の事。
- 第四 親兄弟の敵をねらはざる事。

- 第五 堪忍すべき儀を勘忍せず、勘忍すまじき儀を勘忍すること。
  - 第六 詫言すべき儀を詫言せぬ事。
  - 第七 被官之者、成敗すべきを、成敗せざる事。免すべきを、免さぬ事。
  - 第八 徳徳之儀に付て、人を出し抜く事。
  - 第九 人の手柄をそれむ事。
  - 第十 好色之事。
  - 第十一 最負の人多き所にて、強みを出す事。
  - 第十二 手に足らぬ相手にがさつたる事。
  - 第十三 武功之位を知らずして、少しの儀に自慢する事。
  - 第十四 怨を先だて、縁類を求むる事。
  - 第十五 主君の仰なりと、御請申まじきを辭退なく、或は御暇を申べき儀を、とかくして不申事。
  - 第十六 仕合よき人なば悪きも譽め、仕合あしき人なばよき人もそしりあなづる事。
  - 第十七 我身少し仕合よき時はほこり、めてになりたる時はめいる事。
- 右十七ヶ條は大方也、此外にもあるべし、日頃穿鑿し置くべし。

以上の二條目は『剛健質實の具体的説明とも見るべきもので、表現の方法は異なれども、併せて之を縮約すれば、『常在戦場の心掛』『武士の義理』『侍の一分』『士の恥辱』の數點に歸結し得るのである。



越後人特  
有精勵の  
刻苦象氣

前例踏襲  
の傾向

英主忠辰  
古代の士  
風を問ふ

### 士風の維持作興

風土の影響を受けて、越後人は鈍重ながらも、刻苦精勵の氣象に富むと言はれてゐる。剛健質實の三河武士は長岡に土着してより二百五十年、其の持ち來せる美風は越後人天賦の刻苦精勵の良俗と、渾然融合して一種の長岡氣質を構成し、長岡人士の思想と行動との根柢を作り上げたのである。

藩政百般の施設は時勢の進運に伴つて、幾多の更革が行はれた事は勿論であるが、一方「仕來り」即ち前例を踏襲して之を墨守しやうとする傾向は、當代一般の通例であつた。特に藩風の維持作興といふ如き精神的作業は、上下共に古を尙ひ、祖先の遺風を顯彰せんことを期したるは、争はれぬ事實であつた。

中興の英主忠辰(七歳て家を嗣ぐ)  
若柴神社の祭神十五歳の折、老職山本勘右衛門を召し

其方年はいくつぞと御尋につき、四十一歳に罷成候と申上げれば、然らば父祖のいひ傳へにて、御先代の御仕置・諸士の心得などの事をも聞及びつらん、物語申上候様にと御意なされけり。依て勘右衛門は御入國以來の事から、弓矢の作法などを説述し、且つ

御先代の頃は御家中の面々武藝を專一と致し、學問に打かまり替古仕候者は稀に候得共、仁義の大將・義勇の侍と申事を、聖人の事のやうに重く守り申候、又平生の參會にも武士の義理・士

の一分と申候、又平生の常談に仕候、尤當時も古き者共、いかやうに心得罷在候。など此外何かと古代の物語を申上げたるに、心を傾けてしめやかに聴取せられ

さこそあらん、古代の風儀は面白きものぞ、重ねても又申上候へ、倍以來の仕置はいよく御先代の通りに心得候へ。

とゆるく物語り、機嫌よく歸座せられた。勘右衛門は

今年御十五にならせられけるに、御先代を慕はれ、古き物語を面白く思召ける御事、恐れながら感じ奉るべし。されば其後諸士の勤方等、御先代の通りに心得候様にと度々仰られけるも、此頃よりの思召なるべし。

と感激した。爾後忠辰は一層父祖の遺法を尙び、只管古代の士風たる質素にして義理を立つる御家風を鼓吹し

家中の者どもの風俗もひくくになるは、御政道の御恥辱のみならず、御家の凶變と思召の間急度相改め、御奉公はいふに及ばず、平日の心得ともに、寶性院公(初代忠成を指す)の御代の侍共の風儀に立歸り相勤候様にと思召さるゝのよし。

と屢々下を訓諭戒飭した。さればこそ元祿時代の豪奢淫靡の弊風は、長岡と江戸とは不絶往來があつたに係らず、全く此の地には移入せられなかつたのである。

再中興の英主忠精の時代に至つては、世は泰平の極點に達し、上下を擧げて遊惰放逸輕佻浮華、所

英主忠精  
の注意

古代家風  
の鼓吹



謂化政時代爛熟の風は滔々として田舎まで浸潤したのであるが、忠精も亦士風維持の爲、藩の書家に命じて、常在戦場の四字を大書して、藩士其他に頒ち與へて之を戒飭したから、是亦時弊を匡救するに力があつた。

### 先代の士風物語

長岡藩士に對する一の教科書とも見るべき『由舊録』(藩老山本)に、御先代の士風物語と題して、記せる所を見るに

老人の談に後世には古代の事つまびらかに傳らず此故に心得違の事多し侍の風俗も皆男達などいふものゝ如く物荒く人にたてつき喧嘩を好み辻斬りなどして世間を騒がしげるものとばかり思へる人あり全く人ごとに左様ありしには非ず尤亂世の後遠からねば武士の育ち柔弱ならず手ぬるき事を嫌て一廉なるを侍の風俗とおもへり大勢の中には血氣に誇り腕だてを好み口論喧嘩をして人に勝を心地よき事にして荒れ歩行たる者ありけれ共それは血氣のいたづら者とし良き侍は笑ひたるよし其頃よき侍といふは其分限に應じて武具馬具を嗜み平生不時の用意をして物に油断なきを第一とし武士の一分侍の義理といふ事を堅く守り虚言を言はず約束を違へず人に諂ふ事を嫌ひ物の榮耀華麗を好まず朋友の參會に古戦場の物語り軍談書を讀みて餘興を希はず若き侍は價の高下を語らず利益と好色の事を言はず謠鼓をば翫ひたれ共小唄淨瑠璃三味線などいふものは卑しき業とて笑ひ習ふ者なかりし惣じて武家の歴々は公家と反對して公家の風俗に似ね様にと吟味せられたり又小身の士も子供などに教訓するに農人の所作はするとも町人の業はせぬ事ぞと戒めたり此頃までは學問を専らとするにはあらねども義信を固く守り勇氣を養ひ物に進みあるを士の肝要と立たる風俗故に生得の器量によりて各別抽たる人もありしとぞ御先代の老臣中などの取計には此の説に合たる人多し考

て知るべしといへり

又『御邑古風談』(藩士高野)には武士の義理・士の一分・士の恥辱といふ事と題し左の如く解説してゐる。

凡武士たる者の第一に意得べき事の候昔より士農工商とて士は農工商の上に立て其下に三民の爲に敬ひ責ばるゝは自然に意得たる位なり此故禮式を正し義理を知るを以て士とは申にて候是を知て堅く守り利欲の心なく蔭日向なきを士の一分と申候是を知らざるか知ても利欲の爲に動かされて本意を失ふをば士の恥辱と云て甚だ見落し卑め候事右により古代の士中は禮法と義理とを急度たしなみ候由にて候(中略)士たる者は禮法を正すべきは勿論の事利と非とを遠ざけ専ら義理を根本として蔭日向なく物におくれず恥を知るを義士とも勇士とも烈士壯士廉士なども申て世に稱せられ候若又我身を利する心ある時は人中へ出ても身構計りするものにて候軍場は申に及ばず義勇を失て臆病者となり晝鼠とて後指をささるゝ者にて候利の武士に害ある事如此に候凡武士とも呼ばるゝ程の者は常に勇を養ひて恐るゝ事なく候權威にも怖れず大敵にも恐れず白刃にも恐れず只利財利法など申事を大に恥ぢ大に恐るゝものと承り候由老人申候

以上説く所によつて略々長岡藩風の淵源と由來とを察知し得べしと思ふ。以下藩風の各項に就いて少しく具体的に解説を加へる。

### 藩風の具体的解説

常在戦場の四字 英主忠精「戦のにはにあるぞと常に只思ふ心をたもてものゝふ」と咏じて、自ら座右の箴としたる如く、此の心掛を擴充して、長岡武士は精神の修養を重んじ、行住坐臥心に油



断なく、武勇を尙び、全力を傾倒して心身の鍛鍊を圖り、儉素を守つて以て有事の日に備へたのである。斯くて彼等は屢々死生の間に出入して利害得喪に心を動かさぬ丈の修養を積み、武勇・廉恥・節義・克己・堅忍等の諸徳が此の間に涵養せられたのである。

車の兩輪の如く鳥の双翼の如く、文武兩道が勸奨せられたが、文事に依つて理論的に修養するよりは、寧ろ武事を勵んで實際的に鍛鍊するといふ嚴格なる實踐躬行が重んぜられ、一般に武張りて、家庭の生活にも、平生の行動にも、其の氣風が明かに看取せられた。例すれば何れの家庭も一日の内二度は必ず湯漬(飯を再び煮て粥に味増は不經濟なりと)に味増(味増はあまり多く用ひず)香の物の副食物、若くは雜炊(湯漬に味増野菜等を混じて煮たるも)で食事を済ますといふ程に習慣付けられたのであるから其の他の質素儉約は推して知るべしであるが、是れは徒らに質素儉約のみに捉はれて居るのでなくて、一は困苦缺乏に堪ふるの慣習を養ひ、一は武器馬具を整頓し、軍用金を貯へて有事の日を期する爲なのである。長岡藩中の名物とも謳はれた『雜魚釣』も『山への柴木刈』も、此の氣分の反映として見るべきもので、單に生活の儉約や一日の娛樂とのみ解するは皮相で、其の裏面には、夜未だ明けざるに出發し、日暮れて後歸るの終日の行動に依つて、二三里若くは四五里の遠さに行き、以て山川の形勢を操り、小徑捷路を知り兼ねて脚力を練り、重き荷重に堪ふる等、常在戰場の心掛に資するの利益があるから、寧ろ獎勵的に行はれたのである。文官儒者も心ある者は武技を練り、或は武裝して山野を跋涉し、毎日の行事として住居の周邊を駆け廻り、平素歩數を以て距離を測り置く等、亦常在戰場の覺悟を以て準備し

て居つたのである。次ぎに能く藩中の武士氣質を表現した一挿話を掲げる。

能勢三郎右衛門殿高橋小路御長屋の場所屋敷にて住居致候節其時分は高四百五十石座敷十疊物縁外は七間にて簾を敷れ候内方大病にて親類衆も詰醫師衆も詰られ候處其場に縁取二三枚敷被申候儘故親類衆申され候は餘り御高には不都合と被申候へば仰御尤に存候然れ共夫迄には手廻り兼候鳥渡是にて御面談可申と座敷に行候處高相應の武器は不足なく飾り具足櫃より枕箱一つ取出し被申候は軍用金も今少しにて此の箱に一つになり申候左候得ば何方へ御供被仰付候ても御厄介に相成不申候家來共も御目に懸可申と被呼候得ば若黨初中間迄揃置馬も乗替迄有之今金子五十兩調のへ候へば其後は平日の用に遣候旨被申候に付親類衆も致迷惑挨拶に困り候旨牧野松軒殿御咄のよし(諸家古談所載)

### 侍の義理・侍の一分・侍の恥辱

侍としての本務を遂行し、其の面目を保つ精神を表現した詞である。即ち之が爲には最善の努力をなし、己むなくんば死をも辭せざる精神である、利害を打算し得失を商量して、後行動するのではない。其の結果として、我を没し、我をなみして顧みない犠牲的精神が生じて来る。平生己が一身を主君に捧げ、場合の必要に應じて、其の馬前に討死を遂ぐる事を其の名譽とし、其本懐とする、平常の場合、喜んで藩主に殉死する如きは、其の變形とも稱すべきものである。藩士能勢兵右衛門・渡邊七郎右衛門が初代忠成の死に殉ぜしが如き、池田小左衛門が忠成の長子光成に殉ぜしが如き、長岡藩に於ける事實であるが、後幕府の嚴令に依つて之を禁



止する事になつた。

勿論彼等とても、生命を輕んずる者ではないが、本務の遂行と生命の保存と、到底兩立する能はざれば、進んで生を捨て、道を踏み、死を擇ぶ者である。此處にも積極的實行主義が嚴守せられる。斯くして名譽心・信義・廉恥・忠孝・至誠等の諸徳が養成せられるのである。尙前記良き侍の資格及侍の義理・侍の一分・侍の恥辱の各項を再讀せられたい。終りに藩風物語の二三を擧げて此の項の結びとする。

藩風物語

車善九郎  
ち大力の過

○寛永の頃にや、新參衆に車善九郎といふ侍あり(中略)、勝れたる大力の者なりしが、或時傍輩衆の處にて碁を打けるに、側に居ける人少し助言しけり、善九郎さして立腹といふにはなかりしかども、助言無用と云ひながら、片手にて押退しに、押されたる人、襖戸を打はなし、次の間へこけ倒れければ、家内の者などもどつと笑ひけり、時に彼の人赤面して起上り最早侍の一分立難しとて、退座に自害して死けりといふ。

一説には助言しけるは稻垣稻右衛門といひし侍なり、善九郎に押倒されて、一分立たねば討果すべしと言ひかけしに、善九郎は望みとあらば相手にもなるべけれど、我等片手にて少し押のけたるばかりなるに、御自分の倒れられたるは心外の事なり、若我身誠に押すべき心にて押したらん

には、御身は惣身摧けて即死せらるべし、即死せられぬからは、輕き仕方と料見あるべしと言ひければ、同座の面々も、善九郎の言分最もなり、もと／＼御身の助言ゆへの事なれば、討果さるべき事ならず、又餘人と違ひ押倒されても恥辱に非ず、よく／＼料見ありて遺恨あるべからずと宥めければ、稻右衛門成程我等が誤りなり、善九郎に遺恨なしとて其座は納まりけり、されど稻右衛門こけ倒れ見苦しき体を人に笑はれては、傍輩中に面目なしとて、宿に歸り自害して死けり。

渡邊仙右  
衛門

○天和二戌の年江戸御屋敷にての事なるが、御小姓柴崎山三郎が男色の事に就て、横藤兵衛・熊部藤四郎争論し、互に言暮り世間の沙汰にも及びけり、時に相組の本多政右衛門笑止に思ひ、色々なだめけれども承引せざりしかば、政右衛門竊かに渡邊仙右衛門江右之趣を物語して、御自分は年頃なれば、御大義ながら扱ひて給るべしと難去頼みける故、仙右衛門も辭みかねて、藤兵衛・藤四郎の處へ行きて、さまざま宥めけれども、兩人共聞入れず、されども傍輩より折角の頼なれば、今一應扱ひて見ん、双方共聞請なくば、今日を限りと思ひつめて、同年三月十一日早朝より再藤兵衛・藤四郎を訪れて、言を盡して扱ひけれど、一圓納得せず、最早兩人覺悟を極め候上は御扱御無用と、キツバリ言切りたれば、仙右衛門は止むなく歸宅せしが、折角の頼まれ甲斐もなく扱ひ出來ざる上は、士の一分立がたしとて、一通の書置を残して自滅に及びけり、依て兩人争論の一件露顯し、山三郎と三人兼ての御法度に背きたる罪輕からずとて、四月十二日切腹仰付ら



れ、仙右衛門が忤李右衛門は御暇を賜りたり、右の輩は何れも私を以て身を果したる不忠の罪ありといへども、仙右衛門は一分の義理を立てたる者なればとて、一旦御暇を下された忤李右衛門は程なく貞享二丑の年九月歸參を仰付られたり。

○傍輩へ對しての義理を立て、又世上への聞えを恥て、士の一分をすたらぬ様にするは勿論なれども、古代はさして珍らしき事にもせざりしが、延寶六未の年江戸御屋敷にて、河井清左衛門が弟八彌とて未だ若年の者なりしが、家内の者共外出して、八彌一人宿しける折、西久保の錢賣久兵衛といふ者、用事ありて此處へ尋ね來りしが、如何にしけん久兵衛過言しければ、八彌立腹し彼此と口論に及びしが、錢持たる袋を八彌に振當てしより、八彌は即座に錢賣を刺殺し、右の子細を書置して自害して死けり、書置にはしかくの事にて、錢賣久兵衛自分へ過言を申のみならず、袋をふり當て候へば、侍の一分立難く久兵衛を刺殺し、自分も斯くの仕合に候と認め残しけり、やがて町奉行にも御届ありしに、久兵衛侍に對し慮外せし上は、八彌が仕方左も有るべき事とて、公邊の御届何事もなく濟みけるとなり、八彌若年の身にて、士の一分を顧み恥辱を忍び、兼て自滅に及びしは殊勝の事なりと、時の人感賞しけるとぞ、六月九日の事にてありけり。

○輕き者も奉公人の一分を立たる事あり、元祿十六未の年十二月廿二日夜八半時江戸表甚しき地震にて、御城内も所々大破に及び、内櫻田御門は棟をゆり落し、御門も倒れけり、右御番所其節牧野家の御受持の内なりしが、はじめ地震の時に、御番士以下早速外へ駆出でけるが、其中に御足輕

清四郎といふ者交り居たるに、急なる事故、刀を取あへず脇差ばかりにて出ける故に、刀を取に内へ入らんとしければ、傍輩の者共危うければ見合然るべしと止けれど、清四郎は御城内といひ、御當番といひ、刀をさすべき者が指ずしては、今晚の勤は成がたし、其上御家來に斯るうろたへ者ありしと、後日の評判ともなりては、乍恐御名をも汚し、一分立がたきのみならず、不忠ともなる道理なれば、此儘にては御奉公成がたし、若し打たれて死なんは是非なき事なりとて振切つて内に入りたるに、又大きにゆり來て御門倒れければ、清四郎も打れて死けり、死體を改めたるに刀を手に持ながら死してありけりとぞ、小分の奉公人なれども、上へ對しての心遣といひ、一分を顧て刀を持たながら死せし志といひ、其の志に於ては士分にも聊かも劣るべからずと諸人沙汰しあへり。

○藩士牧野熊次と萩原啓介とは竹馬の友であつた。熊次は牧野勘兵衛と共に長州征伐の軍に従ひ歸來勘兵衛と、及び同じ友なる井上勝太郎とを自宅に招待し、其の夜井上は熊次と、明晩高橋小路の磔古塲(威遠流砲術)附近に遊ばうと約束したが、當夜井上は來客に妨げられて外出が出来なかつた。然るに夜が更けてから、熊次は井上の家を叩きといふ、磔古塲外で啓介と些細の事から爭論の末、共に携へて諏訪堂(諏訪町中學校構内大杉の下)に至り、暗中に闘つて啓介を斬殺した、就てはこれから番頭まで届け出やうと思ふがどうだらうと相談した。井上も懇意の間で、其の處置に苦み、之を勘兵衛に謀らんと相携へて出た。井上は臺所町から、熊次は再び諏訪堂に至



り提灯の明りて一應屍體を検して慥かに其の死を見届けた上、鼻歌交りて悠々と、今朝白町を経て袋町の勘兵衛の宅に會し、呼出して事情を打明け謀る所ありしに、勘兵衛は即座に『人を殺したら身しやんも死にやいの』と一言で判断した。所が熊次も『成程そうだな』といつて歸宅し美事に割腹して死んだ。事は小事件ではあるが勘兵衛の一斷と、熊次の死に至るまで、從容亂れなかつた態度は、共に稱するに足るものである。(井上勝太郎氏談)

#### 玉成したる藩風

特異なる  
學風

特異なる學風 長岡藩では、學問は經世・濟民・修身・齊家を主眼として奨励せられたので、苟も實用に適しさへすれば、學派の如何などは問はなかつた。さればこそ藩鬻開學の當初官學を棄て、古學派及徂徠派を採用するの大英斷に出たのである事は文教の條に述べた通りである。詩人騷客として名を後世に残した學者の見出されないのは、長岡の一藩風とも見るべきである。

忠孝御拜の幅 藩風を説く最後に是非附説せねばならぬ事は、忠孝御拜の幅に關してである。此の幅は牧野家の重寶で、初代忠成十一歳の筆を表装したものである。牧野家に於ては毎年正月元旦此の「忠孝」の御軸を掲げ、藩主は禮装して先づ第一に此幅を拜するのが恒例となつてゐる。忠孝は國民道德上主眼たるべき一徳目で、明治天皇は教育の御勅語に於て、我が邦が忠孝によりて厥の美を濟せるは國體の精華であるとさへ仰せられて居るのだから、古來日本國民全部が忠孝の重ん

忠孝御拜  
の幅

ずべき事を教へられて居るので、長岡藩が獨り忠孝を専有する意味で此處に特筆したのではない。併し正月元旦の重要な儀式として、藩主先忠孝の軸物を拜し、藩士にも拜せしめたといふ如きは、恐らく他藩には見る能はざる處であらうと信ぜられるのである。此の忠孝の幅を拜した、拜せしめたといふ形式的の儀禮ばかりでなく、累代の藩主身親ら率先して之を行ひ、一般士民に範を示されて大方をして其の據る所を知らしめたのである。斯くて長岡の藩風は「忠孝」といふ最鞏固なる基礎の上に据置かれたもので、頗る強きものである事を理會し得られやう。

要するに『常在戰場』の覺悟といふ唯一信條と、武士の義理・侍の一分・士の恥辱なる標語は、何物よりも威力ありて、藩士民の精神行動の總てを支配し、若しも先輩なり友人なり又は家族なりより『常在戰場の覺悟を忘れたか』『それ士士の恥辱と思はぬか』『武士の義理が濟むか』侍の一分が立つか』と詰問せられると、恰も大盤石に壓せられた如く、自責の念に堪へずるのである。

封建政治は割據的土着的の處に其の精神があつて、藩侯の領有久しければ久しき丈、自然に一種の氣質を作り、富強の力・訓練の功が見えるのである、况んや牧野家就封以來二百五十年、徳川幕府と終始する間に醸成せられた良風美俗は、中心階級であり農工商の支配階級たる藩士を透して、自然に領民の總てを薰化し、僅かに七萬四千石の小藩でありながら、他の大藩と伍して能く其面目を保ち、且つ彼の戊辰戰役の際の如き、不幸にして朝敵の汚名を蒙つたとはいへ、西南雄藩の大軍を

威力ある  
標語

封建政治  
の特徴

藩風の發  
露



對手として、最後まで壯烈なる大快戦を試みて、幕末の華と謳はれ、又戦後に於ては敗殘荒涼、慘状目も當てられぬ逆境に立つて、聊かも屈することなく、奮然として起ち、悍然として自己の運命を開拓すべく苦心經營して、以て長岡市今日の大を成したのは、畢竟多年養成し來つた堅實なる藩風の發現に外ならぬのである。

## 第二章 民政一般

### 第一節 自治制度

#### 民政の方針

徳川時代の民政に對する方針は、特に是が爲に多數の官吏を配置して、直接細末の事項迄も處理し若くは人民を檢束するのでなく、政府は只一定の法規或は心得を作つて、人民中より相當の役人を選んで、行政・司法各般の事務を執らせ、其の他のものは悉く之を五人組に編入し、各組合員は互に他人に對して共同責任を有し、其の内の一人法に觸れるものがあると、其の罪を五人組に問ひ他の四家も亦同じく罪を蒙る事とし、場合によつては累を村役人にまで及ぼす事あり、人々は互に

幕府の方針

牧野家の方針

自重警戒して相檢察し、内部から相互に之を取締らせ、政府は唯其の大綱を統轄するに止まつたのである。牧野家の施政方針は亦其の範型を是れに採り、町家には工商を住居せしめ、鄉村には農家を土着せしめて、行政上の繁を避け、各町役人及村役人を定め、町には町奉行二人を、鄉村には郡奉行一人及其代官數人を配置して之を總括させた。而して總べて町村役人は其の職務を忠實に完全に遂行するのみならず、素行其他身を以て範を一般に垂れ、以て自治の中心たらしめたのである。今その組織の概要を述べやう。

#### 町の自治機關 即ち町役人

牧野家就封當時の長岡は長岡町・神田町の二部に分たれ、長岡町には年寄(肝煎ともいつた)十人、神田町には肝煎・年寄各一人合計十二人の町役人を置いて、町政の局に當らせたが、これは堀家時代のもを繼承したものであらう。尋で正徳元年(寶永八年四月改元 紀元二三七一、忠貞時代)五月長岡町肝煎草間茂右衛門・保高忠左衛門及神田町肝煎小林勘之丞の三人に檢斷役と唱ふることを許して町役人の首班に置き、享保六年(十年後)其の受持區域を左の如く定めた。

町役人の沿革

草間茂右衛門受持 表一、二、三、四、五の町・吳服町・關東町・上田町  
宮内市左衛門受持 裏一、二、三、四の町・渡り町・柳原町  
小林勘之丞受持 神田一、二、三の町・鍛冶町・桶屋町



検断は各町役人を指揮監督して町政を總轄し、町用金の收支・役銀の徴収は勿論、戸籍の變更・家督の相續・財産の讓渡・役人の送迎其他百般の行政事務より、風俗の取締・旅人の出入・火災の消防・犯人の捜査捕縛・犯罪の豫防其他一般の司法警察の事務にまで亘り頗る多岐であつた。されば町内に於ける公事訴訟の如き、多くは吟味役に於て裁断し、町奉行を煩はす事は全く稀であつた。検断の下には十人乃至五人の町老があつて、検断の事務を補助する。

検断・町老を併せて仲満と唱ひ、毎月定時或は臨時の合議に依つて事務を處決し、急を要するものは集會日を俟たずして當番役人の専決に委したのである。仲満は年番若くは月番を定めて交代に町會所に出勤執務し、其の配下には小役人と稱するものが十二人あつて、帳簿の整理保管・觸書の傳達町内巡邏等一切の雑務に當るのである。

各町には各若干名の町代(吟味役兼)を置いて、其の町内の事務を掌る。町代の下には書役があつて雑務を處理した。

以上三家の検断役は皆世襲なるも、町政に功勞ある有爲の者は検断役に拔擢せられる事もあるが一代限り廢役となるが例であり、町老及町代は多くは町衆の推薦に依つて就職するのである。天保頃の記録に依ると、町役人の數頗る増加し、検断四人・検断同格一人・検断上座町老役一人・検断格町老役七人・検断格二人・町老三人・町老同格一人・町老次座二人・町老格十四人となつてゐる。

是等は時代の推移に伴つて町務が繁雜になつた次第もあらうが、藩に對する献金の多寡に依つて特殊の地位を與へられたものが多い。

検断の役料は始め五石づゝであつたが、後には草間家十石・小林家十五石・宮内家五石となつた。又町老には各二人扶持を給せられる定めである。又検断及検断格は旅行の節帶刀を許され、公務出張には其の遠近と役向の高下とに依り、最高江戸行五兩より最低栃尾・小千谷・見附・與板・今町行各二朱の旅費と、検断・町老の江戸行には金一兩、町代には二分の手當を給與した。但旅費は町費を以て支出せられるのである。

尙町役人には御宛金初め諸懸り物・入役銀・献上物・諸番・人足等の全免又は半減の特典が附與せられてゐる。

然るに慶應三年十二月町役人の數を減じ、給與規定をも改正して、検断には役料三人扶持(一人扶持三後二斗)外に手當金三十五兩宛、町老には同二人扶持に二十五兩宛、町代には太義料銀五十匁に十兩宛給與する事となつたが、間もなく戊辰戰役となり、實際は有名無實のものであつた。

郷村の自治機關 即ち郷村役人

牧野家領内の町村數は、天保度の郷村帳に依ると



本途村	古新田	外新田	新田	計
一七三ヶ村	四八ヶ村	一三ヶ村	三三ヶ村	二六七ヶ村
四〇ヶ村	九ヶ村	四ヶ村	一一ヶ村	六四ヶ村
七二ヶ村	一五ヶ村	六ヶ村	一三ヶ村	一〇六ヶ村
二八五ヶ村	七二ヶ村	二三ヶ村	五七ヶ村	四三七ヶ村
合	計			

本途村二百八十五ヶ村を御朱印目録村といひ、外に長岡町を加へてある。此の四百三十七ヶ村を長岡町に對して郷中とも唱へ、統治の便宜上最寄々々に依つて

上組 西組 北組 栃尾組 河根川組 卷組 曾根組

の七ヶ組に大別し、各組に年貢米貯藏の本藏を置き、所に依つては枝藏を設けた。(收納の條参照) 村々には庄屋(肝煎・名主又は里正)・組頭・横目の三役を置き、百姓・名子(小作)を支配させた。庄屋は村里の長で財産・家柄・格式の高いものを選んで之に任じて、歴代世襲し、若し當主幼少なる時は親戚組頭之を後見補助して其の事務を執り假令他に大地主等があつても、其の家にあらざれば決して之に代る事が出来なかつた。故に其の權威自然重くして村民皆之を仰ぎて命に違ふものな

く、『庄屋様がかう言はつしやる』といふ事で、多少の無理があつても、よく纏まつて行つた。其の職能は固より町役人の條に述べたものと等しいが、貢租の收納、土地制度の運用、水利灌漑等農政に關するものが主眼であつた。當時は今日の如き村役場なく、庄屋は其の自宅で自家業務の餘暇を以て執務し、藩吏出張し來る時は庄屋の住宅を事務所に充てたので、住宅は稍廣濶にする必要があつた。庄屋には役祿として村高約十分の一(肝煎田地といふ、あしめ)を充て、公私諸掛を支出し、又役給米として村高百石に付一石宛の割で支給する。

此の役は老年に及ぶも隱居を許さない制度であるから、嗣子が十五歳になると、其の組藏所に於て代官役に目見えして庄屋の勤務を見習はせ、場合に依つては代行もさせる。

組頭・横目は村民中算筆に長じ、人格も高く、財産も相當に有する者から、全村民の熟議に依つて選出する。村内大小の謀議に參し、庄屋の事務を補佐する役である。一人に付米二石以下の役給を其の村の萬雜用米から支給する。此の役の内から山組頭・山横目・馬横目等を選抜し、諸普請・人足の指揮等に任じ、官林並に四木或は二才駒を巡察させる。一代限りの勤務で、當人死亡又は退役するときは、村内一般から其の嗣子を推薦するか又は投票に依つて後任を選挙し、割元(郷役)立會の上開票して高點者をこれと定めるかして、代官役に届出ると、口頭で其通り任命せられる。七ヶ組には割元役・郷横目以下種々の役義がある。

割元役は庄屋の内から人材を選んで郡奉行より任命せられるもので、上・北兩組は五名宛、西組は



郷横目

組用掛

普請掛

藏掛

杖庄屋

四名で、役給は各々三人扶持、柄尾組四名・河根川組三名・卷組五名・曾根組四名は各二人扶持を支給せられ、他に其の組大割米の内より一人に付八俵以下宛を與荷(手當)として給す。此の役は其の組を總轄し、郡奉行及代官の命を受けて收納・諸觸の傳達を掌り、人民訴訟の下調に預る。

郷横目役は各組に二名宛あり、役給としては卷・曾根兩組にては一人に付米三俵宛、其の他の五ヶ組にては二俵宛を支給せられ、外に其の組より與荷米若干を給せらる。郡奉行の命を受けて組内人民の善行非事を檢察する。

組用掛役は改め役とも稱し、各組に二名宛あり、組内諸費割を監督し、其組大割米より一人に付四俵以下の手當を給す。

普請掛役は組内堰江諸普請を監督し、定員なし、其組大割米より若干を給す。

藏掛役は各組に三名づゝあり、一般の出納會計を司り、役給として其組大割米より一名に付十五俵以下を給せらる。

以上の諸役は任命の日決して非違を遂げざる旨の誓詞を代官役に提出する。

杖庄屋役は各組に四・五名を置き、其の組大割米より一名付に入俵以下の給米と、大割銀より筆墨紙菜代とを給せられ、組内の諸普請所へ出張して人夫を監督する。

割元・藏掛・杖庄屋は其の組藏元役場へ五日交代にて勤務し、其の他の日時は自宅を役宅として其の事務を視るのである。藏元役場とは本藏の傍に建てた事務所である。

藏番其他

郷村役人の増加

五人組の意義

組成の方

藏番は本藏一ヶ所に二軒づゝあり、其の附近に住居して家襲にて勤務し、其の組大割米より二十俵宛を給す。其他藏小使・定小番・山刀・定人足・役場飯焚等があつて、何れも百姓中より人選し其の組大割米の内より若干の手當米を給し、それらの勤務に當らせる。

役人は永く世襲すると、自然横暴な者が出て百姓の爲にならぬ事もあつたから、村役人の組頭・横目中の勤功著しき者には庄屋格たることを許され、又割元一名に二名づゝの豫備を置いて之を割元格と呼び、庄屋・割元を牽制せしめたが、何れも無上の名譽として羨望せられたものである。嘉永以後には藩財政の窮迫に伴ひ、農家よりの献金を納れ、其の報酬として割元同格・割元膝代・割元並上座・割元並・割元次座・割元準座・割元格上座・割元格若くは庄屋格等の名義と地位とを與へて、彼等の名譽慾を満足せしむるに至つた。而して多くは一代限りの待遇であるが、中には世襲の者もないではなかつた。

自治機關の單位 即ち五人組制度

五人組制度とは徳川時代地方人民統治の便宜上、五家若くは數家を以て組成した小團體で、主として浮浪人・邪蘇教徒の取締を共擔し、以て治安維持の一機關としたのである。此の五家組成は徳川幕府の創意でなく、白雉三年四月孝徳天皇の御代五保の制を定められしに始まり、其の後幾變遷あり、徳川時代に於て頗る完備の域に達した。

五人組は農工商の三階級にのみ施したもので、公家・武家及穢多・非人の類は之に加らない。家並の



地は所謂向う三軒兩隣の如く組合はせ、農村は最寄次第五軒宛洩れなく其の組合に加入させ、端數ある場合は其の端數を一組とし、或は適宜他の五人組に加へる事もある。而して各組とも其の内の一人を、或は選舉に依り、或は家格により、或は町村役人の任命に依つて長となし、之を組親と呼んだ。即ち其の結合は家族的團體で、一家族が其の戸主の命令に服従する如く、皆組親の命令に服従したのである。組合が出来ると、組帳・又は連判帳など稱する帳簿を作り、其の前書に人別改・宗旨改・五人組條々等に關する各條項を記入して連判し、奥書に法度遵奉の誓詞を記し、町村役人の連署を経て、町にては町奉行に、郷中にては、其の所の代官を経由して郡奉行に提出するのである。此の帳簿は條目遵守の手形ともいふべきもので、其の寫本は無論其町・其村にも保存せられてゐた。

組合員の義務としては

- 一、同組中の婚姻及養子縁組・同組中の相續・遺言・廢嫡等の事に立會ひ
- 二、同組中の幼者の後見をなし、又は後見人の協議に加はり、幼者の財産を管理し
- 三、同組中の耕作に助力し
- 四、同組中の不動産書入・質入・賣買等の證書に連印し
- 五、同組中互に其の品行を監督し、善を奨め惡を抑へ
- 六、組合員にして外泊旅行する時は組合に告知し

七、願届書に連印し

八、同組中に租税の滞納者あるときは、之を代納するの義務を負ひ

九、諍訟ある時は、組合員先づ之を調停し、其の成らざるに至りて始めて町村役人の裁斷を経るとか、其の添書を得て訴願するとか、色々に斡旋する

等災害相救ひ、吉凶を共にし、素行を戒め、倫常を重じ、奢侈を誡める等其關係實に親戚以上の親密を保つのである。『遠い親類より近い他人』といふ俚諺は此の制度から出たものである。又他方組合員にして法に背くものあるときは、組合中より之を告發させ、若し之を怠つて他發するに及べば組合員は勿論、之を支配する町村役人迄も科罰し、盗人贖物等ある時は名主・組頭(檢斷・町老)と共に糺明を加へ、犯人若し逃亡するときは共に其の責に任せしめ、田地の賣買・書入・其他の契約に關し、五人組の加判を経ざる證券は他日訴訟に當つても裁決を與へない事に定めてある。組親の職務としては庄屋・組頭(檢斷・町老)よりの通知を組合員に傳達し、外に對しては組合を代表し其他一般に組合共同の事務を處理するものである。

此の制度の最も完備した條目が幕府から發布せられたのは將軍家綱時代の寛文年中(四年、六年、七年)の事で、時の藩主二代忠成は此の條目を基本とし、領内の状況を替へ訂正加除して、之を施行した。其後時勢の變化に従つて屢々訂正潤色を加へられたが、今日に残存してゐる五人組條々の一篇を次に紹介する。



五人組條々

何れも兼而奉承知候通、公儀御法度之趣堅く可相守事

- 一切支丹宗門之儀毎年御改之時寺請狀差出申候通當村に一人も怪敷者無御座候自然不審成者御座候はゞ急度可申上候若隱置脇より顯れ候はゞ名主五人組迄如何様の曲事にも可被仰付候召仕之者も寺請狀取置申候何時成共御用次第差上可申事
- 殺人盜賊火附喧嘩口論刃傷に及ぶの類有之候はゞ庄屋・組頭五人組之者迄可爲越度事
- 諸勝負事之儀堅御禁制たるの間村役人共に申合小前之者共遂吟味可申候萬一心得違之者有之ば村々取締役人等も被差出候間兼而左様相心得可罷在事

- 何様之事に候共徒黨に一味致すに於ては曲事可被仰付事
- 町中火之元之儀入念大切可致候夜中烈風等之節は面々居屋敷は不及申相互に心を付相廻可申事
- 婚禮之儀相互に申合輕相整可申事
- 出火之節大勢に紛れ諸道具類盜取候者有之候はゞ擲取早速役所へ可申出事
- 葬禮或は佛事等は分限に應じ成丈け手輕に相營可申事
- 驛場之外往來の旅人一夜にても止宿爲致中間敷事大風雪又は病氣等にて無餘儀乞一夜候はゞ庄屋・組頭江相斷可受差圖事
- 檢見其外公儀御役人御通行之節者人馬無遲滯續立龐末之取扱無之様相心得可申事
- 穀物に不限諸式置置候而賣致間敷事
- 一人柄惡敷酒宴に耽り又は音曲に心を寄<sup>農業</sup>渡世無精之族有之候はゞ村役人異見を加可申若不相用候節者早速可申出急度可被及御沙汰事
- 男子年頃にも相成候はゞ村役人世話致縁女取持遣し可申候獨身に候へば自然惡事に興し<sup>農業</sup>渡世無精に成行者に付世話致可遣事

制度の徹

制度の廢止

- 田畑之作物盜取或は荒し候者は見掛次第捕置早速注進可致縦ひ他領之者たり共不苦候事
- 町々絹布着用之儀決而不相成候間木綿之外若用致間敷候勿論御家中一統江も綿服被仰付候事に候へば左様相心得急度相守可申事 但半襟袖口へ紬類相用候儀御免可被下候事
- 役人江對し手入ヶ間敷儀聊の事にても決而成中間敷候且<sup>村</sup>役人連も同様之儀に候間心得違無之様堅相守可申事
- 町々江役人出役之節賄之儀者一汁一菜之外差出中間敷候尤酒等差出馳走ヶ間敷儀堅無用可致事 但仕出来可被下候事
- 田畑荒所に相成候分は追々起返候様心掛可申候作物之儀者假令半穗一粒にても天地之美祿なれば荒所に致候ては天の冥理に背候故自然と村方の衰微に及び終には亡村も可致道理に候間村役人共申談荒地は爲起返候様可致候繼下御年貢御容赦等は場所柄に依て可被仰付候新開致候節者見分之上御手當も可被下候へば其心得篤と相辨取計可申事
- 右御家法御個條逸々奉拜見<sup>村中</sup>町々大小之百姓<sup>町人</sup>此五人組一人も除候者無御座候御個條書則<sup>庄屋</sup>檢斷方寫置申候而被仰付候通爲讀聞一ヶ條毎に合點爲致急度相守可申候若此旨相背候者は何様にも可被仰付候爲其連署如斯候以上

御代官所(御奉行所)

庄屋組頭(檢斷町老)連印

以上の掟はよく遵守せられ、民衆は庄屋・檢斷等を父母の如く尊重してよく其分を守りしも、他の一面には自ら批判の位置に立つて其行爲を矯正監督した。斯て町村の自治機關は良く運轉せられ、藩の役人は自治團體の經費に關する事の外は多くを干渉せず、法度に背かざる限りは成るべく不問に附して領民の心次第に活動させたので、極めて良好の成績を挙げ得た。

明治二年六月此の制度を廢してから、自然其の組織は解體せられたけれど、今日尙此の遺風が農村の



一部には残存してゆかしさを感じさせる。

## 第二節 領内の條目

### 條目制定

沿革

堀家領主時代に完備した掟やうの條目が制定せられたかどうかは不明であるが、牧野家の就封當時は唯堀家の『仕來り』を踏襲して領民を統治し、二代忠成の時『郷中御掟條目』なるものを制定實施したけれど、時勢の推移は唯舊法をのみ墨守するを許さず、新たに領内全部を包括指導すべき何物かを要求し來りたれば、忠辰の藩主時代家老稻垣平助・山本勘右衛門・牧野淺之助・稻垣八郎右衛門等に命じて適當の條目を制定せしめたのである。諸氏は審議の上先づ根本となるべき五ヶ條の大綱を定めて藩主の親閲を経た。

町中掟

町中掟

掟

- 一 公儀御條目之趣彌謹而可相守事
- 附當領先規よりの御壁書に背くべからざる事
- 一 孝子貞女物而厚く義理を守る者有之においては町奉行所(新潟郷中代官所)江可令注進事

- 一 不孝不義之者於有之は從一町中郷中一村中可令注進之若隱置外より於令露顯は可爲曲事事
  - 一 往還之旅人為最負利潤累しむる義聊以有べからざる事
  - 一 守儉約諸事奢べからざる事
- 右之條々堅可相守者也
- 延寶五年己六月廿四日

五家老連名

長岡町中

郷中掟

右は長岡・新潟兩町に施行したるものなるが、郷中の掟は町の掟の最初の箇條の『可相守』の次に並御傳馬御回狀到來せしむるに於ては晝夜を限らず早速先々宿江相届其所之庄屋に割付之手形を爲致可取置事

の一句を添加したるのみにて、他は同文を用ひ、五家老の外に奉行九里孫左衛門・稻垣小右衛門の二名を加へたるを異なりとする。

由舊録には此の掟の制定の理由書とも説明書とも見るべき論評が載せてある。曰はく

右五ヶ條の御掟は簡約にして備へたり、(中)略(中)傍右五ヶ條は何れも肝要なる中にも、惣じて厚く義理を守る者あらば申出べしとの一條尤も深意あるか、(中)凡そ侍たる者は、元來義理を専らにすべき筈のものなれば、言ふに及ばず、次に百姓は素俗なれども義理に叶ふもの多し、町人に至つては其業常に利益を専らにするものなれば、總て義理を嫌ふ習ひ也、若し利益のならばし農家へも移り、下々押しなべて義理を失ふ時は、風俗大に亂れて國家の害となる事古今其例多し、惣じて義理といふものは、貴賤によら

掟制定の理由



ず守らては叶はぬ事なり(中) 義の裏は利なり、利とは金錢の事のみにはあらず、惣て手前の勝手によき事ばかりを專要として朝夕身仕込のみに工夫を用ひ、人々疎略の風俗となる程に、如何様の政法を立てられても、眞實に慎み守る事なきの故也、若し其利心次第に募る時は、忠孝も損徳を考へ、朋友の交りにも利益を先に立て、剩へ婚姻を結び、養子を約するにも、其の人の良否をば選ばずして、資財の多少を論じ、唯一身の利のみを計る事となり(中) 末々に至つては博奕賭の勝負などは云ふに及ばず、盜賊放火等の罪人も多く出来て、國家穩かならず(中) これを無兵の亂といひて、其の初めは風俗の敗るより起る事なり(中) 然るに此度の御條目に、義理の一條を載らるゝ事、(中) 御政道の根本にて、永く後代の標準なるべし。

### 長岡・新潟兩町の守書

此の掟書の外に、其の施行規則とも見るべき具體的細目、即ち兩町及郷中各専用の守書一通づゝを制定し、藩主の裁可を経て同時に之を發布した。尙守書の末尾には時を定めて一般に讀聞けの法を定め、以て制定の趣旨を徹底せしめんことを期した。

### 長岡町守書

- 一 對奉公人不可致無體事假ひ非義を申掛候共一旦令堪忍此方へ可達事
- 一 諸證文分明相認、可請取事。
- 一 證據證文の正敷を申掠、不可企訴事。
- 附 賂物を受不實之訴訟に不可致荷擔事。
- 一 家屋敷賣買之刻、双方五人組を以町年寄に申斷、券狀地子帳五人組可致連判事。
- 一 跡目並遺物配分之義、兼而町年寄五人組相斷証文可認置、若其子就有不義、讓狀可替於有所存者、早速其子細可相斷、及末期

無道理遺言不可用事。

- 一 公事對決之時、證據人之外者不可出事。
- 一 僮成請人無之物、實に不可取事。
- 附 恠敷賣物不可置事、並不審なる物預り置同舖事。
- 一 請人無之者、並本主之構有之者不可召抱事。
- 一 嫌夫之女或任我意歸親之家、號走出出奉公の類、甚理不盡之至也、自今以後如斯之行跡於有之は可爲曲事、雖然夫妻義絶之道於有之は、町代五人組へ其子細を申斷可受指圖。但町年寄町代等無理成申付於致者可訴出事。
- 一 旅人之金銀等其外預り物、並町中賣買差引之金銀不可遲滯事。
- 一 金銀衣類器物手形證文書狀其外何にても落物を拾候輩於有之は、其所其品々月日刻限委細書付、早々致持參可相達之、若隱置於令遲參は可爲越度事。
- 一 何成共爲落物者於有之者、其品々月日迄委細書付早々可相達候、若於遲引は可爲越度事。
- 一 一夜泊の旅人は先規之通渡里町(新潟にて)は古町(の)外は宿を貸すべからず、若逗留のもの有之は、五人組へ相斷吟味之上可宿仕事。
- 一 往還之旅人於相煩は、早速町年寄へ申達可加醫療事。
- 一 旅人於相果者宿並五人組立達、商もの諸道具に至る迄相改、可注進事。
- 一 喧嘩口論停止之、若令荷擔輩有之は可爲罪科事。
- 附 人をあやめ候者有之は、近所之者出合立圍、早速可令注進事。
- 一 博奕並賭之諸勝負一切可爲無用、若違背仕者於有之は、其者之義は不及申、宿仕候者並其所之町代五人組可爲越度事。
- △ 常に大脇差無用之事。



- 一 浪人並諸出家狼狽不可抱置、由緒有之は其旨を申達可受指圖事。
- 一 社寺建立並諸奉加等過分限義は不可致事。
- 一 借屋店借之者置候節は、五人組に相断年寄へ爲申聞、請人並寺證文取可差置、假ひ一夜二夜たりと云共、五人組同心無之は不可致宿事。

△一 追手口御門神田口四郎丸口御門之内へ、旅人不可致案内事。

但用事於有之は先様へ可申届事。

△一 他所より御使者飛脚於到來は、不限晝夜宿へ入置可注進事。

△一 惣木戸開闔卯之上刻(今の午 前五時) 酉之下刻(今の午 後七時) たるべき事。

附 木戸くまりは亥之上刻(午後 九時) 迄明け置くべし、亥之刻以後用事有之て通もの共、其子細を聞届可相通事。

一 町中夜番無油斷可申付事。

△一 御家中火事之節は、町々之小旗並火消用具爲持、早速火木へ可馳集事。

一 町中火事之節は、定之通町々小旗並人足に火消用具爲持可馳集、至其場支配人之下知に隨ひ、精を入火を消すべし。但即時に可銷火事に候はゞ、近所之者出合可消之、難儀候はゞ、兩町共に風上十軒風下二十軒人足を令宥免事。

附 火事之節辻々を固め候役人は、諸方より出し置候諸道具を見廻り、怪しき者有之は、急度相改め時宜に隨ひ可相計事。

一 年中三度宛町代五人組立逢、町限に呼集め御條目並當町御掟之書付爲讀聞、諸事無怠慢可致吟味事。

右之趣急度可相守者也

延寶五巳年六月廿四日

深澤三郎兵衛  
牧野次郎左衛門

以上各條の内△印を附した者は長岡町専用の箇條で、其他は新潟町と共通のものである。次に新潟町専用の箇條のみを挙げる。

覺

一 御大名方之御來者勿論之儀、假ひ雖爲商人之來、其宿之者不及言、外之町にも疎略に不可存事。

附 昔新潟古來之法、藏敷口錢を軽く仕、他人之利を奪ふ輩於有之者可爲曲事事。

一 關屋御藏並白山町藏之邊、火事於有之者、兼而定置候役人人足早速可出合事。

一 自然於沼垂火事有之者、彼地に親類有之候共、火不鎮之内は上下共に不可致往來事。

(其他共通之箇條は省略)

延寶五年巳五月七日

山本七郎右衛門  
竹垣數右衛門

郷中守書

郷中に施行した守書の箇條は、前記の者とは條章も多く、頗る趣を異にしたものである。

覺

一 夫馬之刺兼而申付候通、肝煎組頭横目立逢、人馬共に御用に立べきを選、年々員數無不足様遂吟味申付、御用之節早速可差出之事。

一 本道之儀者不及言、雖爲脇道之村、往還之衆中與代物備人馬之族於有之者、無滯出之可致馳走事。

附 道端渡船等於令破損、代官所江申達可加修理勿論、村々に付て致來候道路渡船之儀者不及申達之、無油斷修理可任事。



一 川通之村々御當領他領共、御城米船者不及申、惣而上下之船破損之時分者、近邊之庄屋共早々人夫を召連罷出宜相働、尤其所之代官所江早速可致注進事。

一 往還之旅人於相煩者、早速其所之庄屋江爲知、庄屋より代官所江申達、可加醫療事。

一 於旅人相果者、宿並肝煎組頭横目立達、荷物諸道具に至まで相交代官所江可致注進事。

一 傳馬所之外者、雖一泊りの旅人、肝煎横目吟味之上宿を可貸、雖爲傳馬所、於令逗留者、子細承届代官所江可相達之事。

一 傳馬歩行夫奉行郡奉行、代官之判形有之者、日附之吟味を致可出之、判形無之に人馬於出之者曲事可申付、若理不盡に申掠、傳馬人夫出させ候輩於有之者、名字承届、早速代官所江注進可仕事事。

一 洪水之時分、川前之堤江通之土手道橋者、近郷之者共申合不被損之様可仕、樋水道者近所之里々水之下之村々之者共、無油斷可相守事。

附 雪之時分、樋橋に不積様度々可拂、樋には雪覆可致事。

一 洪水之節、川岸の民家並薪材木並等押流さるに於ては、川前之者出合取揚之代官所迄可相達、其品により褒美可被下事。

附 九尺以上之流木者、前々通御用木に可差上候、應其木代銀可被下之事。

一 普請所於有之者、正月中代官所江可申達事。

附 普請之人足割、肝煎組頭横目立達、無依怙可取計事。

一 御藏番之者、盜賊火之用心等油斷任間敷事。

附 御藏所之村々、肝煎組頭横目諸事用心不可忘事。

一 御藏近所火事之節、定之通村々肝煎人足に火消用具を爲持早速御藏所江馳集、支配人之下知に従ひ可入精事。

一 御年貢方諸役等、大切に可相勤事。

附 御年貢免帳請取候以後、村中惣百姓を肝煎方江集め、右之免帳爲致拜見、百姓中見申處にて寫之相渡、免割之勘定惣百姓立逢入念可申事。

一 村々惡所引、肝煎組頭横目立逢、其田畑之反畝を改引免を地主に可與之、惣村として惣不可割取事。

一 詰米並未進米帳面に書記、代官所江指出候儀無相違様、肝煎組頭横目可致吟味事。

附 未進有之者之家内之人數、老少之年附病者或奉公に出候者一季居敷年期敷、又は抱置候男女之員數無相違様に家内相改書記、代官所江可差出之、帳面不吟味に認、後日脇より於令露顯者、肝煎組頭横目可爲越度、並御年貢皆済以前、貸方差引任間敷事。

一 請作之米御領内他領共、無滞様急度可相濟事。

附 田地不持者に爲致入作田地不作故兼而定所之納米一切御藏江計入不申候、依之自分之納米不足任候由申族往々有之、入作人相對之上は申分不立候間、自今以後は不可申出之事。

一 御年貢收納之事、肝煎組頭横目百姓立逢、入念致勘定肝煎本帳に百姓銘々納米次米等迄、其月日儘に書付置、百姓に印形可爲突置候、百姓方には本帳之通、其計納米之度に月日書付肝煎印形可突渡候、勿論至年暮皆済、又者未進有之者、其旨奥書を加へ肝煎本帳には百姓印形、百姓通帳には肝煎可突渡候、向後綱以帳面並諸證文分明相認取交之、及爭論間敷事。

一 御年貢不足に付、致奉公候男女、肝煎一人して請判不可致、奉公人之親類組頭五人組等可致加判事。

一 田地賣買之儀從 公儀御停止候間、賣買堅任間敷候、雖難致所持庄屋並百姓者、代官所江申達、田地家屋敷可差上之、自分として惣成仕形於有之可爲曲事。

附 右差上田地吟味之上相應之代金可相渡之、質に入候田地は可爲心次第、然共他領江質物に出し候儀堅停止之事。

一 質田地之手形之外賣買之券狀を取交、賣買之手形之内に含質田地之類間々有之候、自今以後停止之、若違背之輩於有之者可



爲曲事。

一 給人町人神職之者並出家山伏等爲利潤買置候田畑者、假ひ難爲經年歷、於令返納本金者可返與、賣主勿論買田地於請返者、不拘年期本人江可相渡事。

附 田地請返し候者代官所江可申斷、其田地請返し候以後、或買物に入或不令沽却者不叶之儀於有之は、代官所江申達可受差圖事。

一 跡目並田地配分之儀、兼而肝煎組頭横目五人組に相斷、證文可相認置、若其子就有不義讓狀可替所存於有之者、前廉其子細可相斷、及末期無道理遺言不可用事。

一 田地高拾五石以下所持する輩者、不殘可傳惣領之者、其餘之田地配分心次第事。

附 肝煎田地配分は、代官所江窺可受指圖、役田地は可爲格別事。

一 新田に可成地方有之は、其村中より可申達、及延引他所より於望之者有之は、吟味之上或半分又者三分一、時宜により望輩に其地を可割與事。

附 畑直古荒切渡し之田畑、並種水戸等入料被下置地方は、其年より年貢を差上、自分として令開發田畑者、先規之通過三ヶ年年貢諸役等可相勤、及四ヶ年は田畑之町反を改め差出之、書付を代官所江可持參、假ひ年々雖令不作、差出之書付致延引、若隱置過四年者、並町反を偽隱者於有之者可爲罪科事。

一 毛見之節田畑損毛之所者、肝煎組頭横目立達、遂吟味町段を改め差出之書付代官所江可致持參候、若相違之儀有之は可爲曲事候事。

一 御預被成候御馬共、入念可致手入、若替儀於有之者、以馬横目代官所江可相違事。

附 二歳駒不可脇賣事。

爲御用立置候山林之竹木葦野等不可伐採事。

附 山守野横目之者、無油斷可致廻見事。

一 田畑山林原野之境目、正敷可立置事。

一 山蠟里蠟之實不可致脇賣勿論、紛失無之儀、其所之肝煎組頭横目可致吟味事。

附 山漆三木有之地、燒島に可致望於有之は、代官所江申達可受差圖事。

一 諸色つき物並金銀米穀等之差引不可致延引事。

附 つき物及運滯脇賣可爲無用事。

一 村々盜賊之用心不限晝夜無油斷可仕、惡黨有之節鳴を立べし、然者近所之村々貝を吹、夜中には松明を出し、力を合可捕之若擲捕候事於不叶は、何方迄も跡を慕行、落着所他領にも候はと、先様之庄屋に相斷堅相守其處、早速代官所江可致注進事。

一 山林堂宮に心を付、住居之者於有之者、代官所江可注進、然共乞食之類者肝煎組頭横目立達、能々致吟味其所可申事。

附 諸勸進之者其外不審成者通り候はと、村送りに他領江遣し可申事。

一 證據證文之正きを申預不可企訴、然ば證文之印判吟味に付、論人の方より允實判にて候得共、此判訴人の方江就用事預置候内に、此證文認印判つき候と申輩時々有之候向後禁候間、堅可相守若右之輩、於有之者、公事之勝負は可爲理非次第候得共此儀に付別て双方共曲事可申付事。

附 賂物を受不實之訴訟不可致荷擔事。

一 公事對決之時、證據人之外は不可出事。

一 對奉公人不致無禮、假ひ非義を申懸候共、一旦令堪忍代官所江可相違事。

附 御家中馬に乗不可通、但病人者格別之事。



一 喧嘩口論停止之、若令荷擔有之者、可爲罪科事。  
附 人をあやまち候者有之は、近所之者出合立圖之、早速代官所江可令注進事。

一 博奕並賭之諸勝負一切可爲無用、若違背仕者有之者、其者之儀者不及申、宿仕者並其所之肝煎組頭横目五人組迄可爲越度事。

一 金銀錢衣類器物並手形證文書狀、其外何にても落し候物を拾ひ候輩於有之は、其所其品々月日刻限委細書付、早々支配江致持參其旨可相違、若隱置於令遲參は可爲越度事。

一 何成共物お落したる者於有之は、其品々月日迄委細書付、早々支配江可相違、若於令遲滯は可爲越度事。  
附 慥或請人無之物は、實不可取事。

一 怪敷賣物不可買置、並不審成物預置間敷事。  
附 請人無之者、並本主之構有之者、不可召抱事。

一 諸出家並男女之浪人懇不可抱置、雖然由緒有之輩又は御當領之百姓とならん事を願族於有之者、代官所江申達可受差圖事。  
一 嫌夫之女或任我意歸親之家、或號走込出奉公類甚多く、誠に以理不盡之至也、自今以後如是之行跡於有之は可爲曲事、雖然夫妻之義絶する道於有之は、肝煎組頭横目江其子細を申斷可受差圖但肝煎等無理成申付於有之は、代官所江可訴出事。

一 奉公之男女於爲取暇者、御領内他領共賣物之金並返給共、早速可辨償、若及延引主人より代官所江於申斷者、其奉公人並奉公人主請人共、吟味之上急度可申付事。

一 寺社建立並諸奉加御年貢等、皆濟以前に一切不可致之、假ひ難爲皆濟以後、過分限儀可爲無用事。  
附 對諸出家法論不可任、並面々懇に佛法之詮議不可致事。  
一 作毛不熟之年、同翌年之春屋作之望於有之は、代官所江申達可受差圖事。

- 一 婚姻之禮、應分限輕可相整事。
- 一 佛事葬禮、守分際可執行事。
- 一 郷中支配人江、音物一切可爲無用事。
- 一 肝煎組頭其外役儀申付候者、隱居之願於有之者、代官所江申達可受差圖事。
- 一 得大病耕作難勤者於有之者、代官所江申達可受下知事。
- 一 毎年正月大庄屋之者、村々を廻り其所之肝煎宅江惣百姓を呼集、御條目並在々御掟之書付爲讀聞、諸事無懈怠可致吟味事。右之條々堅可相守、於令違犯、隨科之輕重、急度可被仰付者也。
- 延寶五巳年九月廿三日

其の後時代に應じて多少の改訂は加へられたが、大同小異である。最も年を経るに従ひ、漸次弛緩に傾き、身分不相應の所業に及ぶ者をも生じたので、十年若くば二十年毎に、古制遵奉の緊肅令を發して領民を戒飾した。

高札

幕府よりの令達は之を板に書し、雨覆を附し、町村の要地を選び、柵を廻らして之を揭示した。之を高札場といつて、領内には五十二ヶ所あつた。其の高札の種類を舉ると  
一、忠孝札 忠孝勤儉の奨励を初めとし、詐偽強慾を戒め、博奕・喧嘩口論・人身賣買を停止し、且盜賊惡黨の訴人等に關したるもの。



- 二、毒藥札 毒藥贗藥・にせ金銀の賣買を停止し、寛永新錢の兩替の員數を定め、新錢の私鑄を禁止、慥かならざる新作圖書の賣買・商品の買占暴利・職人手間の高直を戒めたもの。
  - 三、切支丹札 切支丹宗の信仰を嚴禁し、不審の者を訴出づる時は、褒美を下附する事を述べたもの。
  - 四、傳馬札 傳馬の徵發・乗物の雇備・荷物の分量・賃錢・宿料に就いて規定したものの。
- 其他強訴徒黨逃散札・近年浪人札等があつたが、煩しければ省略する。

明治三年の市中制法

市中制法

降つて王政維新後長岡藩知事牧野忠毅は、明治三年三月市中制法を定めて之を發布したが、其の要旨は前述の各項の外に出でず、唯『諸事公論に決し、衆庶其處を得、各志を遂げしむる事』の一條の新たに附加せられたのは新政奉體の趣旨に依るとはいへ、以て百事更新、人心轉換の兆を見るべきである。

第三節 諸制度

人事の制度

相續及戸籍

相續並戸籍の制度

長男若くは養子は、父の死なない内は、いくら年が長じても、公に家督を續がせない。父が死ぬと、其の翌年正月中、庄屋又は檢斷方にて大寄合、條目讀聞け及家内改めの節、初めて其の家の通名を襲ふ。

家嗣の男子でも、十五歳にならないで、母か未婚の姉がある時は、此の母か姉かを先づ戸主に上せ置きて、元誰後家又は元誰娘と呼び、嗣子が十五歳になつた時戸主にする。

代々同じ名を用ひて、何代の誰といふ、領主や重役の名前と同じい時は之を變改するが、たれ事と肩書を加へる。

己・祖母・母・妻・子・姉・弟・叔父・伯母之を戸籍順といふ。定まつた夫のない子は庭生と肩書する。

襲名の夜、五人組を始め親類知己を招いて祝宴を催す、之を家督祝といつてゐる。

分家の制度

高二十石以上を所有する百姓でなければ、子弟を分家させてはならぬ。

其の以下で、相當の理由があつて分家をして、之を小屋と名付けて、本家の籍に結び分籍しない。

分家・分祿・又は遺物配分の証書には、五人組の加印のないものは無効とする。

分家



縁組の制度

男は二十五歳、女は二十歳に達しなければ、縁組をさせないし、耕耘期と貢租皆済前には結婚しない例である。聳養子及嫁女は、縁組の翌年實父母が禮服を整へ、包茶を音物として同伴村中を廻る、之を禮廻りといふ。此時所請・寺請の兩狀を村役人(町役人)へ納め、戸籍に登録する。他領から縁付いて來た者は、何程の金を持參して聳入・嫁入すると、約定取交せの公證を出す例である。聳養子は三十一年経過しなければ、其の家の譜代と公記することは出来ぬ。

剃髮の制度

老年・多病・癱疾に限り、剃髮志願の男女は、郡奉行へ出願し、許可を得た上で行ふ、之を禪門と名づく。

盲人の制度

盲人頭・盲女聳は、其の領組内に座元があつて支配する。冠婚に限り、身分に應じ定額の米を與へる之を配當と名づく。

相互扶助及休祭日の制度

家作の場合の扶助

再築又は新築に限らず、村中親疎の隔てなく、藁繩二把づみを見舞とし、賄を受けないで、一日づ

と手傳する。其の挨拶に、上棟の日米の團子を製し、五ツづみ村中に配る、之をグシ餅といふ。  
葬儀の場合

十五歳以上の死亡人があると、村中親疎に拘らず、其の家に集つて葬式の調度・邸地道路の掃除野掃を成す、賄を受けず。又常に同宗旨の者が最寄々々で月一回位集り、仲間順番に會食などして交誼の親密を計る、時には寺院を借りる事もある、之を同行どうぎやうと名づける。此の同行が葬送方を整理監督するので、當日正客として賄を出す、名けて非時又は齋といふ。村吏と五人組とは必ず會葬して、賄にも加はる。葬式が終ると、親戚の者が禮裝を整へ、村中へ答謝に廻る、之を野邊の禮と名づける。

火難の場合

類焼者へは、其の翌日五十軒以下の村方では苦二枚・藁繩二把づみ、五十軒以上は苦一枚・繩一把づみ、百軒以上は其の家に近きは苦一枚、遠きは繩一把づみ、親疎に拘らず、見舞に持行き、協力して小屋掛をするが、賄を受けない。火元の者は町方は其の町を追放され、村方は類焼の者残らず建家した後でなければ、再建を許されない。

祭日休日の制度

公休 年始 五節句 盆會 田植後二日 稻刈後二日  
五祭休日 鎮守祭 春秋社日祭 風鎮祭 山神祭 風鎮祭當日庄屋は耕耘方の精粗に關し村民を



褒貶す

月次休日ハ朔日 十五日

年中の休日は、一ヶ年を通じて四十日を越ゆるを許さなす。

衣食住

#### 衣食住の制度

**衣服** 士分以下五人組まで、家格役柄に依つて、制限はあるが、殆んど木綿織物に限ることとし、検断・町老・割元役のみ、下着裏地に限り絹紬を許した。百姓以下には羽織・合羽・傘・足袋・高齒の履物を許さない。刀脇差には金銀細工及朱鞘を禁じ、女子の髪飾りは竹木の櫛・笄に限り、平生若き女は手拭、老女は綿を冠らせた。

**食事** 百姓には平日白米を省略せしめ、粟稗の雑穀及碎米の粉或は菜類を交せて常食とさせ、應分の粃を貯蓄せしめて凶荒に備へ、扶食米は一石に五升の搗減とする。釜で飯を炊いてはならぬ。陶器の食具を用ひてはならぬ、食前一椀毎に必ず戴くこと、箸は柳の若芽を用ひる。

重い法會婚禮には、手作の野菜で、一汁・二菜・酒三献・肴三種とし、乾物・田作り・数の子・鯉・鹽鱒の類に限ること、軽き振舞には手製の濁酒三献・肴は二種とすること、膳部の調菜を家に持返るには、藁のツトコを用ひさせる。互々の音物は手作りの品を用ふる。村々には居酒屋は勿論醬油・豆腐・粉菓子等の販賣を禁止した。

#### 住居

屋根は萱・麻殻・麥稈・笹で葺かせ、文化年中から、町屋は火防の爲板葺に改めさせ、ぐしは杉皮・簀巻に限り、破風・二階座敷を設けること・白壁を塗ること・及び外壁に板を張るを禁じた。上、口・下、口を設ける。

敷物は町家に於ては薄疊を許したが、百姓は藁蓆に限り、平口厚疊は勿論、薄疊をも用ひるを禁じた。炬燵は冬期でも設けるを許さなかつた。

居屋敷の廻りに、石垣・立木垣・柴木垣を禁じ、四方に一二條の藁ぐみを廻させた。名子(小作)の家は、椽張及庇を設けるを禁じ、市街地・驛場等の民家で、止むを得ざるものゝ外は北向に作るを禁じ、門前の通路は幅五尺以下に限らせる。煤拂は十二月十五日に限る。燈火は松を燈して、燈油に代へさせた。

以上の諸制度は柔順な領民に依つて、能く墨守せられ、風俗習慣となつたので、風俗習慣編に記述したものと、重複した事項のあることを諒せられたい。

#### 第四節 刑政

##### 刑政の方針

徳川幕府の刑政は主として『御定書百ヶ條』に準據して執行せられたものだが、徒らに空文に囚はれ

刑政も幕府の制に準據

制度遵奉



ないで、健全な常識に基き事實に即して、罪の有無を裁断し、以て士民の権利と安寧とを保護した當時地方各藩の刑政に就いては、既に寛永十二年(家光時代)制定の武家諸法度中に、總べて江戸の法度の如く諸政を遵行すべき事の條項が見えて、刑名及用刑等に就いては多少の相違があつたであらうが概ね幕府のそれに則つたものであつた。當初は戰國殺伐の餘風を享けて、極めて慘酷なものであつたが、時勢の變遷に伴はれて死刑適用の範圍を狭めるとか、極端な連座主義に除外例を設けるとか、漸次慘酷な刑罰が緩和せられるに至つた。

一般の刑名

今『長岡領目付役心得』を本として旁ら諸記録等を參酌して當時の刑名を替ると

叱責 押込 敲 追放 死刑 の五刑を以て正刑とし、犯罪の輕重に應じて引廻し 晒 入墨 闕所 等の刑を附加した。

而して此等の刑名は主として庶民を對象として設けたものである。

正刑

叱責 各刑中最も輕いもので、犯人を捕へ叱責を加へて放免する、叱り・急度叱りの二等がある

押込 二十日以上百日以下、門戸を閉ぢて籠居させる。

敲 牢舎門前にて檢視人立會、牢同心をして囚人の肩・脊・尻を打たせ、氣絶せざるを度とする。

之を敲(五十)、重敲(百)の二等とする。

追放 犯人の在住地・犯罪地・領内等から放逐して歸籍を許さないもので、領内拂・所拂の二等がある。領内拂は揚り屋から目附一人足輕二人監視にて城下杭違まで、是より尙足輕は三里以外の他領に送出す。所拂は足輕二人附添、城下杭違まで送り出す。追放とも見做すべきものに根限りといふのがある。年期根限りは旅稼の都合により親或は親戚より願出の上、又永根限りは身持放埒・失踪の事由により親より願出の上各除籍する。

追放は歲月を経て行狀改りたるときは、藩主の重き法會の際、親戚及所役人より支配役所へ立歸りの願書を出し、又は其の者の檀那寺より牧野家の菩提所なる榮涼寺へ同じく出願す。此時役人は實際狀況を調査して許否を決定する。

死刑には死罪・火刑・獄門・磔・鋸引の五等あり、何れも重科に屬する。死罪は多く月の廿五日朝六ツ時囚人を繩付のまゝ刑場に呼出し罪狀を讀聞かせて刎首する、試し斬の希望者ある時は之を許した。火刑は放火犯人に課し其の身を捕へて罪木に附して焚殺する。獄門は刎首の後宮内・發田・草生津三ヶ所の内の往來端へ梟首す。首止めの釘は長さ九寸八分で罪の輕重に依つて打込に多少がある、三日間晒した後は親類などの盜取に任せて置き、遺骸は親類へ下附す。磔は身を罪木に縛して刺殺する、重きは罪名を記せる標札(捨札と)を附して引廻の上刑場に導く。鋸引は弑逆の大罪を犯した者のみに科する極刑で、體を穴晒箱に入れ、首枷を加へ、兩肩に切疵を施し、血を塗つた竹鋸を傍らに



添へて市上に晒し、行人をして任意に之を挽かせた後、刑場に入れて磔殺する。死刑には必ず附加刑がある。

附加刑

引廻し 犯人を捕へ罪状を標示して市中を引廻す、本刑前に科するのである。

晒 犯人を拘縛し、罪状を標示して市上に晒すので、本刑以外に科す。

入墨 手及額に文刺する、多く敲・追放の刑に附加す。

闕所 各犯罪の輕重に應じ、資財田畑宅地を官没するもので、追放以上の刑に附加す。沒收品は其の村・其の町に入札にて拂下げ、闕所金に加へる。當人に五十歳以上の親ある時は其の半分を給す。

閹刑

犯人の身分階級職業等に依つて、科すべき特種の刑名がある。之を閹刑といふ。

對士人 武士階級は四民の上立つものとして特に世に重んぜられたので、刑罰の如きも庶人と區別して其の廉恥心を獎勵した。

禁籠 暴行癖ある者に吟味中科するもので、屋内に檻を構へて之に容れ、番人を附す。

差扣 職務上輕き失態のあつたとき、家庭に謹慎して罪を待たせるのである。

遠慮 士分の規律に違反した時表戸を閉ざし其外へ籠を卸して謹慎させる、輕きは三・五・七日、

重きは二十日位である。

逼塞 遠慮に同じく門戸を鎖し、晝間出入を禁ず、三十日・五十日の別がある。

閉門 逼塞より重く、輕きも二十日、重きは五十日乃至百日に亘る、雪菰にて四方の出入口・窓を鎖ざし、竹柵を構へ、家族は素より奴婢の出入をも禁止す、高聲の談笑・焚火・夜の燈火をも禁じ、飲食は炭火又は隣家の厚意にて用を辨す、病人・死人あるときは隣家より組頭に届け出て許可を得て夜中竊かに醫を迎へ又は葬儀を濟ませる。

蟄居 閉門と同じく籠居して一室に謹慎す。永年蟄居して出仕することなきを永蟄居といふ。

隱居 致仕隱居して蟄居するをいふ、秩録は尙子孫に給す。

改易 永久士籍を除いて平民となし、秩祿家屋敷を沒收するが、私財は竊かに親戚に引取るを默認す、住所を立退かせるが何れに住ふも隨意、輕きは或は秩祿を減じ或は屋敷替を命ぜらる。

御暇 唯秩祿家屋のみを沒收して立退かせる。

惣領除 廢嫡を命ぜられるのである。

預 指定の他家に在りて禁錮せられるもので、永預といふものもある。

切腹 武士の面目を重んじた死罪である。揚り屋から最寄の寺屋敷に籠にて送り、新規に矢來を結び、新むしろ疊の上にて屠腹させる。檢使あり、介錯人ありて儀式嚴重なり、罪の輕重に依り秩祿を沒收するものあり、或は子孫に給するものもある。



斬罪

斬罪 正刑たる死罪と異ならず、無宿の名を附して庶人と同じ成敗をなす。破廉恥罪を犯した士人に科する刑である。

僧に科するもの

對僧侶 僧侶は戒律を守るべきものとして、刑法上其取扱を士人並としたが、女犯・竊盜・謀書・謀判・博奕の如き罪を犯すときは、庶人と等しくして重きに從つて處分せられた。

晒

晒 附加刑の晒に同じ。

追院

追院 歸寺を許さず宣告を受けた場所より追放。

退院

退院 住居の寺を立退かせ、住職たるを禁ず。

構

構 同宗の僧たるを禁ずるを一宗構といひ、同派の僧たるを禁ずるを一派構といふ。

對庶民

對庶民

過料

過料 錢三貫文・五貫文・七貫文又は十貫文等相應の財貨を徴し、七日以内に納付せしむ、若し納付し得ざるときは、手鎖を以て之に代ふ、又應分過料とて、罪人の財産に應じ、其家の間口の間に應じて二十兩・三十兩を納付させる事もある。

叱

叱 罪人を呼出して叱責し、三日間屋内に謹慎せしむ。

閉戸

閉戸 閉戸には追込と戸ノとがある。追込は士人の遠慮に同じく、日数は七日であり、戸ノは閉門と等しく、輕きは十五日、重きは三十日の謹慎である。但し兩刑とも叱を伴ひ、家内は裏口から内々出入して、家業を営むことを默認してゐる。

押籠

押籠 無期蟄居させるのである。藩主家の大法要の際、親類及所役人より赦免を願出る。

手鎖

手鎖 二箇聯合した鐵鎖を、兩手に扭して錠を施し、鎖封を加へる、期間は三十日・五十日乃至百日。

對足輕小者

對足輕小者 庶民の科料に同じ、銀を以て納めさせる。

科銀

科銀 庶民の科料に同じ、銀を以て納めさせる。

減米

減米 給米を減ずる。

奉公構

奉公構 長岡は勿論江戸屋敷にも奉公を禁ずる。

對婦女

對婦女

剃髮 姦通罪に科す、頭髮を全く剃落して親族に下附す。

奴

奴 兩鬢を殘して剃髮し、本籍を除きて請ふものあれば之に交附し、無き時は牢舎に禁錮す。

離別

離別 離別を命じて、實家に謹慎させる。

對僧尼・社職・盲人・穢多・非人等

對僧尼・社職・盲人・穢多・非人等 重罪の外は其の所管に附して慣例を以て處分せしめる、即ち僧尼は其の本寺に下して、寺法により科罪。

社職も同じく社法を以て制裁し。

座頭・瞽女は其の座元又は總録に附して處分。

穢多非人は又各其の頭の處決に任す。

足輕以下のもの  
科銀  
減米  
奉公構  
婦女に科するもの  
剃髮  
奴  
離別  
刑其他の間



狂人痴愚の徒には其罪を論ぜざるが常法なれど、重罪を犯すときは正刑によつて處分した。

附記

二重仕置

入口留

以上の諸刑の二或は三を科するもので、職を奪ひて過料を科したり、過料の外に尙戸  
べ・手鎖を命じたり、敲に處して追放したり、入墨を加へて、敲・所拂を科する類である。  
八口留 重罪人逃亡するときは、四郎九口・川崎口・新保口・城岡口・槇下口・大島口・西野口・宮内  
口の八ヶ所へ百石以上の平士一人に足輕五人差添、又は徒士或は足輕四五人差遣される例である。

刑の適用例

次に刑の適用に關し、例を擧げて一般を察知する資料に供する。  
士人に關するもの

櫻田番所詰の節大久保佐渡守の通過を知らざりし廉にて

無届旅行の廉に依り、又は失火により

櫻田番所詰の節青山伊賀守家來の急用入門を肯せず

同上

武士として油斷の儀あり

船頭と喧嘩せし朋輩の爲証文を書く

差 遠 逼 閉 同 物  
扣 慮 塞 門 上 領 除

寺院

寺院に關するもの

檢死の節疵見落し  
其の子右に連坐し  
朋輩と口論の未切付けられ  
妻下男と密通の處下男を成敗しながら妻を其の儘に置く  
右の妻の父同罪にて  
親戚の娘を殺害無届不仁の至り  
科人を庇ひ非義を申募る  
小姑殺し  
武士に不似合な卑劣の行動あり後刎首  
情婦變心につき切害、武士として未練なり  
薪支配役勤務中不正あり  
奥女中と艶書を取かはせ密會を約す  
右の事情を知らながら隠匿した奥女中  
罪あり僉議中の士分の母へ通信した妻  
失火

改 御 同 改 同 同 同 同 禁 追 斬 男 女 御 離 遠  
易 暇 上 上 上 易 上 上 腹 上 籠 放 首 腹 罪 暇 別 慮



足輕以下

足輕小者に關するもの

窃盗

夜警を怠る

給米の延行により主人を罵詈す

扶持米窃盗

謀判して奉公に出づ

檢米の節目こぼれ米を多く出し之を窃盗

其の子は連座

庶民に關するもの

盗人、博奕に宿を貸す

藏米窃盗

藏米四百八十俵引込

強暴放火

放火窃盗入牢中死亡

遺恨あり放火未遂 低能者

親殺し

科銀

減米

奉公

奉公

奉公

奉公

死罪

死罪

死罪

死罪

死罪

死罪

死罪

死罪

死罪

郷民の裁

町民の裁

風紀改良  
手の第一着

訴訟の裁判

郷村に於ては初審は其の組割元方に於て雙方を審問して曲直を分ち、曲者承服せざる時は郷宿に足留を命じ、見込書を添へて代官役所へ提出す。第二審は代官之に當り、一方づゝ或は對決にて審問す、曲者尙承服しない場合は、更めて郷宿預けを命じ、割元の見込書と、代官の目安書とを併せて郡奉行に提出す。第三審は郡奉行の白洲に於て一方づゝを審問す、之を吟味と名く、曲者尙承服せざる時は一時藏牢入を命ぜらる。

町方は初審が檢斷役、次審が町奉行で擔當、僧侶・神官初審から寺社奉行役宅内で行はれる。斯くて曲者尙承服せざるか、或は町方社寺の事件で曲直判然せざる時は、書類を添へて、城内評定所(上の間といふ)へ提出す。此の時百石以上を知行する無役の士分へ、人選にて審問の掛りを命じ、評定所白洲に於て査問す、之を表吟味といふ。曲者尙強情を申募り服罪せざる時は、認定により入牢を命ずる。併し當時の訴訟は町方は檢斷、村方は割元の審問にて十中の八九は事濟となつたものである。

寄場の新設

慶應二年十一月河井繼之助郡奉行兼番頭格町奉行となるや、風紀改良の第一着手として寄場と稱す



る懲役場を設け、(一)一旦處刑せられた者で歸るに家なき者、(二)同上再犯の虞ある者、(三)浮浪の徒、(四)素行不良なる者を收容して、感化遷善に努めた。其の法、髪は五分刈とし、赭色の衣服を着せて、一見常人と區別するを得しめ、且つ勞役の法を立て、平素の職業に應じ、一定の時間内をそれ／＼勞役を課し、或は人足として官用及私用に使用し、日々得たる賃銀中より食費を控除し、殘餘は蓄積し置きて、出場後正業に就くの資本に供せしめた。而して夜は時々彼等を一堂に集め、場長自ら心學本などを讀み聞かせて、因果應報の道理を説き、只管遷善を勸めて之れが薰化に努めた。刑期は不定で、改悛の狀顯著なれば、隨時出場を許して其の本籍地に還らしめた。又此處を逃走する者は斬罪に處する事として、一人の犠牲者を出したれば、一同懼をなして皆從順に命を奉じ同時に遊民浮浪の徒を減じ、風俗改善の効著しく現はれた。繼之助は之を一殺萬生の法と言つた。蓋し此の寄場は全く繼之助の創意に出たのではないが、斯くまで實行せるは偉とすべく、唯幾許もなく明治戊辰の變亂となり、此等改良も僅かに一部に止まつたのは惜しい事であつた。

### 第五節 儉約令

#### 節儉論の吟味

古の爲政者は治國の政策として、常に質素儉約と、剛健勇武の氣風を獎勵し、之を維持するに努め

た。然れども其の節儉論の因つて來る所は、殖産致富といふが如き、經濟上の目的に出たものでなくて、畢竟封建的思想で、唯財を散じ、士を養ふ爲、體よく言へば、仁義を行ひ、徳を施さんが爲の所論である。されば當時の學者の節儉論は、殆ど儉者萬善本奢者衆惡之基伊藤仁齋といふ如き、千篇一律の道德の範疇を脱しなかつたのである。然るに茲に一步を進めて、純乎たる封建思想に基いた節儉論を吟味すると、社會を土地の耕作者即ち生産階級と、其の供給を受けて生活する受給階級とに區別し、其の關係にのみ注目して、受給者は生産者を搾取せぬ様、又生産者は受給者に満足を與ふる様、共に儉約なることが、徳義上の義務だとしたのである。尙詳かに之を論ずれば

元來武家武人は國家の秩序を維持し、人民の安全を保護するの義務を有するものなるが故に、之を完全に行ふが爲には、多數の士卒を養つて、平常武備を忘つてはならぬ、加之自分や自分の妻子眷族をも養はねばならぬ。されば若し節儉を行はないで、浪費を肆にするときは、従つて生産者たる農民に、莫大の負擔を課せざるべからず、農民の負擔を重くして誅求を事とするは、いふまでもなく仁政の本旨に違背するが故に、受給階級たる武家武人は成るべく節儉を旨とし、出來得る限り日常の費用を減じて、農民を休養せしむべしといふに過ぎないのである。

又生産階級から見れば、農民の貢租が國家財政の基礎をなすものだから、農は國の本なりとして之に保護を加へる譯で、農民としては田畑を荒廢せしめず、新田を開發し、成るべく收納を増加して貢租を完納し、時には献上金をもなす事が、御國恩に報いる善行だといふやうに仕向けられ、之れ



が爲に節儉の餘地なき迄に、節儉を強ひられたのである。

此の兩階級の間に介在する商人は、農民とは違ひ、奢侈の張本で、之を放任するときは、知らずく、其の悪弊が兩階級に感染して、終に救ふべからざるに至るべしと考へたので、嚴重に節儉を命じたのである。以上瀧本精一氏著日本經濟學史の記述を骨子としたものである。今之を長岡藩に看る。

#### 歴代の儉約獎勵

元和四年長岡に封ぜられた牧野忠成主従は多年百戰の場に入出して死生の衢を往來し、能く困苦缺乏に堪へて今日に生存したものであるから、簡易を喜び、直裁を尙び、其の生活は實に質素簡朴であつた。殊に藩主忠成自身が非常な節儉家であつた事は『歴代の藩主』の條に述べた通りで、在城の節は年始五節旬及式日の外、冬期は黒色紺色の綿服、夏期は淺黄色の帷子、何れも一つ紋付で身狭脛短に仕立てたのを着用し、且領分巡回野驅けなどの節、晝食用には飯を堅く握り鹽をつけて焼いたものを、二つ三つ宛白木綿に包み、帯にしかと結び付け、假令騎馬の時でも離さず、且フゴといふものに若干の金子と要の書類などを納め、自ら肩に掛けられたと言ひ傳へられてある程、自ら奉ずる事甚だ薄かつたので、臣下も又自然其の風に薰化せられ、質素を旨とし、儉約を信條として、収入以内の生活をなし、僅かばかりの金を借りて不名譽な證文などを入れることを厭ひ、出来るだけ節儉をして家計を維持し、出來得べくんば若干を残して、それを萬一の用に供しようと思懸けた。

#### 高野永貞著御邑古風談にも

物じて亂世には大小身に依らず武家の身上に不如意と申すはこれなく軍陣の用意ばかり第一に心懸け榮耀がましき儀は曾つて致さず諸士は我も人も先づ今日の一命は延びたり共明日戰場に於て討死を遂ぐべきも計り難くと覺悟候へば借用手形にて當年の暮とか來年の暮に至り相違なく辨償可致などと悠々認め判形いたすを痛く恥辱と存ずるを以て身上相應の暮しを致し、貯へ置く軍用金は少しも腰を放さぬ心掛のみ仕候

とありて、飽足華美はとかく武士の墮落であると信ぜられ、質素儉約は經濟の要道であり根源であると考へた。されば藩士の憲章で諸掟の精神たる『諸士法制』は其の條項の過半は儉約の勵行に関するもので、衣食住の事を始めとして、武器家什の調製・振舞・宴會の程度・音信贈答の範圍・冠婚葬祭の式典等家庭内の瑣末事に至るまで詳細に規定してある。

かうした方針は『仕來り』を重んずる當代に於ては歴代の藩主にも襲用せられ、殊に藩財政の必迫を來してからは之を救ふの道は唯各自の儉約にありとして、忠辰時代以後は節儉を勸奨する法令や訓令が種々の形式で屢次發布せられた。或は年に兩三回、或は二年三、四年五年乃至十年に各一回づゝの令達で、士分及庶民の記憶を確實にして其の勵行を期したのであるが、一々之を擧ぐるは却て煩はしければ、唯極端と思はれる事項の二三を例示するに止めて置く。



### 對家中の儉約令

延寶三年一月二代忠成の時前年米穀甚だ不足につき家中へ初めて儉約令十ヶ條を達せらる。其の一  
項に

朝夕の飯米は下白に搗かせること。但老人小兒病人の分は格別である。又者(陪臣)は黒米飯を用  
ひよ。朝夕の内一食は粥を用ひよ、但勞働を課したときは斟酌がある。

とあつて、御邑古風談の著者は『老人語り候今度此の書付の趣を承つては甚だ嚴敷仰出されと驚き  
候人も可有之』と言つてゐる。

延寶六年一月忠辰の時御家中に達せられたものは

衣服は絹紬迄は着用を許して置いたが今後は禮日に限る事とし平素は綿服・帷子を用ひよ。集會  
の賄は一汁一菜に限る。夜分に亘る時、雜炊の類を供するは隨意なれど再度酒を出してはならぬ  
寶永二年四月忠辰の時、高田城の請取を始め、種々の公用に巨額の失費あり、且數年に亘る凶作に  
て、藩の收入著しく減少したれば

御勝手不饒の折柄、身持を疎にし、分限を忘れ、窮迫に陥る者があつたら、屹度詮議するぞ。  
佛事は分限より軽くするがよい。

集會の節止むを得ず食事を供するとも、酒を出してはならぬ。

と令し、其の後享保五年十二月には

集會の節食事を供する時は有合の鹽物等で濟ますがよい。  
と更に手厳しくなつた。

寶曆六年八月忠寛の時神社寺院を令外に置きたる爲め、其の弊の生じたるを認め

儉約に關し是迄社寺は特別扱として置いたが、今後は家中同様に心得なさい。社寺建立其の他修  
繕等も時節柄遠慮すべきだが、止むを得ない時は伺書を提出して指令を受けるがよい。

弘化五年三月廿二日忠雅の時家中に對し、財政窮迫の因由と現狀とを縷述し最後に

今より五ヶ年間は嚴重に家事を取締る筈であるから、厚く御趣意を體し、他を顧みず御時節を辨  
へ質素儉約を基として、何事も御爲第一に心得、艱難を遂げて御奉公申上たがよい。

と家老から申渡し、同時に

衣食住の事は屢々緊縮を申渡してあるのに、近來は衣服に關する守方が弛んで來たやうだから  
前記儉約年限延期の次第を心得、銘々注意が肝要である。  
と附加した。

### 對庶民の儉約令

以上は主として士分に對する儉約令であるが、庶民に對する儉約令の一般を列記すれば



衣服は檢斷・町老・割元は下着裏地に限り絹袖を許すが、庄屋以下は總て木綿を用ひよ。  
帯は木綿小倉に限る。

染色は一般に濃青・茶類とし、百姓衣服は古風の通り短く仕立てよ。

刀脇差に金銀象眼等目立つ細工を施すを禁ず。

鑑は丸形に限る。

蛇の目の傘・塗木の履物を禁じ、日傘は一切無用。

百姓以下には羽織・合羽・傘・足袋・高齒の履物を禁ず。

着笠もよき品を用ふるに及ばず、布團緒とも布木綿に限る。

櫛簪笄とも金銀籠甲を禁ず、流しにても紛しき品を用ひてはならぬ、百姓は木櫛に限る。

米は一石に五升減以下に搗げ。百姓は平日白米を省略し粟稗の雜穀及碎米の粉或は菜草を交へて食用とせよ。

重き法會婚禮には手作りの野菜にて一汁二菜酒三献肴三種とし、乾物或は田作り數の子鯶鹽鰯の類に限れ。輕き振舞(宴會)には手製の濁酒三献肴二種とせよ。賄を家に持歸るには藁のツトコを用ひよ。

郷中の家屋には板葺を禁ず。平日厚疊・薄疊を用ひさせず、藁を敷物とさせる。老人には行火を許すが其他には炬燵を許さなす。

年始寒暑其他の音信贈答は成るべく輕くし、手作りの品を用ひよ。

願書其他の用向で、奉行宅を訪ふ時音物を持參してはならぬ。

年貢勘定・組勘定は遲滞なく精算せよ。

村中町中の費用は成るべく省略に従ふべし、公用たりとも賄費は掛りの自辨にせよ。

漫りに業務を休んではならぬ、休日でも徒らに日を消し、風俗を紊るやうの所業があつてはならぬ。

神事の祭禮又は冠婚葬祭の節身分不相應の衣服を用ひると一般の風俗にも影響するぞ。

新規の茶屋・酒商・髮結の開業を禁ず。

右は寶曆三年幕府の方針に依つて藩で定めたものであるが、寶曆度の儉約令といつて後年の準則となつたものである。

其他冠婚葬祭等の儀式・用具・接待に關しても、成るべく輕きに從ふ様具體的に制限し、一時は其の式場には目付・横目など參列させた事もある。

#### 對新潟町の儉約令

新潟町に至つては、長岡町及郷中とは頗る趣を異にする點があつた。何となれば新潟町は長岡領内のみならず、全越後に於ける唯一の湊町であるから、藩の政策として、外客の吸收歡待を獎勵する



上に、眼に餘る程の驕奢淫佚ならざる限り、あまり嚴重に取締つては、湊町の繁榮を傷ける虞があり、さりとて幕府への面目、又領内他の町村への手前、全然放任し難いものがあるから、同じく衣食住に關する取締令を觸出したが、之を長岡町其の他のものに比すれば頗る微温的で、『湊の儀は常他方の方者入込候事故、彼是斟酌等もこれあるべくの儀と、厚く評議云々』といひ、又或時は『都て湊は他方よりの入金もこれある儀、當所とても同様の事に候得共、表立候者は勿論、小前の者共迄も一分の取締よく、稼に怠りなく、殊に旅人に對し、聊の事たりとも粗末不實の筋これなき様近親並組合等にて常々申合候はゞ、町中も取締り旅人の氣受よく、自然に當津追々繁昌し云々』と取締書の冒頭或は結尾に示せるを見れば、儉約令が餘りに利き過ぎてはならぬといふ苦心の跡が明かに見える様に思はれる。

#### 儉約令の效果

元和偃武以來社會の秩序は立ち、各人の身分も限定せられ、生活も安固になつた一面には、武斷主義は漸く影が薄くなつて、一面には文華が進むと共に生活は向上せられ華美豪奢を競ふの風が都會に蔓延し、曩きには八代將軍吉宗の勤儉奨勵があり、松平定信の寛政度の節儉令が出て、尋て水野忠邦の天保度の大改革があつて、多少一時的の效果はあつたようであつたが、其の裏面には之を冷笑して盛んに享樂頹廢の氣分を醸成して、幕府を滅亡の危期に導きつゝあつたのである。然るに長

江戸の類  
廢氣分

長岡市民  
の擧實

岡は地が僻陬にあるとはいへ、歴代の名君賢臣の訓化に依りて上下を擧げて粗野の譏りある程に武骨で、衣食住共に全く贅澤などは知らぬと言つてもよい位で、屢々江戸との往來があつたに拘らず元祿化政の軟風に感染することなく、殆んど惡影響と認むべき事實がなかつた。併し多數の内には往々身分相應の生活をなす者もあるので、『度々申聞も有之候處尙又申聞候』とか『近來心得違の輩有之趣』とか『先規の通可相守』とかを冒頭若くは結語として戒諭令が發せられて居り、又身分相應なりとて御叱を受けた者も間々あつた。慶應二年十一月河井繼之助が郡奉行兼番頭格町奉行となるや、就職後三日に長岡町の檢斷草間・宮内・太刀川の三名を召喚し、身分相應の驕奢に耽り、家事不取締の廉を以て、役義褫奪叱蟄居を命じたのは其の一例である。

要するに同じく藩領ではあるが、新潟町は各地から多數の人々が入込んで、百貨輻輳し商賣も亦繁昌せしだけに、水の町・女の町として、『杉の木と男の子は育たぬ』の俚諺を生じた程、風流華奢の湊町であつたが、長岡町は唯七萬四千石の城下町といふのみで、商工業の見るべきもの殆ど無く從つて町家の氣風も亦概して質素で、役人はあまり勞せずして儉約令が行はれたやうだ。

新潟と長  
岡の相違

長岡地方  
の儉約の一  
例

一体に昔は今と違つて儉約なもので、又大に習慣を重んじたものだ、例へば火鉢や座蒲團の如きは、三月の節句限り廢して、十月二十日の夷講までは、誰が來ても出さぬ、煙草盆を出すばかりであつた、只例外なのは、寺の和尚の來た時だけ座蒲團を用ひた。夫から藩士になると、寒くても暑くても、冠り物をするとか、日傘を用ふるとかする事はない。衣類に於ても其の通りて



寒中ても綿入が一つ、殊に藩士でも次三男になると、肌着を着けぬ、夏足袋の如きは病身の者で許可を得なければならぬといふ位であるから、無論普通の人は穿かぬ。町人には斯ういふ制限はなかつたけれども、誰も穿くものはない、如何なる儀式の席でも素足のままであつた。一番可愛そうであつたのは、仲間などが主人の伴をする時で、三冬嚴寒の時でも、尻を高く端折て、雨雪の中を草履であるかせられた事だ。今日から見れば、如何にも慘酷の様であるが、當時の風俗習慣として誰も怪むものではなく又本人も普通と心得て居たものである。

要するに質素儉約は經濟の要道であり、飽足は怠惰と沈滞とを馴致し、窮乏が却つて勤勉と進取とを促成すと考へた古來よりの道德的觀念と、藩財政の窮迫を救はんとする方便とより、儉約令が發せられ、衣食住の取締令が布かれて、此の風俗習慣を産み出したものと見られやう。

## 第六節 庶民の教育

### 平民子弟の修學

寺子屋

寺子屋 平民子弟の教育は全く放任せられて、何等の方法も講ぜられなかつた事は全国各地皆同様である。されば文筆算盤習得の必要を感じざる者のみが適宜師を求めて其の初歩を習ふ丈である、而して其の師となる者は多く寺僧であつたので、其の學習所を寺子屋と呼んだ。此の稱呼は後世に及んで師匠の俗人である場合にも用ひらるゝに至つた。師匠は僧侶・神官・醫師・藩士又は文筆ある町人の隱居等で、入門の兒童は概ね中流以上の子弟で、小前の者若くは婦女子の修學は極めて稀で

寺子屋の  
一般状況

あるから自分の氏名をすら記し能はざる者が甚だ多かつた。次に寺子屋の一般状況を述べる。

入門 入門の際は各自机と本箱とを携帶し父若くは母に伴はれて師の許に至り、束修として菓子豆炒・果物・蔬菜等に若干の鳥目を添へて納めるのが例である。

科目及教科書 學科目は讀み・書きの二科にして、珠算を加へる事もある。初めは「一・二・三」「五・ろ・は」の讀方書方を教へ、次に方位・干支・苗字・名頭・村名・町名・日用文類・商賣往來・三字經・千字文を授け、實語教・童子教・古狀摘・庭訓往來の素讀を教へる。此等の教科書は多く師匠自ら手書して銘々に與へるのである。此他篤志にして優秀な者には孝經・小學・四書・五經、進んでは文選・唐詩選・左傳等の句讀を授ける事もある、意義を講ずる者は至つて稀である。

教授の方法 兒童一人々々が皆其の程度を異にするが故に個人教授に據らねばならぬ。師匠は自己の机前に兒童を一人づゝ呼出して讀方を授け、習字は兒童が練習しつゝある間、絶えず机間を巡り、一々手を持ち添へて筆勢運筆を授けつゝ種々の注意を與へる。珠算も亦殆ど個人教授で、加減乗の初歩に次ぎて除算の八算・見一を授け、稀には開平・開立に至るものもある。斯く教授は繁雜であるから、其の妻女又は上級生を助手とする。

報酬 謝議には定額のものなく、五節句や盆・暮等に些少の物品に若干の鳥目を添へて贈るのが例となつてゐる。

師弟の關係 一般に師を尊び、師弟の情誼の濃かなること親子の關係も當ならぬ。



異彩を發  
揮した長  
永寺内の  
巵外巵

長岡町内の寺子屋では文政八年に設立せられた上田町の林忠右衛門が最も顯はれてゐたが、異彩ある者としては寺町長永寺内に設けられた巵外巵に若く者はない。巵外巵は住職木曾惠禪の家塾で、弘化二年の創立に係り、僧侶には宗乗を授け、在家の子弟には漢籍を教へ、品性陶冶を主眼としたから、漸次門生を増加し、明治時代まで繼續した。

庶民の武藝

何れの藩でも士分には文武兩道を學ばしめ、殊に武道に就ては特別に之を獎勵したが、農工商に對しては武藝の替古は其の生業を妨げるものとして、一般に之を嚴禁した。然るに郷中の庄屋並に百姓は浪人者を留置きて武藝を學び又百姓同志集つて互に替古するなどの事あり、又町人等藩中の師範家其他に就いて替古する者も追々多くなるので屢々戒飾を加へ、同時に師範家其他に對しても、町人百姓等の弟子入を嚴重に差止めた。是れ徳川幕府の大法ともいふべき者で、町人百姓に一切帶刀を禁したと同一精神に基くのである。

第七節 風教の維持

民風作興の手段

移風易俗

風を移し俗を易ふるには、一方遊民を戒め、浮浪を禁じ、之を鞭撻し之を獎勵して、正業に就かしむるの方法を執り、他方篤行者を表彰し、高齢者を崇敬して、其の美風を發揚し、助長するに努めた事は、古來の爲政者の必ず採つて以て範とした所で、我が長岡藩亦此の例に洩れず、歴代の藩主皆此の點に留意し、領内巡視の際も能く民情を視察し、又時々隠れたる篤行者を申告せしめて、之を表彰顯揚し、以て民風作興の資に供した。されば被表彰者あるときは、郷黨皆語り傳へて之に倣はんことを欲し又子女教育の資料とし、被表彰者自身亦之に感激して益々其身を慎み、やがて第二回第三回の表彰を享けたるものもあつた。今其概況を綜括して記述する。

篤行者の表彰

篤行者の  
表彰  
孝行

忠孝が當時道德の根源として特に重んぜられた時代であるから孝行の表彰が最多きに居たのは自然の結果である。忠辰が延寶八年三月新潟町の孝子に銀子を與へて之を賞した事や、忠周が寛保二年五月御預地の内三島郡尼瀨町の孝婦に銀二十枚を給して之を顯はした事は特待ともいふべく天明四



年<sup>二四四</sup>忠精の代より天保十四年<sup>二五〇</sup>三に至る六十年間男女を併せて七十餘人の多きに及び、一貫文の賞金を普通とし、他のより良き條件加はるときは一貫五百文・二貫文・又は三貫文に上り、中には七百文位に低下してゐたものもある。一家の主人としては品行方正にて家業に精勵せるもの、主婦としては善く舅姑に事へ夫に従順にして、家内和合の中心となれるもの、寡婦にして永く孤閨を守り子女の教養に専らなるもの、家族の一員にして其の兄弟を扶けて献身的に働けるもの、僕婢にして少きも十五年多きは五十餘年忠實に勤務せるもの、若くは主家有事の日犠牲となつて之を助けたもの、特に顧客に親切なるもの等、それ〴〵程度に従つて、金一分、白銀二枚より降つて錢三百文位を褒賞し中には町老格の地位を興へた者もあつた。特に律義勤勉にして家業を勵み、質素儉約を守つて家政を回復した夫婦を表彰して、大に妻の内助の功を認めたるが如き、極貧なれど藩主の救助を受けず能く獨立自營に努めたる者を賞揚したるが如き、能く實際に適合したる特例である。

前記六十年間に表彰を受けたものを記録に依つて調査すると

主人	五十二人	主婦	三十三人
寡婦	十一人	家族の一員	四十人
僕婢	四十八人		
合計	百八十四人		

以上は長岡町に關するものであるが、以て大体を察し得ると思ふから、郷村に關する分は省略する。

### 高齢者の優遇

高齢者には九十歳に達する時は、一人扶持を、百歳に至るときは二人扶持を給して之を優遇し、敬老の美風を奨めた。當時の制、組中九十歳に達するものあれば、其の前年十二月中町村の役人は之を調査し置き、當年一月六日之を上司に届出づる定例となつてゐた。

高齢者扶持を給せらるゝ時は、男は草履・草鞋の類、女は生布の類を自作自織して献上する者あり、此の時藩主は御紋付の扇子・盃等を賜ひて之を嘉納する掬すべき情誼も保たれた。

斯て郷黨齒を尙ぶの風は領内一般に行はれ、古志郡加津保村の割元鈴木摠之丞が、祖父百ヶ日の法會の後、村内七十歳以上の高齢者と盲人二人・啞者一人を招待して歡待した事が其日記にも見え、尙其の他にも敬老の行はれた記事が折々ある。

### 窮乏の救助

天災・地妖・凶歉・類焼等に於ける窮民の救助に關しては、災異の各項の下に畧々記述したが、茲には之を總括し、尙足らざるを補ふ。

士分以下足輕等に對しては、貸金を交附して、一時の急を救ふ制度を立てゝある。延寶四年八月火災救助として、自今諸士に對しては、高百石に付金十五兩、徒士衆には高二十五石



足輕以下の貸金

に金三兩三分づゝ貸與し、五ヶ年賦に返済させた。風災にて家屋大破した時は、火事貸の三分の一貸與に定めた。  
貞享三年四月足輕以下の罹災貸金を定めた。

金三兩充

中間小頭

金一兩充

足輕師  
塗組  
長柄  
同杖突  
郷中

金二分充

士卒への貸金標準

享保十六年三月貸金標準を改定した。

火難貸金 高百石は十兩、三十石は三兩二分、二十五石は三兩、高二十石以下は二兩二分。

新家作貸金 高百石は八兩二分、高三十石以下は二兩二分。

家作修繕貸金 高百石は六兩一分、高三十石以下は二兩。

但し何れも十ヶ年賦の事。

寶曆四年十二月洪水の爲米價高値に付、百石に付金一兩、十石に付銀六匁充の割にて下付、かゝる例尙あるべし。

農工商に對しては

農工商に對する救濟法

一、農家に對しては免米又は未進米を、工商に對しては課賦金を免除した。  
二、米・金の給與又は貸與。

糠稗を給與した事もある。

三、米買代を町村に交附し現物を準備して配與。

四、藏米の廉價販賣を行ふ。

五、數十日間の施粥。其の例

1、寶曆六年七月七日から八月二十九日迄、中島に於て飢人に粥を煮て給與し、老幼病者に於て現場に到り難き者には扶食米を給與した。

2、天明四年四月、一ヶ月間に中島に於て粥を給與した者十一萬五千六百六十八人内町方一萬七百九十八人であつた。

六、農家には味噌料として大豆を下附した事もある。

又は粥米・大豆取合交附した事もある。

七、類焼の節は家作手當を給與又は貸與した。

八、下級の者には災後の取片付を命じて相當の勞銀を與へた。

九、寶曆七年三月四ヶ組飢人に上組高山村地内新田百町歩を下附し、永久の飢餓を免れさせた。

平時の救濟法に關しては主として個人的に行ひ、以て民心の惡化を防いだ。

平時の救濟法



- 一、毎年春火所改と同時に家屋をも検査し、腐朽の極に達して、止むを得ずと認められたものには修繕料を補助して修繕させる。
- 二、流行病又は重病に罹つたものには手當を給した。
- 三、藥種商に對しては藥價を制限し、按摩には鍼按料を一定せしめて、患者に便宜を與へた。
- 四、非人に對しては小屋を建て、安住の地を與へた。
- 五、不慮の負傷に依つて糊口に窮した者には、事情を調査して米金を給與した。
- 六、中には亭主吟味中家族の困窮を憐んで米金を給與した事すらあつた。

要するに、前記は藩廳の採つた救助の方法を略述したのであるが、同時に藩廳は其の町其の郷村の自治団体に令を下して、平素窮民扶助の方法を講ぜしめ、一旦變災に當つては特に嚴重の訓令を發して、藩廳の救助以外其の自治団体の費用を以て、相當の救濟法を實行せしめた。

特に長岡町の盛衰は、直接藩政の上に甚大の影響を及ぼす關係上、町人が寧ろ百姓より劣視せられた時代なるに拘らず、藩の救濟施設は長岡市中の救恤を主眼として立られ、延いて郷村に及ぼしたやうである。前記平時の救濟法は長岡町民の爲の施設が主であつた事を附記して其の一證とする。

河井繼之助の風俗矯正

幕末に於ける賄賂付届の弊習は、郡奉行・代官に於て最も甚しく、俗に『三年

も郡奉行を勤めると植木に小判の花が咲く』と言傳へられ、又『御代官には及びもないがせめてなりたや殿様に』との俚諺もあつた程であつた。繼之助が郡奉行に就任した時、第一に之を矯正したいと思ひ、代官一同を奉行所に召集していふには、各々が日夜領民の爲に心思を勞せらるゝは深く感謝する所であるが、聞く所によれば各々方は種々の名義で下々から贈物を受納せられるとか畢竟御手當不足の爲であらうが、繼之助も各々方と一心同體ともいふべき役柄に在る身の上だから打明けて言ふが、元來如何程の取上があつたら、御役向に差支はないか、遠慮なく申出でられたい、何分の盡力も致しませう』との意外の質問に、一同唯顔見合はせて一言もなかつたが、暫くして恐る／＼今迄通りの恩賜で毫も差支ありませんと申出たので、繼之助は『さらば以來曖昧の贈物は一切受納せぬ様注意せられよ』と、懇々諭す所があつたので、一同は肺肝を剥られる思をなし、爾後賄賂の弊風は大に革まつた。

**奢侈の風を正す** 繼之助が町奉行兼務となると、町民等は繼之助の平素の遣口を考へて互に警戒したが、就職後三日檢斷草間・宮内・太刀川の三名を召出し、平素の驕奢不謹慎を叱責し、役を奪つて塾居を命じ、更に町民米藏が身分不相應に驕奢だといふ廉で、之を追放の刑に處した。又割元・庄屋等を招待して豆腐のから汁と大根の煮付とを供して、『各々は平素滋味に飽き居られると思はれるから、斯かる手料理を饗した次第、心置なく召されたい』と諷したので何れも冷汗を流し其の後公私の會合にも華奢の風を戒める様になつた。



賭博禁令の勵行 賭博嚴禁の御條目も追々執行方弛緩し、殊に盜賊方の配下なる目明及子分は殆んど博奕を專業位にして従つて良民を害し、流毒甚しきものがあるので、繼之助は之を禁止したいと思ひ、領内の博徒に對し、賽の目・骨牌類を奉行所に差出させて之を燒捨て、賭博の害と既往の不心得とを懇諭し、今後尙之を行ひ又は用具類を賣買するものは、嚴罰に處する旨を嚴命し、且目明しには各二十五俵、子分の者には五俵乃至六俵の手當米を給與し、一般に對しても警告を與へた、加之、繼之助は自ら變裝して賭博打を訪ひ、其の覺悟の如何を試めしたので皆恐れをなし、積年の弊風が一朝で改まつた。

遊廓廢止 慶應三年頃長岡の遊廓は横町・石内の二ヶ所に在つたが、十二月繼之助は貸座敷業者を呼出して、人道上・風俗上賣女體の者差置くは然るべからずとて、之に廢業を命じ、資金乏しき業者には相當の資本を貸與し、娼婦にはそれ〴〵旅費を與へて親許に歸らせ、當時の落首に可河井といふのがあつた。蓋し繼之助は随分「遊び好」で、屢々狹料の巷に出入したが、其の間に娼家の内情や客筋まで仔細に觀察し、惡風の醸成を認めて、熟慮の上之を斷行したものである。

蓄妾を禁ず 蓄妾は一家の平和を破り、社會の風儀を亂すの弊害甚しきを認め、之を停止する旨を一般に布達した。然るに古志郡の一庄屋私かに女郎を身請したが、繼之助は人夫に變裝し、荷送り人夫に加はつて其の實證を握り置き、數日の後呼出して叱責したので、庄屋は恐入つて詫入り

此の弊風も次第に減じた。

### 第八節 災異と貯穀

#### 洪水

信濃川の洪流は其沿岸の地域を沃し、米の國としての惠澤を與へた事は實に多大ではあつたが、築堤工事の完全ならざりしと、領内低濕の地の多かつた爲、一朝の霖雨に逢ふと、溢水忽ち氾濫して上下共に莫大の苦楚を嘗めた。而かも其の度數も頗る多く、舊記に據れば寛文十年以後、損害二萬石以上のもの慶應の末年に至るまで、大約四十回、即ち五年に一回の割合で、損害の最も甚しかつたのは天明元年・寛政元年の二回で、平水より増加すること二丈餘、城内まで浸水深さ八九尺、家中屋敷の低地は一丈五尺以上の冠水で、郷中までを通して流家・潰屋、天明度には八百四十軒、寛政度には五百八十五軒、人馬の溺死十以上に及び、米穀の損害高各六萬六千石以上に上つた。此他城内まで浸水したる事五回あり、元和六年秋の大水には古志・三島の郡界を一變したと記録に存して水伯の暴威驚くべきものがあつた。

幾多の苦い經驗の後、終に寛保三年(二四〇三 忠貞時代)各町に用心船の建造が申付けられた、其の一般を言へば



三隻づゝ申付けられたもの

弓 町 西神田

二隻づゝ申付けられたもの

御城内 足輕町

一隻づゝ申付けられたもの

新屋敷 千手繩手

四郎丸 土留惣右衛門

袋 町 臺所町

草生津村 小田小路

杉田孫兵衛 今朝白繩手

中 島 藏 王

大工町橋 藏 王

柳原坂下

太郎左衛門大手

帶刀頼母

間之道

長 町

藏 王 藏 王 定右衛門

追 廻

玉藏院町

下屋敷

中間町

大工町

吳服町

神田町

草生津繩手

斯くて一朝洪水の警到れば、『何方より何方迄の通り路船の印を立てさせ置候間、一町申合混亂無之  
用事相辨候様可被申合候』に従ひ、各所屬の町に漕付け救助に混雜なからしむる様計畫したのであ  
る。

火 災

火事の状況

當時防火法の幼稚なりしと、建築材料の不完全なりし關係上、一旦火を失する時は  
いつも大火に至つたやうである、記録の示す所によれば、天和二年から安政年間に至る百七十餘年  
間、火災數十回で、内十軒以内焼失の小火は僅かに三四回に止まり、少なくとも三十軒・五十軒・  
八十軒の焼失があり、百軒以上の焼失は十五回もある。中にも三藏火事・俊治火事と稱する二大火  
災は頗る恐ろしきものとして、天保饑饉の慘狀と併せて、冬の夜永にはお伽噺的に、又教訓的に祖  
母と孫との話題になつたものである。由來長岡の地、米山嵐おかしと稱する西南風が猛烈な大風を持來す  
ので頗る恐れられて、此の風に伴ふ千手・柳原・同心町方面の出火は一般に警戒せられたものであ  
る。然るに前記の二大火災は之に該當するもので、後年の語草となる程の大慘狀を現出した次第で  
ある。三藏火事は享保十三年(二三八八)三月二十七日午後五時頃、常に警戒せられたる柳原町から出  
火し、折柄烈風にて防火困難を極め、本丸・二之丸・三之丸・諸役所・門櫓・外曲輪より、侍屋敷  
二百八十七軒、足輕屋敷十二軒、町家千二百五十一軒、寺八ヶ寺、社一社を蕩盡し、翌二十八日朝  
漸く鎮火した。風の猛烈なりしは、遠く田畑を隔てた今朝白町に飛火して、其の全町を甜め盡した  
のでも知れる。もと三藏が雪駄の事から門左衛門なる者と喧嘩した其の怨恨から、門左衛門の家に  
放火した爲、此の災害を惹起したので、三藏は後に草生津河原で火刑に處せられた。



警火消防

警火

警鐘

非常持退

道幅擴張

俊治火事は天保十五年十月十四日同心町同心伊佐俊治方の失火から大火災を起したので、折柄西南の風殊に烈しく、表二ノ町の火飛んで東神田榮涼寺を全焼し、火は南北二ヶ所に起りて、全町殆んど火の海と化し、役所四軒、城門二ヶ所、城塀三百二十四間、侍屋敷六十二軒、足輕以下諸給人百十二軒、町家九百五十軒、土藏三十戸前、寺院八、神社四、高札場一ヶ所を焼き拂つた。定式に依り窮民へは定式御手當米・金・及臨時御救米・金の下附あり、其他願出に依つては事情を斟酌して米・金の貸附もあつた。上田町星野三太郎は私財五百兩を散じて窮民を賑はした。

警火及消防 之に關しては相當の施設があつた事と思ふが殆んど傳つてゐないから、只舊記に散見する斷片を綜合して其の片影を窺つて見る。

『面々火之元油斷有之間鋪』と警告を發した事は固より一再に止らないし、家中には火之番盜賊改役を置き、市中には夜廻を置かせて夜間巡回警戒し、毎年融雪の頃を見計ひ、役人を派し各戸に就いて火所改を執行したりした。又城内に警鐘を掲げ、西は町口御門左右、北は神田口御門左右前後、東は臺所町左右、南は四郎丸冠木門より玉泉寺邊に出火ありたる時は、晝夜に限らず、撞鐘を命じ御朱印箱其他重要書類を平素一定の長持に納めて非常持退の準備を命し、元文五年特に市中に對して左の命令を發した。

一、市中出火屢々に付、防火の爲道幅を取擴げよ。

この條は直に實行致し難き事情があるので願出により延期となつたが、機會を見て實行する

屋上制限

表并戸掘  
家中の消  
防組織

家中の警  
戒

町火消の  
組織

事とした。安永四年七月關東町の道幅を兩側三尺づみ取擴げたのは、此の通達を實行した一例である。

一、家作は一兩年中に屹度板屋に改作すべし。

『古來御定の通り』の一句があるから、今回は只之を勵行したのであらう。

一、一ヶ町兩側で六ヶの井戸を本年中に掘鑿すべし。

次に藩の消防組織を見るに大約三組であつたらしい。即ち

一、藩士をして其知行高に應じて各若干の人夫を出させて組成した火消組、

二、御中間・御長柄・郷中間を以て組織した火消組、

三、御大工より出た火消組、

而して是等の各組には二名づみの下知者、即ち指揮者を任命して統率せしめた。併し藩士から出した火消人夫は兎角馳付遅延の傾あるを以て、延寶三年人足改奉行四人を任命して之を監督させる事とした。

失火の節藩士は、御城内は勿論各役所に驅付、勤務する事となつてゐるが、其節家庭に在る者は『殘番』と稱し、一町限り申合はせて交代に不絶其の町内を見巡る事になつて居り、又役所詰の者、往々にして勤務を離れて、火事場に跳び出す弊を指摘して注意を與へなどしました。

町火消の組織せられた年代は不明であるが、元町役人たりし木宮家の『御用留』に失火之節の詰場



所といふを載せたるを見れば略々其組數を推想する事が出来る。

失火之節詰場所

千手・四郎丸・大工町

町口御門前

上御藏

但郷中人足相詰候迄

北御藏

但右同斷

町會所

御家中町方場所詰

新町・藏王・石内

表一、二之町上田町組  
裏一之町柳原組渡里町組  
神田一、二之町桶屋町組  
神田三之町鍛冶町組  
渡里町組

表一、二之町上田町組  
表三、四、五之町組  
吳服町關東町組  
裏一之町柳原町組  
裏二、三、四之町組  
神田一、二之町桶屋町組  
同 三之町鍛冶町組

寺社奉行所へ人足三十人、是は左の向寄任御指圖可相詰

八幡社 秋葉社 玉藏院 榮涼寺  
長興寺 本妙寺 西願寺

之に依れば町火消は表一、二之町上田町組・表三、四、五之町組・裏一之町柳原組・裏二、三、四之町組・渡里町組・吳服町關東町組・神田一、二之町桶屋町組・神田三之町鍛冶町組の八組であつたらしい。當時月番の町老三人、町横目七人は頭巾羽織着用の服装にて、火事場に向ひて總取締をなし、此他の肝煎町老は在宿して町中用心取締をなすことに定められてゐた。又火事の節の燈火は纏同様組々の相印を着けた提灯を用ひ、總ての經費は町の負擔と定められた。

又消防上の重要器具たる『龍吐水』は、兼て大阪表へ注文の品が寛延三年六月八日長岡に到着に付會所に於て家老及町奉行檢閲の上、役懸りと其の建場とを定めた通達文がある。之に依れば役懸りは町老二人之に任じ、人足遣二人・棒押八人・小天水四人・大溜六人之に附屬し、建場は今朝白・足輕町・中間町・大工町橋詰・千手橋詰・鍛冶町木戸際の六ヶ所に定められた。尤も龍吐水の備付は此時以前であることは、これより五年前、延享三年既に『火防夫龍吐水掛り錢百文づゝ云々』の記事が舊記に見えてゐるから分かる。

表一之町 惣太郎前

表一之町 金兵衛前



表二之町 猪俣善次右衛門前  
 表三之町 快 全 前  
 表四之町 清 助 前  
 上田町 治兵衛前  
 上田町 三太郎前  
 渡里町 五右衛門前  
 吳服町 西願寺前  
 關東町 藤 助 前  
 神田三之町 次右衛門前  
 神田三之町 太三郎前  
 七軒町 與 助 前

火事場の野次馬の集合は昔も今も變らぬものと見え、明和九年四月十五日の通達に  
 前々より相觸候處出火之節、火事場へ無用之面々多く相見え、防之節さへに相成不埒之至に候。  
 向後各は不及申召仕之者迄も嚴敷申付、火事場へ無用之者差出間敷候。(以下略)  
 是と同意の通達が安永・天明の兩回に下されてゐる。御家中の人達が悠々火事見物に出た事が知れるではないか。

震災

震災の大なる者は前後三回あつた。  
 寛延四年(二四一寶曆と改元忠利時代)四月廿五日夜丑刻(二時午前)地大に震ひ、山崩れ川裂けて、人馬死傷多し。高田地方が中心であつたので、當地では高田地震と呼んで居る。領内の損害は潰倒家屋七十三軒、半潰五

百六十二軒、山崩れ千五百餘ヶ所・破損の用水路・堤防等長さ約一萬間・即死二人・其他道路橋梁井堰等損害が甚くなかつた。

文政十一年十一月十二日辰刻(八時午前)に起つた大震災は三條地震と唱へて、其の災害の激烈であつた事は、今でも語り草に残つて居る程である。當年は十一月十五日が冬至入りなるに、季候は八月頃の暖さで殆んど月末まで續いたそうだ。當日十二日朝は一天只朦朧として、息氣烟の如く立昇るやうに見え、晝夜四十餘度の震動あり、翌十三日も十八九度の震動を感じ、其後尙餘震が續いた。領内損害の大略を言へば、城廓に於ては本丸を始めとして役所・門・塀・柵等殆んど大破し

城下潰家	二百二十軒	大	破	七百十一軒
郷中潰家	三千五百二十二軒	大	破	四千六百十二軒
土藏潰倒	二十戸前	大	破	五百五十三戸前
死者	四百四十二人	負傷者	五百五十二人	
社寺倒潰	三 十 二	大	破	七 十 七
田畑荒廢	九百五十五町歩餘	山	崩	六百六十五ヶ所
倒 木	千八百四十六本			

其他道路・橋梁・圍堤・樋水道・用水江・溜池等の損害擧げて數ふべからず、實に空前の慘狀であつた。



弘化四年三月二十四日亥の刻(午後十時)信州地方地大に震ひ、當地に於ても可なりの激動を感じたが損害を與へる程度には達しなかつた。翌月朔日山本帶刀隊草生津河原にて操練の際、急に信濃川の水が四五尺の増加を來し、泥水中に入馬の死屍・家具・材木等夥しく漂ひ流れ來るを見た。午前十時頃益々増水し、河原一面を浸すに至つたので、止むなく操練を中止したといふ。蓋し信州地方山崩れ等の爲土砂の河水を堰止めて居たのが、一時に決潰して流れ來つたものだと言ひ傳へて、之を信州地震又は善光寺地震ともいつてゐる。當地方産の鯰は是迄僅々四五寸を出でざる小物のみなりしがこの洪水後始めて尺以上の大物を産するに至つたと傳へられる。

大風

大風に關する狀況は元祿十五年から明和八年まで僅かに五回の記録を得たのみで、何れも家屋の潰倒三四十戸、大破三、四百、倒木二百乃至四百と註記せられ、及元祿十五年の損毛高三萬二千四百四十石、寶永四年の損毛高一萬石と示してあるので一般を推測するのみである、即ち七十年間に五回の計算である。尋て約五十年を経た文政十二年五月二十四日の大風は如上のものに比すれば稍激烈であつたらしい。城内破損三十五ヶ所、家屋の潰倒百六十二戸、大破七百二十戸、倒木二萬二千三百五本、破船十艘、倒麻畑二百三町歩餘の損害と計算せられ、當日の景況を次の如く書殘してある。

廿四日夜大風大雨、立木を吹たをす事夥敷御座候。大島(長岡と信濃川を隔てた西岸)迄の通りにて、木七十六本たをれ申候、外方是に同じ、大變に御座候。此外方々にて家の吹倒す事、或は麻木綿木など青作多くいため申候。土合村通りのハザ木(稻架木)四十本計り吹たをし申候。誠に筆紙に盡し難し。

饑饉

饑饉は凶作に原因し、凶作は主として霖雨洪水に加ふるに、氣候順なく、五風十雨時に順はず、剩へ虫害も少なからざるに據る。且つ當時經濟範圍が狭く區劃せられ、穀價の均衡を得ること頗る困難で、甲地方の豊作と隣れる乙地方の飢饉とが相對するの奇觀があつた。而して長岡領内は比較的水害多く、飢饉も折々はあつたが、大饑饉ともいふべきは延寶三年(二三三五、忠長時代)、寶曆六年(二四一六、忠寬時代)、天明四年(二四四四、忠緒時代)、天保七年(二四九六、忠雅時代)の四回で、中にも延寶・天保の二回は非常の大饑饉として知られてゐる。

延寶二年の夏大洪水郷村悪作にて、翌年飢に及ぶ者夥しく、其數三千九百人に上つた。是に於て

- 一、農家の内困窮なる者には、寛文十二年及延寶元年の未進米を免除し
- 二、表三之町・神田二之町の兩所に賣米座を設けて、米の廉賣を行ひ
- 三、大工町に二間に十六間の小屋を作つて居所なき飢人三百人を收容し、竈を立て釜三口にて粥を煮させて給與し



四、郷中から出た飢人三千六百人は各其村々へ歸し、飢人扶持をとらせ、村役人に命じて扶養せしめ

五、盜賊増加の由聞こえれば、特に警戒を嚴にし

六、他領境には吏員を派して、出入を検査せしめ

七、穀留(穀物輸出禁止)を行ふ

など、限なく賑恤の法を講じたので、餓死する者なく、盜賊の沙汰も聞かず、庶民皆安堵せり。

天保六、七年の兩年引續き大凶作で、飢に及ぶものが多かつた。夫々御手當金・御救米等もあつたけれども、袖乞ひする者が道路に充滿するの慘狀を呈した。殊に遠國の者は嚴冬に入つても風雪を凌ぐべき場所がないから、市中の雁木下に臥し、筵菰にて寒氣を凌いだるが、凍餓に死んだ者が少くなかつた。依つて臨時蠟座河戸に小屋を立て、無宿の者を收容し、翌春追々暖くなるにつれ、旅乞食は漸次離散したから、小屋も撤去した。此間有徳なる者は米錢を施したり、年の暮には鹽引・野菜の類を彼等に惠與した。併し米穀は益々拂底し、従つて價格も平時一俵三米乃至一分位であつたものが、一兩二三分位迄高騰したので、中産以下の者は草木の芽や葉で、食料となるべき物は摘み取つて糲に代用するに至つた。又中島に於て數十日の間粥を焚出し、大に窮民を賑はした。御家中には貯藏の粃米を摺立て、給與したが、寛政の頃から四十餘年間も貯藏して置いたのだから、御家中力全く絶え、且古臭鼻を撲つて食ふに堪えざる爲、黄粉などふりかけて漸く食した。日數を経て麥

貯 穀

作に取續き又幸に秋作も豊饒なりし爲、皆々漸く愁眉を開いた。

備荒貯蓄は我が邦王朝以來、常に奨勵せられた制度で、長岡領の如く屢々信濃川の氾濫に依つて不作の慘を嘗める地方では、藩主は特に令を郷村に下して、郷藏を建て、貯穀の法を講ぜしめたが、幕府も亦其の方針として、備荒に關しては諸侯に干渉し、屢々圍穀の令を布き、長岡藩に對しては特に寛政二年十月城詰米として現米二千二百俵の保管を命じ、幕府の代官から之を受領すべく申渡された。此の詰米は年々新穀を以て交換し置く義務があるので、頗る厄介の命令ではあつたが、長岡藩では、此の厄介の詰米が、其後數回の凶歉に際して、遺憾なく賑救・貸借其他の救荒事業に利用せられた。

第三章 農 政

第一節 土地制度

藩の収入は何れも農家の貢租、即ち土地からの收納が其の大部分を占めるのであるから、其の藩の



土地制度は農政上最重要のものでなければならぬ。我等は是より長岡藩領の土地制度に關し、一瞥を與へる事とすやう。

新田の開發

耕地の減少若くは荒廢は、當時の爲政者の最も憂へた所であつた。されば牧野家も就封以來極力田畑の荒蕪を戒め、新田の開發をも奨勵し、農民の無期出稼をも禁止して其の自由を奪ひ、勞力の充實を謀つたのである。初代忠成が一萬六千餘石を割いて與板・三根山兩藩を分地し、二代忠成の時新田二萬六千餘石を届出て、三代忠辰は外新田一萬九千七百餘石を書上げ、其の後新田・新々田の名目も生れて十一代忠恭の時代には總高十三四萬石を算したるは異常の増加と言はねばならぬ。田畑の荒廢に關して令して曰はく

田畑荒所に相成候分は、追々起返候様心掛可申候、作物の儀は假令半穗一粒にても天地の美祿なれば、荒所に致し候ては天の冥理に背候故、自然と村方衰微に及び、終には亡村も可致道理に候間村役人共申談、荒地は爲起返候様可致候、畝下御年貢御容赦等は場所柄に依て可被仰付候。とありて、荒地起返料を交付せられる事もあり、然らざれば或る期間免租の恩典を蒙る事もある。

又新田開發に關しては

新田に可成地方有之者其村中より可申達、及延引他所より於望之者有之は、吟味之上或は半分又

は三分一、時宜に依り望輩に其の地を可割與事。

と命じ、開墾者には三ヶ年間貢租を免じ、四ヶ年目には丈量の上段別を届出でさせ、若し四ヶ年を過ぎても届出でざるか、或は届出の段別を詐る者は、相當の刑罰を課せられた。尙届出の上は相當の貢租を納付すべく、其の年より尙三年間は開墾者に耕作せしめ、四年目からは其の五分の一を開墾者の名持（みんもち）（私有の義）とし、五分の四は物村支配に編入する制度で、個人開拓の場合にも其の全部の私有を許されない。斯くて後段に述べる割地制度採用の必要が自然に生ずるものと考へ得られるのである。

新田開發 更に注意すべきは藩の新田開發が多く共同開墾の方針に傾いて居つた事で、是は新發田藩が主として『願人開』即ち個人開墾を奨勵したのとは大に趣を異にしてゐる。本縣技手石井清吉氏によれば、西蒲原郡の地圖を按ずると、大字名に「何村受」と稱する新田が頗る多くて、「誰受」と稱する個人名義のものが極めて少いのを見ても、此の方針が窺はれる。尤も是等の關係は時代に依つて夫々相違する筈であるが、「受」なる文字を附したるは比較的近世に於ける開墾に屬するも、抑も一藩の開墾方針はもとより夫々傳統を有すべきものであるから、長岡藩の開墾方針は當初より共同開墾に在つたと言ひ得るであらうと言つて居る。

長岡藩で執行した新田開墾作業の最大なるものは蒲原郡の三瀨（田瀨、大瀨、小瀨）附近の湛水を、新川の開墾に依つて五十嵐濱に放流した大土工であらう。是に依つて良田二百三十八町歩を得、新たに興つた



村が十七、高受したものが約三千石に上つた。尙第二節を見よ。

#### 土地の丈量即ち検地

検地とは土地の境界を正し、其の廣狹を測量して段別を定め、土地の肥瘠の程度に依つて收穫高を點檢し、有租地・免租地を決定し、土地名受人の登録をなし、以て一町村の總地積及總石高を檢定し、兼ねて漆木・蠟實・楮等種々なる色高を調査し、百姓戸數等にも及ぶのである、俗に之を竿入といふ。而して此の檢地は實に地租を徵收する基礎を作るもので、大小の公費皆地租を標準とするのであるから、國家の命脈・人民の休戚は檢地の適否に關係する事が頗る多い。

検地の沿革

檢地は王朝の古に始まり、初めは六六の制で、三百六十歩を一段としたが、豊臣氏に至りて五六の制に改め三百歩を一段とし、一間は主として六尺三寸竿を用ひたが、土地の状況に依り六尺竿又は六尺五寸竿を用ひた。徳川幕府の初期には改めて方六尺を一步として、六尺一分竿を用ひ、三百歩を一段とした。六尺一分とは六尺一步の法を以て檢地すといふことを、長さの六尺一分と誤つたものらしい。尋いで元祿中迄には檢地の規定條目略々備はり、此の條目に據つたものを古檢といつた。

享保十一年古法を取捨し、條目を改定して之を新檢といつた。徳川時代各藩で行はれた檢地は一般に幕府の制條を準用した事は勿論である。

検地の意義

牧野家の  
検地

検地の注  
意

牧野家の檢地 俗に『石見檢地』と稱する大久保石見守長安の越後に於ける檢地は、慶長十二年より數年間に亘つて執行せられたが、其の状況は釋ぬべき材料が見當らぬ。牧野家就封後、元和・寛永・正保・慶安・承應の各年代に於て、屢々部分的の檢地があつたが、比較的全般に行はれたのは忠辰時代に於ける天和三年から元祿年間にかけての檢地である。

#### 檢地の注意

初代忠成が檢地の役人に諭示した箇條は

- 一 檢地は百姓の進退を極むる所なれば、條目に依り進まぬ様退かぬ様悉く注意せよ。
- 二 雨降の日は繩の縮むものと心得よ。
- 三 予は當地拜領以來、時々巡回して地理を察するに、高百石に人數數百人ある村は村柄のよきものぞ、人數少き程村柄悪きものぞ、又男子より女子多き村は富有なるものぞ、町並ある村は農家困窮のものなるぞ、山際に家建ありて平地に田畑ある村は地味宜しきものぞ、川前不定地と山に據りて畑多き村は格別の貧富あるものぞ、金銀多く持し浪人の住める村は百姓は貧乏するものぞ。
- 四 前々よりの習慣を以て仕來る事は、害にならぬものは取用ふべし。

で、之を書付にして渡した。

#### 檢地の方法

檢地には先づ勘定所から主役を任命し、手代一人・下役人一人・竿取二人・間數呼次二人(百姓より探る)・地引案内者一人・帳付一、二人之に附屬し、各村から地引案内帳を出させ、一筆限りに

検地の方法



番號を肩書にし、其の順に従つて檢地するので、竿を入れる前、主役其地形を考へ、出入を察し、竿の入様を見計つて竿を打たせ、數を讀上げて帳簿に記入させる。最も田・畑・屋敷は三百歩一段で一步は本途方六尺五寸、新田は方六尺である、山は一間を六尺五寸の割として三千坪を一段と定めた。

一、廻り檢地 周圍量地の意で、檢地着手の始め一村又は一區域の周圍を圖に作り土地の形狀を知ると共に分間法を用ひて、大體の段別を定める。

二、普通檢地 普通の場合は直ちに竿繩を入れて、田畑の段別を量り、其の品位を正し、石盛を附して村高を定める。

三、居檢地 古檢の地に於て百姓の請願を容れ、適宜增高を加へて本高を定める。

四、地押地請 品位石盛は從來の儘とし單に竿繩を入れて反別を定める。

石盛とは田畑の肥瘠に應じ、十箇年の收穫米高を平均して、一段歩一ヶ年の收穫米高を定め、其の高に準じて年貢高を定める事、其の詳細は貢租の條に説明する。

檢地に關する書類は、左の如く調製せられる。  
一、地引案内帳 檢地すべき土地を、一筆限り字番號・地目・地種・持主等に分ちて、詳細に列記し檢地主役に提出す。

二、地引及耕地繪圖 地引案内帳に附帶した圖面。

三、手帳 檢地の現狀に於て、實測するに従ひ記載するもの。

四、野帳 手帳の淨書で、畝歩を確定記入す。豫備に合野帳を用ひ、調査の都合で變更したものを記入する。

五、清野帳 野帳確定した時、本帳を調製し檢地帳の基礎とする。本帳は村方へ貸與して熟覽させ、相違の點を申出させる。村方では本帳を寫取、相違なき時は證書を出す、之を野帳並見證文といふ。

六、檢地帳 清野帳に據つて、各村田畑の上中下の等級・高石盛・縱横間數・町段歩及地主の名称を詳記し、全村地籍の基礎となるべきもので、村民最重の帳簿である。之を水帳（民圖帳又は名寄帳ともいふ）ともいひ、上製西の内紙を用ひ、縦一尺八分横七寸七分綴外八分の本形綴とする、決して略字・略書を用ふる事を許さない。

貢租の決定 寺社領地・無年貢地は特別の場合の外は檢地しないのが通則である。斯くて檢地の一段落毎に、石盛伺を勘定所に提出し、其の指令を受けて檢地帳を完成し、檢地に與つた役人等は各々私曲の行爲なき旨を誓言したものである。

天和三年乃至元祿年間迄に檢地済のものを本途と稱し、其の後の新開地は古新田元祿以後享保以前の新開地・外新田・新田・新々田の各種に大別し其の狀況に應じて貢租を課するのである。



丈量除外地竿除地 即ち石盛を免除せられる土地は

- 一、庄屋居屋敷は一軒に付六畝歩、普通百姓は三畝歩づ。
- 二、屋敷の四壁即ち四方、並に山際・大藪際は各一間づ。
- 三、木の下は二間づ。
- 四、川岸通は一間半づ。之を船路といふ
- 五、大道路際は双方三尺づ、細道際は同一尺づ。
- 六、大畔は三尺づ、小畔は一尺五寸づ。

で、此の外に見取場・流作場・段高場と稱する等外地があつて、年々作毛検査の上、輕租を課せられるのである。

### 割地制度

割地とは一村内の地主が各自所有の土地を、協約を以て共有又は共同管理の取扱に置き、土地の肥瘠便否を考査して地割を行ひ、各自の所有高に應じて使用面積を定めて耕作収益する制度をいふのである。

制度の分布 此の制度は全國としては、岩代・越中・越後・加賀・能登・尾張・越前・薩摩・土佐・壹岐・對馬・肥前・豊後・日向・常陸・美濃・沖繩の十數ヶ國に行はれ、我が越後としては、西蒲原郡の大部分

三島郡・古志郡・南蒲原郡・中頸城郡の一部・西頸城郡・刈羽郡・南魚沼郡・北魚沼郡・東頸城郡の各一ヶ村に分布し、藩領より見れば高田・清崎(糸魚川)・長岡・村上・與板・三根山の各藩、高崎領・桑名領・旗本領・幕領等に亘り、特に長岡藩領の殆んど全部に此の制度が施行せられたのであるから、茲に特筆する次第である。但し新發田藩領に於ては施行せられた形跡全くなく、同藩領地たる白根郷は中ノ口川を隔て、西蒲原郡に對し、土地の状況・開拓の沿革等互に相近きものあるに拘らず、西蒲原郡全部が此の制度の施行地であるのに、これが新發田領に傳播しなかつたのは寧ろ甚だ奇異に感ずる點である。

地割の方法 地割は割地制度の基本作業で、今其の方法を略叙すれば、一村限り各地主の提供した田畑を、土地の肥瘠・水利の便否其他の環境に應じて幾多の等級に分ち、更に各級の地を或る個數に細分してイロハ等の記號を附し、及一二三の數字番號をもつける。されば僅かに一段歩の地でも、其の地は四五十或は百二百にも分れ居り、百石二百石の小村にても數萬の番號を有すといふ。

細分した各個、即ち所々に散在せる上中下種々なる田畑を、適當に且公平に組合はせて『一軒前』と稱する持分を定め、全面積に於て數十軒前を作る。一軒前の大さは何を基本として定められたかは分明でない。一戸の生活に必要な段別を包含せしめたといふ説もあるが、各地の一軒前の地種・反別を見ると、廣狹が一定してゐない、二三町歩が普通であるが、大は七町歩の所があり、小は七八



段歩の所もあるから、此の説は肯定できぬ、次に持分數の割出しは特殊な根據があるのではない、分割の便宜上から村協議に依つて定めるのだといふ説もある、今一つの説は割地創始當時の高持百姓の戸數を以て耕地の全面積を除して得た平均數に據つたのだといふが、何れが是なりとも定め難い。斯くて富有なる者は數軒前を占め、微力者は一軒前の二分ノ一(半前)・四分ノ一(四半前)・八分ノ一(八半前)・十六分ノ一(十六半前)・三十二分ノ一(三十二半前)・六十四分ノ一(六十四半前)等の一ツ或は其の以上を有する事となる。

**土地の配當** 地割が終ると、抽籤を以て土地を分配する。籤は普通一軒前一本であるが、二軒前一本・多きは六軒前一本とする所もある、籤一本に足らぬ百姓は適宜合同して一本分の組を作り、籤親を定めて抽籤に與らせる、此の場合には抽籤後適當の方法で仲間分けを行ふ。地割の際端數を生じ抽籤按分困難なるものは、之を直接小作貸付とする、これを「場卸し」といふ。

**籤替** 土地の配分定まれば、一定の年限此の土地を耕作收益するのであるが、如何に注意して公平に地割を定めても、抽籤配分を行つても、土地の肥瘠・水利の關係・水損旱害等幾多の原因が雜つて、均等の収益を得ざる場合が澤山ある、此の點を顧慮して、定期に籤替を行ふ。籤替とは新たに抽籤を行つて占有地の轉換をなすもので、割地制度の主要條件である。籤替の年限は五年或は十年一期を普通とし、毎年隔年三年四年六、七、八年を一期とする所もあるし、最も長いのは二十年を一期とし、又地割が適當の時は「永代籤」といつて、籤替を行はない所が稀れにある。

『割地』といふ言葉は一般に通用する名稱であるが、地方に依りては『村並軒前地』『軒前地』『軒前割』『名割』『前割』『苗割』『車地』『車作り』といふ別名もあつて、其の内容に於ても各特色を有するものである。

**割替**とは地割の更正であつて、一般には特に年限を定めぬのであるが、一定期が設けられてゐる場合か、舊地割に特に不都合の點を認めたら、又は川缺け・山崩れ或は新地開墾等に依つて割地土地面積に増減を來した場合等に依つて、村方協議の土地割を更正する。

**割地の除外地** 割地は一村全部の土地を編入するを目的とするが、當然除外するものと、協議の上除外するものとある。即ち

- 一、社寺所有地は當然除外すべきものに屬する。
- 一、堤塘・道路等の公用地も同然。
- 三、山林は協議の結果除外せられる場合が多い。
- 四、協議の上、宅地を特に名持(個人所有)に編入したる時。
- 五、特定の土地に對し特定の所有者を認められた場合、即ち『名持地』、其の種類を言へば、(一)庄屋の足免地あしめんち 庄屋の公用に對する役給地、(庄屋地何軒前として割地に編入してゐる所も少くない) (二)割地制度施行後の新開地 (三)個人開墾地の一部又は全部 (四)其の村に在る他村人所有の土地。

**割地は自治的作業** 割地は微税便宜の手段として行はれたものは、多少官の干渉もあつたであら



うが、其の組合内の仕事は庄屋乃至組頭主宰の下に、帳方・竿方・算方・札方以下村の大小に依つて、十人乃至十五人の係員を置いて、全く自治的に執行せられたのである。

**權利の移動** 割地といへども耕作の權利を讓渡又は質入する事は出来るが、總て一軒前を單位とし、之を一筆限の如く取扱つて來たので、漫りに其の内を抜いて處分する事を許さない。従つて之を爲さんとするときは、何軒前とか、或は一軒前以下ならば半割・四半割乃至三十二半割等を處分するといふ方法を採らざるを得なかつた。

**割地制度の起原** 此の慣行の起原には(一)徵稅便宜說、(二)損害平等負擔說、(三)新田共同開墾說等あれど、何れも相當の理由があつて容易に之れと斷定を下し難い。想ふに田畑檢地の等位にはそれ／＼一定の等級が附せられてはあるが、同位の土地でも地味の厚薄あり、水利の便不あり水害早損の多少もあるの、其の負擔を平等ならしめ、土地の荒蕪に歸するを防止、貢納未進を來すの弊を矯めんとする必要から起つたものであらう。特に牧野家領地の如き、古志・三島・西蒲原の三郡に跨りて信濃川・中之口川等の沿岸を占め、累年大小の氾濫多く、其の結果土地の所有關係不明となり、收益及負擔の不平等を來すこと屢次なる土地に於ては、割地制度は適當の處置として民間に使用せられ、藩に於ても最も効果著しいものとして獎勵せられたものらしい。創始の年代に就いても(一)大久保長安案出説(二)牧野忠成創制説(三)牧野家の繼承説等あるが、調査材料を缺いてゐるので、何れとも決定し難い。

**割地制度の終熄** 此の制度は地租改正に伴ふ地押丈量・地券發行等を一轉機として、明治七年以降廢止せらるべき運命となり、多くは明治八年乃至九年に於て最後の割替を行ひ、夫々所謂名持の形に登録して、割地制度は終熄したのである。然るに永く土地の實情に適應し來れる舊慣行は、一片の政令に依つて直ちて改めらるべくもあらず、表面は法令に従つて個人所有を決定しながらも内實は種々の約定を結んで、割地制度を續行したのであるが、個人思想の發達と共に、私有觀念にも變更を來し、愈々地券の交付を見るに及んで、前年の土地割替に據る個人所有の決定法の、甚だ不條理なるを覺りて痛く狼狽し、愈々割地制度を全廢し、眞の個人所有地を決定する爲には、土地の再丈量を行ひ、等級を定め、公平なる配當をなすに如かずとして、明治十九年二十年頃各村から縣に對し、土地再丈量の申請をなすもの、實に二百七十ヶ村以上に達したのである。併し此の機會に於ても、尙全く廢止するに至らず、今日尙之を續行するものに、古志郡石津村釜ヶ島・三島郡深才村下山・古志郡山本村浦瀬及西蒲原郡村落の或る者等がある。要するに新制度漸く完備するに従ひ舊慣習は之と矛盾する所多く、機會ある毎に、割地制度は崩壞の止むべからざるに至つたのである。(本制度に關する記述は、内田銀藏博士・中田實博士・牧野信之助氏及本縣技手石井清吉氏等の著書及調査に負ふ所が多いことを特に附記する)

土地所有權の移動

當時は一般が土地所有權に關して、明確の觀念を持つてゐた者はなかつたやうだ。幕府は其の政策



として、農民の田畑の永代賣買を禁止したので、長岡藩も亦土地所有權の移動を、延寶五年發布の郷中掟に規定してある。

土地所有權移動の掟(意譯以下倣之)

- 一、田地の賣買は公儀(幕府)から停止されてゐるから嚴禁する。
- 二、どうしても田地を所持し兼ねる場合は、代官に届出て、一旦田地家屋敷とも其の支配へ納付すべく、支配では調査した上、相當の代金を下附する。

此の手續を履行するには、いふ迄もなく、村役人等の連印を要し、支配では此の土地を、他の農民に交附して耕作せしめる。

- 三、田地の買入は隨意であるが、他領へ賣物に出すことはならぬ。
- 四、表面買入の如く装つて、裏面に賣買券状を取交はしたり、又賣買の手形の内に、買入田地を含ませたりする事はならぬ。

此の第四項によれば、賣買は嚴禁されてあるものゝ、事實に於ては買入其他の形式にて賣買の行はれしことが知れる。

土地所有權移動の實際例

例一

差上申田地之事

- 一 高二十八石八斗四升八合

牛池新田高辻の内田方

拙者儀前々より進退不能成候に付村高之内田地此度御公儀様へ差上候處爲御手當代金百五十一兩二米と永八十六文六分被下置體に請取難有奉存候右之田地何方に被仰付候共於已來毛頭中分無御座候爲後日如件

文政十一年子三月

牛池新田  
 田差上主 傳 兵 衛 印  
 庄 屋 喜 助 印

御代官所

右之田地相改候處相違無御座候 以上

支配割元 傳 兵 衛 印  
 割 元 間 兵 衛 印

(裏書)

表書新田高の内田方自今其方へ申付候間可致支配於已來違亂等有之間敷候也

堤 九 八 郎 印  
 杉 山 市 郎 右 衛 門 印  
 太 田 榮 右 衛 門 印  
 中 川 爲 右 衛 門 印

(此四人は藩の郡奉行代官である)



此の證書は掟書のまゝに履行した一例である。又

永代賣渡申田地之事

一 高九石餘也

田畑居屋敷古新田方共

右者私儀去成ノ御年貢米不納仕候ニ付所持ノ田地内四半八半前田畑居屋敷古新田共代金四十三兩二朱ニ而永代賣渡申處實正ニ御座候尤於此田地自御公儀様拜借者不及申外借書入何ニ而モ無御座候重而御藏江御願申上御裏書證文請取相渡可申候右田地ニ付何様ノ異變御座候共請人罷出屹度埒明貴殿江少モ御苦勞相掛中間敷候爲後日之證文如件

田地賣主

横目	七	左	衛	門	印	
組頭	九	郎	左	衛	門	印
同	四	郎	左	衛	門	印
同	儀	右	衛	門	印	
庄屋	平	兵	衛	門	印	

向島新田

勇助へ

公證の必要

田地の買戻し・請返

當村 (四郎丸村)

富七殿

同孫兵衛印

此の證書に據れば、直接賣買が黙許されて居たらしく、施政の寛嚴に依て時代により、兩様の處置が採られたものであらう。併し役人の裏書(即ち公證)を必要とした事は、二者同一であるから、乙は單に郷中掟書の手續を簡易にしたものとも見られる。

農民以外の者の土地所有權 農民以外の階級は嚴密に言へば、居屋敷以外の土地を領有する必要を、多く認めなかつたもので、郷中掟に

五、給人・町人・神職・出家・山伏などが、單に自己の利潤の爲に買置いた田畑は、假令年曆を経て

も、元の賣主から買戻の交渉があつた場合は、元金で返し與へねばならぬ。

六、質入田地は、入質者から請返しを求めた時は、年期に拘らず、本人に返さねばならぬ。と規定してあるのは、農民を保護する政策であつたらしい。併し元金で返せといふ事は、物價の變動を無視した仕方であり、且狡猾な賣主はこの條文を楯に、無理な要求を申出た者もあつたらしく

元治元年(延寶五年掟書の發)家老稻垣平助の名で  
近來金銀の位、格別引違候に付、是迄讓置候田地受戻の分は、賣買相場相當之代金を以て取引可致



と指令したが、尙之に附帶して

此後相譲り候田地請戻之儀者、古來定の通り本代金にて相返可申と附記せるを見れば、尙古の思想に捉へられて、貨幣價値の變化を殆んど認めぬのはどうしたものか。當時の土地質入は、十年を一期とした。

**田地配分** 郷中掟は更に農家の土地配分にも干渉して居る。

八、田地を配分せんとする時は、村役人五人組の承認を得た上、豫め證書を作成し置くを要し、末期に及んで道理なき遺言を用ひてはならぬ。

九、田地高十五石以下所持する者は、全部長男に譲れ、其餘の田地は、隨意配分を許す。

第九の條項は元祿三年『百姓田地十五石以上にも配分無用之事、無據譯にて致度ものは支配者へ相願可申事』と改めたが、是は農家の家産を保護する關係上、農村政策として、分家を喜ばなかつた結果であらう。

**所有權移動に干渉した事由** 蓋し藩廳收入の過半は、農民の貢租に依るものであるから、土地は農民と不離の關係を保たしめ、若し土地の賣買を自由にして、之れが放漫に流れると、終には農村の荒廢を來さんことを憂ひ、之を防止する爲に、其の賣買を禁止したり、干渉したりしたものである。されば農民以外の階級は、田畑を所有せざるを原則とし、其の居屋敷の賣買は彼等の自由意志に任せあり、農民が種々の事由で土地の所有權を他に移すのは、藩廳から見れば、單に耕作權の移動

と認める程のものであらう。

## 第二節 治水及用水附三瀉附近の排水

治水は農業と密接の關係があり、産業に影響することが至大であるから、堤防を堅固にし、河道を作つて排水に便する等は、治水上必要の事である。特に信濃川の暴水に苦められた長岡藩に於ては絶えず此の點に留意し、川前の堤・江通の土手・道路・橋梁は近郷の者共申合はせ破損せざる様仕るべく、樋水道は近所の里々、水下の村々の者共、油斷なく相守るべくと命じ、其の破損に當つて一村一郷の農民をして修理せしめるのを自普請といつた。併し修理の關係する所廣くして、自普請の力の及ばないときは、之を藩營工事に移すのである、之を私領普請といつた。

**新大川の開鑿** 元祿十年藏王權現堂前の信濃川、缺け込みて危険となつた爲、長岡藩では幕府に出願の上、川西なる古志郡宮關村・楨之山村の方へ向け、長さ六百間幅平均六十間の新大川を開鑿するに決し、同年五月十四日から二十三日までの十晝夜間に掘上げた。之に使役した人夫は總計二萬九千七百七十七人で、内千四百五十九人は藩より、千八百十五人は家中より、九百人は長岡町より二萬五千三百三十七人は郷中七ヶ組より各支出し、藏王領よりも四百人を徵發した。是れが長岡藩最



初の大工事であつた。

**左近の築堤** 又長岡市中に氾濫する洪水は、主として西南方に當る左近・草生津方面の信濃川堤防の破壊に依るものだから、藩廳では其の洪流の最も激しく衝突する左近に、大堤防を築造するに決し、寛延元年融雪を待つて起工し、同年九月二十日竣工したが、此の工事の爲に、家中始め町郷中より出した人夫總計一萬九千七百八十二人を要し、竣成日新堤上で、長岡名物の一なる盆踊りを催したそうだ。俗に之を左近の大土手と呼び做してゐる。

**國役普請** 元來河川の影響は決して一郡一村の關係でなく、其の範圍は頗る廣いから、領主の力のみでは經理し難い場合がある。斯る場合には關係の公領・私領・寺社領等の共同出資に依り、之に幕府の被差加金(補助金)を加へて、普請に着手することがある。之を國役普請といつて、當時築堤浚渫の事を堤川除と唱へた。

國役普請には二種ある。一は幕府の命令によるので、幕府は總工費の十分の一を支出し、殘額を幕領・私領・寺社領等水利に關係ある領地の石高に割當て、出させ、第二は私領より願出るもので其の領主は村高百石に付二兩乃至五兩の割て其の費用を支出し、殘額の十分の一を幕府の出金、其殘りを國役にさせた。然し國主、城主、二十萬石以上の領内に係る普請は領主の負擔として國役普請を許さなかつた。つまり小諸侯の保護であるとも言へる。而して越後に於ける國役負擔の河川は關川・阿賀野川・魚野川・信濃川・保倉川・飯田川で、此の國役は越後一ヶ國高八十萬八千石餘に

割當てたものである。

用水

**用水路の修理** 用水には井堰・池塘・渠溝・底樋等種々の設備があつて、農民の直接使用する郷村内部の用水路であるから、多くは郷村自治團體の村普請として、其の保護と修理に努力させ、小破に留意して大破を未然に防がんとし、其の經費の如きも總べて郷村の自辨とした。されば郷中總出となつて、其の修理改築に當り、特に毎年四月頃植付に先つて、先づ村内の溝渠池塘を一通り修理するので、之を春普請といつて、殆んど農間の年中行事の一と見做されて居た。

**配水の公平** 用水の制度で、最も注意せられたのは配水の事で、こゝに組合を作らせ、小にしては二三ヶ村、大にしては十數ヶ村或は二十餘ヶ村共同して、一水路を共有させ、其の經費は總べて亦組合の總高割とし、最も公平に配水する様にして、紛紜を起させぬ事に注意した。是れ用水は公水で、公私其の利を共にすべきものであるからである、言換へれば、徳義の觀念を基礎として、相分ち相譲り、互に其利を平等にせんと期せしめた。されば水論に對しては、成るべく村役人をして郷村の和解熟談に努めさせ、正式に公裁を仰ぐことを避けしむる方法を探つた。是れ用水の如きは一方に利すれば一方に損し、若し折衷的の和解を成さしむるときは、双方尙互に水量の過不足を訴へるのだから、寧ろ裁決を與へぬ方が、賢い處置とせられたのである。只水論の爲に、亂暴騷擾を



企て、互に殺傷するが如き刑事犯罪のあつた時のみ、其の犯罪に對して相當の處罰を行つたのである。

領内の用水路に、大きなものが三條ある。

飯塚江

飯塚江 は澁海川を分水するもので、取入口は岩塚村大字飯塚地内にあるので飯塚堰といふ。此の用水は深才村を始めとして、下流は日越・上川西・王寺川の諸村千二百五十町歩を灌漑してゐる。飯塚堰より上流數町の處に、同村十樂寺地内に設けた同名の堰があつて、來迎寺村の耕地約三百町歩を潤うして居る。故に一朝旱天に際すると、兩堰の水量分配に就き、紛擾の起る事があつて、其の大なるものは明和年間に起つた水論で、領分違の爲終に幕府の公裁を請ふに至つた。其の裁許に據れば、領分違を改めて全部牧野家の領地となし、水量の分配に關しては、耕地面積に比例して、十樂寺堰三分、飯塚堰七分の見當となし、旱天の場合には、時の代官の手加減にて處理し、明治七年まで舊慣に據りて、其の經濟を共通にして置いたが、後之を分離した。

配水の紛擾

飯塚江の由來

此の堰の濫觴は、本大島長谷川家の記録に依れば、天正年間上杉景勝の時、朝日村のなますばといふ所に、取入口を設けたのに起源したが、場所悪く、通水不能の事が屢々あつたので、堀秀治の時江口を飯塚村に採り、思ふままに用水を引く事が出來た。其後二回江幅を取擴げ、江敷を都合三間にしたと。此の他西野江(大字下山の用水路)・新江(上川西村蓮瀉方面の用水路)がある。

福島江の庄屋久右衛門

福島江 は慶安年間今を距る約二百七十八十年前、今の新組村大字福島江の庄屋久右衛門が、始めて開

工事着手

いた用水路である。久右衛門は資性篤實で、公共心に富み、且水利土工の智識に豊かな人であつたらしい。常に福島村のみならず、長岡城外一帯の地、即ち上組・北組といつた。二十餘ヶ村の地方がいつも灌漑用水に不足して、毎年甚しい旱害を受けるのを、何とか用水を潤澤にする工夫はないものかと苦心し、山川原濕を跋涉して、此處彼處と調査測量する事三年で、漸く一案を得、狀を具して水路掘鑿の許可を藩廳に願出た、藩廳は其の計畫を嘉みして激勵を加へ、且久右衛門に命じて工事を監督させた。久右衛門感奮し、關係の村々に説いて人夫を繰出させ、愈々水路の開掘に着手した。其の江筋は六日市村妙見から信濃川の水を引入れ、十日町・上組の二村を經、長岡の東部を貫いて、栖吉川に合流せしめ、下つて黒條村十二瀉に於て猿橋川に放流する設計で、蜿蜒五里以上に亘る長水路であるが、兎に角久右衛門の熱誠と、村民の非常な努力とに依つて、慶安四年に通水し得たのである。此の灌漑段別は上組二千三百餘石、北組七千二百餘石といふ可なり廣大な區域を包含して居た。

再整理

福島江の命名

皓潔な精神

然るに數年を経過すると、信濃川流心に變動を生じて、水乗りが甚しく不良となつたから、久右衛門は取入口を三俵野に變更し、江筋の整理浚渫をも行つたので、今度は充分に水を取入れる事が出來、漫々として江筋に溢れて流れるやうになつた。爲に旱害の憂も除かれて、薄收の土地が多稔の美田と化したので、村民皆久右衛門の功績をたゞへ、其の恩恵に感じて、其の生地の名を採つて江筋に冠し、福島江と稱した。藩主忠成其の功績を認め、厚く賞賜せんとせしが、久右衛門は私は見



孫八郎兵衛

記念碑建立

傳兵衛の協力

東大新江

佐々木要吉

る影もない百姓で、有難い御治世に遇ひ、郷黨の皆々と豊作の樂を享け得れば、満足に至りてありますと、終に辭して受けなかつた。當時其の志を述べた歌にかさねたる思ひのしるしあらはれて、青田のおもに見ゆる月影とあり、以て其の人格の高潔さが窺はれる。

其の孫八郎兵衛亦庄屋の職を襲ひ、性明敏、善く祖父の志を繼ぎ、關係村落に議して、規約を立て時々江筋を濶ひ、通水を便にし、益々灌漑を利したので、藩侯之を賞して永く其の田租を免じた。明治三十四年久右衛門の二百五十年祭に値ひ、九世の孫久五郎、上記二十餘村の人々の醵金を得て記念碑を黒條村下條地内福島江畔に建てた。

尙久右衛門に協力して、江筋の開鑿に盡瘁した人に、草生津村の傳兵衛（長岡銀行専務山田耕治郎氏の祖）があります、記録を欠いて事蹟を明かにし得ないのは遺憾である。

**東大新江** 長岡城外の各村は、福島江の開鑿に依つて水利の便を得たが、其の東方に當つて東山に近い各村は、此の恩恵に浴し得ず、且つ田畑の開墾が丘陵にまで及んだ爲、水源殆んど涸れて、連年旱害を受けるので、水田を變じて陸田を作らうと企てる者さへも出来た。栖吉村の庄屋佐々木要吉といふ者、福島江の例に倣つて、水路を掘り、田を開いて、國利民福を進めたいと、藩廳に願出た。藩廳其の説に聽いて、八萬兩を上組の大地主等から借りて、掘鑿に着手させた。要吉は取入口を亦六日市村妙見に設けて、信濃川の水を引き、六日市・上組・山通の諸村を貫流させて、山通

村長倉に至つて、栖吉川に放流する計畫を立て、嘉永二年から同四年まで、足掛三年の大工事を竣つた。併し要吉は水利土功の智識に乏しかつた爲、水路は出来たが水は田にかけにくく、堤防は屢々修理せねばならぬといふ苦情が起り、且其の心術を疑はれて、終に所拂の罰を課せられたのは氣の毒といはねばならぬ。安政三年遂に廢渠の令が下つたが、此の時上組の各村の内新水路の恩恵を受けて居たものも少くないので此の命令に接して只狼狽するのみであつた。時に横枕村の岸吉之助攝田屋村の幡達治・曲方村の野口伊左衛門の三人が奮然として立ち、百方藩廳に運動して、水路の無償交付を受け、隣郷の諸村とも妥協して、之を沿道二十餘村の共有とし、堤防を修理し、水路の疏通し嚴に配水の約を定めたので、灌漑の利著しく擧つて、旱損の憂がなくなつた。其の位置が福島江の東にあるので、東大新江といつた。水路は長さ三里餘、灌漑段別實に千町歩に上り、今尙其の餘澤を被る事が、昔に變らないので明治二十九年關係村民相謀り、碑を横枕地内の江畔に建て、先人の功を録し、永く其の恵利を忘れぬやうに期して居る。

### 三瀉附近の排水と、新水路掘鑿

**空前の大土工** 此の工事は忠精時代に行はれ、治水と新田開發とを兼ねた大土工で、三瀉の悪水除として、今に其の恩恵を謳はれて居るものである。元來西蒲原郡には卑濕の地多く、特に信濃川・中の口川・西川の間に狭まれた三瀉、即ち鎧瀉・田瀉・大瀉附近は湛水の爲に屢々水災の厄を受け、

三瀉附近の排水工事  
西蒲原の水害地



一朝堤防缺壞し、惡水漲溢する時は一帯の地汪洋として海と化し、農民の困窮實に言語に絶すと言はねばならぬ。此の被害地は長岡藩領の三十五ヶ村と、村上藩領の十七ヶ村が、其の主なるもので此の積年の愁苦を除く爲に、全國無比と噂せられた大工事が企てられ、成功の曉には、前記の各村はいふまでもなく、隣接の水腐地までも、良田と化すべき、極めて有利の大工事なのである。

**工事の設計** 其の設計は、三瀉附近に湛溜する惡水を五十嵐濱に放流せしめんとするに在つて、幅十間、長さ一里五町餘の新水路を開き、其の西川を横斷する箇所(内野村)には、底樋(暗間)二門を伏せ、字金藏坂の砂丘を疏鑿し、以て直に海に導かんとするものである。經費は長岡領六分・村上領四分負擔の契約で、底樋縦三尺、横一丈八尺、長さ五丈餘だけでも六萬兩を要したと聞いても其の總經費の莫大な事が想像せられる。

**起工と成績** 斯くて文化十五年(二四七八、四月)二月工を起し、文政三年(二四八〇)漸く竣工したが、水腐地二百三十八町歩は良田と化し、更に十七ヶ村二千六百餘石の新開地を得、外に幕領中開發せられた段別が五十一段六畝で、石高は四百餘石に上つた。其の後河幅の取擴げ・底樋の増設等増工事があつて、全く竣成するまでには、前後十ヶ年の長歲月を費したのである。依て忠精は其の工の成れるを喜び、事に當つて勤勞した篤志者伊藤五郎左衛門を始め、十六人に對して厚く賞賜した。

**忠精の寄與** 由來西蒲原郡は各藩の領地が、犬牙錯綜せる上に、幕領さへ交つてゐて、本工事の當初の如き、異議紛々故障百出の姿で、幕府の允許を得る事が甚だ困難であつたにも拘らず、終に

其の目的を達し得る運びに至つたのは、要するに忠精が老中たりしが爲で、最も異議を唱へた出雲崎代官も、忠精を憚つて、終には黙して止んだと傳へられて居る。

### 第三節 貢 租

#### 石 盛 の 法

土地を耕して得る所の收穫量を高といつて、これが田租の根源となるもので、之を定めるには石盛の法に依るのである。石盛とは租を課せんが爲の稷米率で、之を定めるには先づ土地の肥瘠・灌漑の便否・其の他地形・位置等を酌量して土地の等位を査定し、其の十ヶ年の收穫高を平均して、一反歩の收穫を何程と算へ、其の高に應じて貢租を定めるのである。例へば大抵一歩の得米を、上田では籾一升と定める、之を五合摺にして、一段歩が三百歩だから、一石五斗になる、之を十五の盛といふ、即ち土地に石高を盛付ける意で、俗に之を斗代或は土代とも言つて居る。之を標準とし以下二つ劣りに中田・下田の等位を決める、是れ石盛仕出しの根原で、其の位付は一段歩

上 田	一石五斗	中 田	一石三斗	下 田	一石一斗
上 畑	七斗五升	中 畑	五斗	下 畑	三斗七升五合

とし、之を公・民の二つに分けるから分米とも言つた。長岡藩では五公五民の事もあつたが、多く



は四公六民として徴収せられたやうだ。此の方法は一種の理窟取りで、水虫害の斟酌もなく農民が非常に苦痛を訴へるから、其の聲に聴く必要も起り、地味の變化が上中田を轉倒したりして、納租の標準が亂れたりしたので、検見の法が實施せられるに至つたのは、忠辰の頃からやうだ。

検見又は毛見

古來田畑に栽培する植物を毛と稱し、物を見分けるを見と言つたから、毛見の稱が起り、公文には檢の字を用ふるのが例となつた。検見は昔に收穫量を檢するのみにあらず、其の年の豊凶は勿論村民の貧富・田畑自由作の有無・耕作の勉否・副業の種類・特産物の有無・肥料の難易・運輸の便宜・用水の潤缺・水害早損の有無・納稅費の多寡等百般の村況を調査し、尙前十年・五年・三年・又は一年の收穫租稅をも參照し、無私公平に檢定せしめるのが主眼である。されば長岡藩にては天和二年(二三四二)九月の檢見に當つて、藩主忠辰は、奉行衆並に勘定頭其他關係役人を召致し、直接『當年毛見之義諸事油斷なく詮議致し百姓不令困窮様に可申付之勿論下役人非常無之様可申付候』と諭告せられた。是れは唯其の一例に過ぎぬが、以て檢見が如何に重要視せられたか、想像せられるのである。

檢見の方法

檢見は勘定頭を主役とし、拾數人の補役あり、尙足輕・長柄・仲間若干人を實務役

として隨員たらしめ、割元・杖庄屋・郷横目等立會として隨行するのである。檢見の方法としては二様ある。

一、坪刈法 田一坪の稻を刈り、之を粃に作り、乾燥後の減量(通例約二割)を見圖りて榊量を計り、之を一段歩の粃に及ぼして收穫量を算出するのである。

二、稻毛調 一株の穂數を幾筋と數へ此の一株の内上中下三段の穂三筋を選出し、其の粃數を數へて三分し、之に一坪の株數を乗じ、米一升の粃數六萬四千八百二十七にて割りたる數を一坪の收穫米として、一段歩の量を算出する法である。

檢見の日取と流弊 檢見の日取は早稻は二十日から十四日目、中稻は彼岸から七日目に、所の代官村役人立會の上小檢見を行ひ、それより數日を経て大檢見と稱する本檢閱が行はれるのである。元仁政の趣旨に出たものであるが、百度の弛廢に連れ、毛見の役人と聞けば領民何れも酒食を饗し、賄賂を納れ、一意其の歡心を買つて、貢租の輕減を求め様になり、従つて其の經費は莫大に上り、負擔にも往々不平を唱へる者を生じた。

檢見制の改革 河井繼之助郡奉行となるに及び、民意の止むを得ざるものあるを察し、斷然恒例の毛見制を廢止し、更に從來の事例を參酌し、親しく農家の實際に徴して、一般に納米率を引下げさせ役人が郷村に出張の必要あるときは、本藏を出張所と定めさせて、民を煩はすことなからしめた。



高外地

高外地

等外劣悪の土地は、収入不定で假令之を高に計算しても、百姓の得る所がないから、見取場・流作場・段高場等の名目で高外に置き、最も輕租を課するか、時には免租もした。

見取場

見取場 河岸・山麓・原野・其他の空地を、年々三五畝づゝ田畑に開いても、普通田畑と同等に

檢見をしない所をいふ。數年の後土地も馴れ、收穫も一定すると、檢地を遂げて高に結び入れる。尙水損・旱災不定にして收納の定まらない場所は、其の儘見取場として置く。

流作場

流作場 川前通若くば川中島、其他池沼の岸邊等、無高無年貢の場所を最寄流民へ、救護の爲開發を命じた場所である。山通りでも無年貢の荒地は、流作場とした事もあつた。

段高場

段高場 新田・草地・埋地等の惡地、或は堤外の寄洲等、流作場と略々同じいが、只其の反別ばかりを定めて、輕租を課する土地である。

獵場

獵場 河川・湖沼の邊りて流作場にもあらず、前々より獵場として使用し、置網役・川役・梁役等、領主へ年貢或は冥加米を納付し來つた所も、高外地に入れてある。

小物成

小物成

以上述べた所は田畑に對する正税であるが雜税とも見做すべきものに小物成といふのが有る例へば

川役銀

川役銀

山年貢・野年貢 山林・原野の所有者、又は之れが下附を請うて、雜木や柴を伐採し、秣を刈取る爲に、米錢を納付する小税である。  
漆年貢・楮・油荏役 これは高外地、又は反別なき山野に、此の種の植物を植ふる爲に、上納する米錢である。

松山藪林年貢 農民所有の松林・雜木林・竹藪に課する年貢である。

葭年貢 卑濕で作毛の出來ぬ場所に、葭を植付け、一反に何程と米錢を納めるのである。其他略す。但し山高・野手高・漆役高漆木一本に付米二升づゝの割等と唱へ、既に高に結び年貢を納めるのは、田畑同様本途物成の内に含ませるのである。

信濃川を初め、河川・湖沼の沿岸の村々には、上杉家・堀家時代からの遺法で、鮭役高・鮎役高・築役高・本川役銀・鮭役銀・網役銀・巻役銀・鵜繩役銀・築役銀・八ツ目役銀の十種の川役銀が徴收せられた。但し初めの四種は其の村惣高の割合、則ち役高は高一石に貢米五升、役銀は同じく十匁の標準で上納するが、鮭役銀以下の六種は、兩様の村例が行はれてゐる。即ち一は其村内に漁業の定員之れを川人といふがあつて、此の者等が漁業の特權を有し、其の權利に應じて貢租を納め、一は村の惣高、或ひは百姓の戸數に割合ひ上納するもので、村民順番か、或は救ひの爲貧者に業を與へる



のである。

### 長岡町の特待

長岡町一圓の地は、從來檢地漏として、特定の年貢なく、毎年七百兩づゝを藩に納める習慣で、其他に役銀・入役銀の課賦があつた。

### 引 即 減 租

引とは減租の意味で、水旱・風蟲の凶年には、檢見其他の方法で、其の損傷の程度を調査して相當の引を立てる事は前に述べた通りであるが、其他にも永久又は半永久的の引がある。

其の一は天變地異等にて、山崩れ・川缺け・池出來て砂石入り、田畑の大に損傷する場合、檢分の土地の起返し、即ち復舊まで、本途高より除き或る年限租税不課の土地とするのである。

他の一は人為の引で、例へば陣屋敷役人の詰所・郷藏敷・堤敷・溝代・道代等の如く、其の土地に無くて叶はないものであるから、年貢諸役を勤めず、永久復興せざる潰地と見做して課税しないのである。

## 第四節 貢米の收納

### 貢納の順序

納入原則

納入原則 貢納米は一俵を四斗七升入とし、正米を以て納入するのを原則としたが、藩の都合で内三分の一を金納、三分の二を米納とした。其の徴收法は、毎年立春から二百三十日目を初納と稱し、各村々より今挽の良米を、見本として其の組の本藏に納めさせたが、村の大小に依つて五合以上四升までの等級があつた。

本藏の配置

本藏の配置を言へば

上組用本藏 船江町に在つた。

北組用本藏 西神田町に在つた。

西組用本藏 三島郡本大島村に在つた。

初めは上田町若くは船江町に在つたが、明暦二年移轉。

栃尾組用本藏 古志郡栃尾町に在つた。

河根川組用本藏 三島郡河根川村に在つた。

卷組用本藏 蒲原郡卷村に在つた。

曾根組用本藏 蒲原郡曾根村に在つた。

本藏までが遠隔で、納入に不便な村々の爲に、外に枝藏郷藏に納入した米



係員  
納米期日  
及番割  
納入手續  
端計り  
所徳  
場米

は、運送費を枝藏の負擔として、漸次本藏に移入した。  
係員及納期 藏元には代官出張して執務し、其の下僚には米見方が四五人居る。藏元の傍には役場があつて、割元を始め藏掛・杖庄屋の村役人が詰めて居る。  
納米の期日は、毎年十月二十日から十一月廿五日まで、村々で組合を定め、番割と稱して納入の順番をさめる。年に依つては十月二十日以前に、今晩又は新穀の早納を命ぜられる事もあるが、番割には關はらない。

納入順序 斯くて期日が來ると、何れも良米を選び、粃碎米等の混入せざる様注意し、四斗七升を俵二つに分けて入れ、番割の前日迄に、本藏又は枝藏に近い農家に庭入を頼んで運送し置き、當日米見方の嚴重なる検査を受けた上、一俵づゝに計納する。一俵毎に村名・米計り主・及米見方の姓名を書いた小さい木札を、俵の内外に挿し置く。此等の收納が一段落になると、勘定所から役人が出張して、米拵ひ・俵装改め・及升入實目を檢閲した後、藏に納め、戸前の封印を爲し、村役人から預證文を徴す。最も藩主の都合で、收納の内納又は糯米納を命ぜられる事もある。最後の期日に達しても尙未納米残る時は、端計はしばかりといひて、番割に拘らず計納させる。  
又藏の附近にあつて上納に便宜な村々では、遠隔の村々の不納買次を豫算して、自村の上納額以上に計納する。これは正米値段より幾分高値であるからである、之を所徳と言つた。  
納不足の村方は、翌年四月下旬の皆濟期までに、前記過納の村方から、其の過納分を庄屋切手にて

割元通米

片書

庄屋拘留

水牢

買受けるか、又は藩中の拂米を其組の代官の切手で買受けるかして納米するのである、之を場米又は次ぎ米又は立用米といつた。  
四月皆濟の當日に至つても尙未納米ある時は、其の組の割元の取計で、之を貸付けて收納額に達せしめる、之を割元通米といふ。  
かくて其の組の代官から皆濟の証を渡す、之を片書と名ける。紙を二つに折り、片表に書納めるから、斯く命名したのである。

未納村の處分

庄屋拘留 次で六月二十二日から跡場仕切と稱し、割元役監督の下に、納米の過不足に就いて、嚴密なる調査を遂げ、同月晦日に至つても、尙不足米を償ふこと能はざる村方があると、此の旨を代官に届出で、其の村方の庄屋を、本藏内にある證人藏に拘留して納入を待つた。其の飲食は自便であるが、一晝夜米六升づゝに定められた。番人料は、五十日迄は其の村の負擔、五十日以上百日迄は其の組内から三分の一を救ひと稱して補助し、百日以上は半救とするを定例として、不足米の代金を上納する迄は、各自に其の責任を分かつた。

水牢 證人藏拘留の刑はもと水牢であつた。水牢とは藏屋敷の構内の小屋内に土穴を掘り、深さ三尺程の水を湛へ、着衣の裾をまくつて、腰掛に倚つて脚を浸させる刑である、天和二年藩主忠



水牢廢止

辰始めて入封の時、上御藏を巡視ありて、水牢入の者の號泣の聲を聞いて、不快の面持で歸城になつたが、直ちに令を下して、未納米の過半を免除し、殘餘は七ヶ年分納とし、水牢の刑を廢止し、代ふるに證人藏を以てし、收容せられた者には草履・草鞋などを作らせ、價を高く買上げて其の家族に給した。

出穀停止

新穀の生成から翌年四月納米の皆済に至るまでは、他領への出穀を停止し、凶作で米穀の不足を告げる場合、若くは不足を告げんとする惧ある場合には、全然出穀を禁止した、之を穀留といつた。

納米の處分

以上の納米は、翌年の藩士以下の知行扶持米として、それ／＼交付し、一部は津出し、即ち新潟港に下して大阪に回漕賣却したが、其の際多くは納入の時の貫目を其の儘襲用したけれど、時には内を改めて計り直すことがある、之を榎廻しといふ古例で、

- 一、二、三月は四斗七升、
- 四月は四斗六升、
- 五月は四斗五升五合、
- 六月は四斗五升、
- 七月は四斗四升、
- 八月、九月は四斗三升五合、

穀留

納米の處分

榎廻し

運送中の損害

十、十一月は四斗三升、

十二月及年越は四斗二升五合、

の充實を標準とし、此の標準以下に俵米の減少を見た場合は、米計り主から時の相場を以て、價米代金を取立てる例であつた。

貢米を新潟に運送するに當り、落風・ざいたみ等の事故に依つて難船すると、其の損害は船道六分、領中四分の割で辨償したが、八月以後の損害は領中の負擔を免除した。

貢納補遺

コボレ米辨償 枝藏から本藏に移送する際、コボレ米を出して計入減となる場合は、過納村々の分より買受けて、之を補ふことが往々あつた。

石代の金納は、中越地方では出雲崎・椎谷・長岡・柏崎・小千谷五ヶ所に於ける十月十五日から同月末に至るまでの日々の米價を平均した上、定法として一斗二升糶上げ、例へば平均一石が十貫文としたら、十一貫二百文と定め、大積りにて十月・十一月の兩度に取立てた。

殘米拂下 廻米の殘餘を村方で拂下を願出する事があるが、其代金は翌年三、四、五、六月の四度に分けて納入する例で、困窮の村方には、七月迄皆納を猶豫した。

畑の貢租 皆畑即ち一村全部畑作の村方は勿論五分以上畑作ある村方の貢米は全部石代で徴收せられた。

コボレ米辨償

石代の金納法

殘米の拂下

畑の貢租



## 第五節 勸農

### 重農主義

勸農の法

四民をして各々其の本業を守らせる事は、徳川氏施政中の重大要件であつた。牧野氏も固より此の方針に準據して、其の領民に蒞んだが、殊に農は立國生業の基礎、藩政の根源で、其の盛衰は直ちに政治の存立に大なる影響を及ぼすものであるから、農民に對しては殆んど其の業務以外には何物をも顧ることなからしめ、只農耕といふ一定の埒内に於てのみ働かせやうとした。故に世が靜平に歸すると共に、勸農の法も頗る具體的となつた。

### 勸農の手段

#### 勸農法梗概

- 一、耕作に精を入れ、田畑には雜草の生えざる様注意し、田畑の間には大豆など植えて、むだ地を存せぬこと。
- 一、居屋敷の廻りには、竹木など植ゑ、薪を買はぬやうにすること。
- 一、選種は秋の初に念を入れ行ふこと。

#### 特用植物の制限

- 一、冬季中に農具の手入をなし置くこと。
  - 一、肥料貯藏の方法を講ずること。
  - 一、牛馬のよきものを畜ふこと。
  - 一、夫婦共稼とし、夫の爲にならぬ女房は離別しても苦しからざる事。
  - 一、作の功者なる人の指導を受けて、農事の改良を圖ること。
  - 一、春秋灸を致し、病氣にかゝらぬ様に注意すること。
  - 一、衣類は木綿に限り、喫煙せざること。
  - 一、貧窮にて子澤山の者は人にもくれ、奉公をもさせ、年中糊口の途を考慮すること。
  - 一、身上よからざる者にも、身上を持上、米金を澤山持てば、自然人に尊敬せられる者であるから、身持を能くすべきこと。
- 随分微細の點まで注目して、訓戒を施したものである。
- 特用植物の制限** 米作は其の勸奨に尤も重きを置き、其の他の雜穀も之に次いで耕種させる方針であつたけれども、煙草・桑・菜種等の特用植物は田租との關係上、其の栽培には非常の制限を加へ、五穀の妨害とならぬ荒地、或は山野の新開地にのみ作ることを許された。
- 煙草の如きは殊に無用視せられて、栽培・販賣・使用を禁ぜられた時代さへあつたが、大勢の移る所、嗜好の赴く所、之を如何ともし難く、漸次是等の制限は弛緩するに至つた。



耕地荒廢防止 當時又爲政家の最も憂へたのは、耕地の荒廢であつた。されば屢々農民の努力を激成して、田畑の荒廢を防ぎ、新田の開墾を奨励した、若し一人耕す能はざれば五人組は勿論、其の村の共同責任として耕作せしめた。農民の轉業・出稼・其の他の離郷を禁制すると共に、男子が相當の年齢に達すると、成るべく速に五人組其他の斡旋で、配偶者を與へさせて、出稼引留の方策としたのも之れが爲であつた。

風教と勸農

老農にて一郷一村の師表となるべき者には、之に金穀を與へ、或は羽織・帶刀・苗字等を許し、或は或る特種の地位を與へて之を旌表したのも、勸農の一方であつた。神事・祭禮等を盛大にし、芝居・見世物・軍談・淨瑠璃等の催し物を行ふのを禁じたのも、農耕の時間を空費するを恐れた爲である。極端な儉約を奨励したのも、惰弱に流れ、緊張味を缺くことを防がんと爲であつた。博奕其の他の勝負事を嚴禁したのは、農民の之に耽つて耕作を怠り、終には産を破る者の尠なからざるが爲であつた。

元來四民の内士と農とは最も重んぜられし丈、あらゆる方面に保護もあつたが、同時に又制壓も加へられた。殊に農業は財政の根源であつたから彼、等の奢侈を戒め、又其の業にあらざる藝能、譬へば武技の如きものまで、其の本業を懈る原因として、當初から絶對に禁壓せられて居たのである。

第六節 林 政

忠辰時代の植樹 長岡藩の領地は大体古志・三島・西蒲原の平坦地が多かつたが、山古志方面には山地も少くなかつたので、林政には相當に力を致された事であらうが、資料が殆んど知られて居ない。唯忠辰時代に領内に命じ、松・杉・槻・桐の内其の土地に適したものを擇んで、高十石に付二本づゝ植多させ、舊來植多てあつた此の四木と共に、各村備付の臺帳に登録させ、時々之を檢査した事や、中澤村に杉苗を、上除村に松・杉・槻・桐などを栽多させて、其の地方山林の基礎を造つた事が、舊記に散見した丈である。

林政關係の文書 長岡藩には特に林務官といふ程のものはなく、郡奉行・代官が其の事務の一部として、村役人を指揮して林政を處理したものである。村松村割元格金子家の文書あり。

覺

- 村松村兩御林
- 山横目頭取
- 年々太儀料
- 米一俵二斗
- 上組村松村
- 割元格 六右衛門



此者儀村松村兩御林杉木植立之儀申付候以來大凡本數三萬本餘植立數年來心懸手入行届拔群の御林と相成候段畢竟上を重んじ辛勞致候故之儀奇特の至に付書面之通申付之  
右之通可被申渡候以上

弘化三年十一月十八日

榎 内藏助

柿本庄右衛門

九里孫左衛門

萩原要人

小坂部仙八殿

屋代苗右衛門殿

兩御林とは松林・杉林の二つを指すのである。

即ち囑托手當として年額米一俵二斗を給すといふ辭令で尙之に附帶して『爲養育村松村・廣道村兩村にて御林付として高役二十五石差免候』と別に植林費交附の辭令が渡された。此の辭令の中には『永久御手厚の御備筋にも相成』の字句もあるから當時頗る疲弊して居た長岡藩の役人が林業の永久的に有利な事業であることに着眼して、山林養成の篤志者たる六右衛門を表彰して一般を奨励したものであらう。六右衛門は市内山田町佛檀師金子六郎次氏の曾祖父に當る人である。(市主事星山實氏の記述に據る)此の一ヶ村の事項で長岡藩林政の全班を推す譯には行かないが之で見ると林政には餘り積極的でな

藩の林政

く單に自治的に行ふ者に助成した程度のものであつたらう。

## 第四章 町政及商業

### 第一節 長岡の變遷及戸口

#### 長岡地域の變遷

長岡築城略々成り、元和四年牧野家が上州大胡から此の地に入るや、重臣の邸宅を内郭に、その他士分及諸給人を外郭を廻つて各方面に配置した。即ち今の東千手町・弓町・殿町・城内町・兩坂ノ上町・觀光院町・玉藏院町・長町・袋町・聲古町・今朝白町・西神田町は全部侍屋敷で、御家中屋敷とも云つた。其の南北兩端には足輕以下の諸給人を住まはせて、概して上・下の足輕町と呼んだ。今の長柄町・南千手町・中千手町・小頭町(上)・東神田町・愛宕町(下)は其の跡である。而して長岡町と稱するは此等地域の西部一帯に擴がれる部分で之を町家又は町中(まちぢゅう)と云つた、即ち今の表町・本町・柳原町・船江町・吳服町・關東町・渡里町・上田町・神田町一帯を包含したものである。

町の訓方につき、特例の一、二を除くの外家中屋敷にては『チャウ』、町家にては『マチ』と呼ぶの

家中屋敷  
と足輕屋敷

長岡町



が例である。

現下の長岡市は以上の地域を核心として、幕領乃至極樂寺領であつた藏王及石内、牧野家領で獨立の農村を成せる新町・草生津・千手町・四郎丸・川崎等が四周を包圍して居るが、此等の地域に漫然長岡なる名稱を冠して呼來つたもので、長岡町といふときは嚴密に前記の町家と稱する區域即ち商工業地を指したものである。

顧ふに藏王・石内が最古く開け、長岡町も築城前既に大幹線が出来て本町(今の表町)・裏町(今の本町)・渡り町等名稱を呼來つた事は第一編に説いてある。而して長岡町は次の三組に分ち、各檢斷(始めは肝煎)に依つて自治的に支配せられた。

表	町	組	表一ノ町	同二ノ町	同三ノ町	同四ノ町
裏	町	組	同五ノ町	吳服町	關東町	上田町
神	田	組	裏一ノ町	同二ノ町	同三ノ町	同四ノ町
			柳原町	渡り町		
			神田一ノ町	同二ノ町	同三ノ町	鍛冶町
			桶屋町			

以上十九ヶ町なるが、慶應三年十二月桶屋町は神田一ノ町に、鍛冶町は神田三ノ町に各編入せられ山本町・大工町(以上準諸給人地)・坂下町(準工商地)・寺社門前・寺町等も出來てゐた。

長岡の戸口

更に戸口に就いて見るに、初代忠成の末年承應三年の調査といふものに、長岡・新瀨兩町の人數合計壹萬四千五拾人であるも、内容が明かてなく信偽も保し難い。宗門改帳は散逸して全く影を留めないし、其の他の調査材料も缺如して、就いて見るべきものがない。唯古記録の各所に散見する斷片に依つて、推測を加へて作成したのが、次の一表である。

▲印を附したるは推測の數で、人口は一家五人づゝとして計算したものである。

家中以下給人戸數	元祿七年 (紀元二三五四)				正徳二年 (紀元二三七二)				文政元年 (紀元二四七八)				明治三年 (紀元二五二七)						
	忠辰時代		同		忠精時代		忠毅時代		忠辰時代		忠毅時代		忠毅時代						
▲	一三五	一三九	一三九	一三九	▲	一三五	一三九	一三九	一三九	▲	一六〇	一四七	一四七	一四七	▲	一七二	一七二	一七二	一七二
町家	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九
内借	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一	五九一
合計	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇	二四九〇
人	▲	一三四	一三四	一三四	▲	一三四	一三四	一三四	▲	一六〇	一四七	一四七	▲	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二
合計	▲	一三四	一三四	一三四	▲	一三四	一三四	一三四	▲	一六〇	一四七	一四七	▲	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二

右の内元祿七年の調査中町家に關する分は宗門改の結果に依つたので比較的精確のものと思はれ



る、其の調査数は

家数	本軒	借屋	借屋敷	男	女	座頭	警女
五百四十八軒	五百九十一軒	三千六十三人	二千七百八十八人	九	一	九	一
合計一千百三十九軒	合計五千七百八十一人						

とありて、一戸平均五人強に當つてゐる。

此の外 千手町村 二百六十九軒 新町村 四十軒 宮原村 九十三軒  
 草生津村 百五十五軒 四郎丸村 百六十八軒 土合村 百一軒  
 川崎村 七十九軒 (以上安政年間調査)

を加へると、假りに藏王・石内を他領として除外するも、文政以降安政の交には、三千八九百の戸数と、二萬近くの人口とを有せるを推測し得るのである。

### 各町命名の由來

各町命名の由來を知るのは歴史的に見ても、郷土的に見ても、意義ある事であるが、惜むらくは記

各町命名の由來

録を缺如し口碑も亦多く傳らず、僅かに知り得た一部分を断片的に記述する。

#### 一、舊家中屋敷の各町

**阪之上町** 現在の長岡停車場に本丸を置いた長岡城の郭内を御城内と呼んで、固より町内などはなかつた。明治戊辰後此の區域を阪之上町と名けたのは兜に似たる地形の小高き位置を占めた意であらう。後坂上町と改めた。

**殿町** 城郭の南部を東西に走つてゐる町で、藩主の『御住居』即ち有隣亭と稱する別邸があつたから名付けられた。

**臺所町** 舊藩時代藩主の臺所のあつた地である。今は臺町と呼ぶ。

**弓町** 臺町の南に連つてゐる、足輕の弓の替古場のあつた所で足輕長屋も建てられてゐた、後年長屋を廢し侍屋敷に變更した。

**今朝白町** 城郭の東部を南北に延長する町で、城郭の繩張を暗示した白狐に縁ありと傳ふるものあれど明かでない。

**觀光院町** 今朝白町から西して町家に通ずる町で、觀光院といふ寺があつたからである。

**玉藏院町** 觀光院町の北に之と並行する町である、東端に牧野家の祈願所なる玉藏院といふ寺があつたから呼ばれた名である。

**長町** 玉藏院と丁字の關係をなして北に延長し町家の關東町・桶屋町・神田一、二、三ノ町を



連ねた長さ等しいので、此名ある所以である。

袋町 長町の上半部の東をこれと並行する町で行留りであるから名けたらしい、東丁・中丁・西丁の三線があつた。

稽古町 長町の下半部と並行して、其の東にある町で、往時武藝の稽古場があつた。尙其の東に榮涼寺境内の西堀に添ふてお堀の町といふがあつたが、今は名稱を失つた。

西神田町 神田町の西方に在る土分屋敷の一廓である。

荒屋敷町 南部の一小地域であるが、もと水腐地の乾涸した所に設けられた住宅地、荒は未整理と新との意を兼ねた。

千手町 柿川以南、主として今の東千手町を指すのである。千手観音堂に因んだ町名なるはいはでもの事である。

長柄町・上足輕町・中間町・小頭町 最南端で諸給人住宅のあつた地域である。

お剪栽 今は千歳町、藩主の野菜を栽培した畑地があつた。

下足輕町・愛宕町 今の東神田町愛宕町の地域、足輕の住宅地で、愛宕町には愛宕社がある。

## 二、長岡町

表町 慶長の頃既に文書に見えた古い町で、當時は本町と呼んで、長岡町を南北に通ずる大幹線である、築城後其の大手門が此の町に開かれて居るので、次ぎの裏町に對して表町と改め

た。

裏町 表町と同じく古い町で表町の西に並行してゐる、本町(今の表町)の裏に出来た町の義であらう、今は本町と改まつてゐる。

渡里町 裏二ノ町・三ノ町の接續地點から西へ内川に至る一線である、内川に渡場があつたから出来た名である、もと渡り町と書いたが「り」を變体假名の「里」に書馴れて自然渡里町と書く様になつた。

柳原町 裏町から千手に通ずる稍屈曲した一線である、水腐地が自然に乾涸した儘に柳の茂つた原に出来た町である。

船江町 裏町・柳原町の接續點を西に行く町である、内川に臨み、西お藏があつて、運送船の出入した場所である。

坂下町 殿町を西に進んで表町の南端に至る一線である、水腐地に沿ふた低地で、もとは「さがり」といつた、坂上町に對して呼んだ名である。

上田町 裏一、二ノ町の間を西に行く道路である、元和二年堀氏が坂戸から移封の際、其の領上田ノ莊より隨從して來た町人を住まはせた町である。北側は多く寺屋敷で、此の町から出て裏町と並行して北する一線には、俗稱寺町といふ名が冠らされてゐる。そして農家は土合村に居屋敷田畑を賜はつた。



吳服町・關東町 共に由来が不明である。

間之道 もとは町といはず唯呼放してあつた、關東町の北端から、もと水腐地を縫うて内川端に通ずる間道であつた。

神田町 關東町の北に接續する幹線である。藏王宮に献供した米田があり、之を耕作した農家も住居した土地であると傳へられてゐるが明かでない、神田藥師堂(今の少彦名神社)の鐔口には『越後長岡神田村』寛永二十一年甲申十月吉日』の文字あるを見れば、其頃神田村と言つた事が分かる。桶屋町・鍛冶町など獨立した町もあつたが、慶應三年に甲は神田一ノ町に、乙は神田三ノ町に編入せられて、今は其の名を記憶する者すら殆んどない。

大工町 上田町から川を渡つて更に西行する通路である、元和以來御大工組と稱する四十八軒と町家と混合して一町を成す。

山本町 大工町の南にある、藩老山本家の下屋敷のあつた所だといふ。  
三、長岡を包圍する各地域

千手町村 柳原町の南端に接續して南に走る江戸街道である、長岡町よりは早く開けた土地のやうだ、千手觀音堂の所在地からの命名であらう。

中島 内川及信濃川に挟まれた耕地一帯の稱であつて、長岡町の西にある。  
草生津 信濃川に臨める草生地の稱である。

横町 千手町と丁字をなして、信濃川に至る道路の一部をいふ、千手の大通に對する支線の意であらう、信州街道である。

文治・長原 横町に隣接してゐるが、由来は明かでない。

新町村 神田町に接續して更に北に行く路線である、天和年間新保村から五十五戸の農家を移住せしめて新町村と命名したと言ひ傳へられてゐる。

藏王村 長岡市の最北端で、此の地方では最も早く開け、正平年間既に藏王堂の文字が古文書に見えてゐる。藏王宮の所在地で、徳川時代には幕領であつた。

石内村 藏王村の南にあつて昔は『石打』と書いたが由来は明かでない、船着場で賑つた土地で大部分は極樂寺領であつた。

四郎丸村 城丸の義だといへど信じ難い。

土合村 四郎丸村の南にある、往時柿川と信濃川との合流した場所て即ち出合と呼びたるが土合と變化したものだといふ。

上條村 土合村の南にある、上條下條の地名は國內に随分多いが、越後に於ける上條といへば此地を指したもので、足利時代には春日山城と並び稱せられた大城で、今の古志郡山通村の町田・大町・上組村の曲新町等は、此の城下町に含まれた面影の残つたものだといふ傳へられてゐる。